

資料編目次

1 環境行政全般

表 1-1	福井県環境基本条例	1
表 1-2	福井県環境審議会委員名簿	4
表 1-3	福井県公害審査会委員名簿	5
表 1-4	市町環境行政組織	6
表 1-5	市町環境保全関係条例	6
表 1-6	市町環境基本計画の策定状況	7

2 大気関係資料

表 2-1-1	大気汚染に係る環境基準	8
表 2-1-2	環境中の有害大気汚染物質による健康リスクの低減を図るための指針となる数値	9
表 2-2	大気汚染防止法に定めるばい煙発生施設	10
表 2-3-1	大気汚染防止法に定める一般粉じん発生施設	11
表 2-3-2	大気汚染防止法に定める特定粉じん排出等作業	11
表 2-3-3	大気汚染防止法に定める揮発性有機化合物排出施設	11
表 2-3-4	大気汚染防止法に定める水銀排出施設	12
表 2-4-1	福井県公害防止条例に定める特定工場（燃料使用量関係）	12
表 2-4-2	福井県公害防止条例に定めるばい煙に係る特定施設	13
表 2-4-3	福井県公害防止条例に定める炭化水素類に係る特定施設	14
表 2-5	大気汚染常時監視測定局の整備状況	15
表 2-6	二酸化硫黄の測定結果（一般環境大気測定局）	16
表 2-7-1	一酸化窒素、二酸化窒素および窒素酸化物の測定結果（一般環境大気測定局）	17
表 2-7-2	一酸化窒素、二酸化窒素および窒素酸化物の測定結果（自動車排出ガス測定局）	17
表 2-8-1	浮遊粒子状物質の測定結果（一般環境大気測定局）	18
表 2-8-2	浮遊粒子状物質の測定結果（自動車排出ガス測定局）	18
表 2-8-3	微小粒子状物質の測定結果（一般環境大気測定局）	19
表 2-8-4	微小粒子状物質の測定結果（自動車排出ガス測定局）	19
表 2-9	一酸化炭素の測定結果（自動車排出ガス測定局）	19
表 2-10	光化学オキシダントの測定結果（一般環境大気測定局）	20
表 2-11-1	非メタン炭化水素、メタンおよび全炭化水素の測定結果（一般環境大気測定局）	21
表 2-11-2	非メタン炭化水素、メタンおよび全炭化水素の測定結果（自動車排出ガス測定局）	21
表 2-12	有害大気汚染物質の測定結果	22
表 2-13-1	ばい煙発生施設届出状況（大気汚染防止法）	23
表 2-13-2	ばい煙発生施設届出状況（電気事業法・鉱山保安法）	24
表 2-14-1	一般粉じん発生施設届出状況（大気汚染防止法）	24
表 2-14-2	一般粉じん発生施設届出状況（電気事業法・鉱山保安法）	24
表 2-15	揮発性有機化合物排出施設届出状況（大気汚染防止法）	25
表 2-16	水銀排出施設届出状況（大気汚染防止法・電気事業法）	25
表 2-17	特定工場届出状況（燃料使用量関係）（県公害防止条例）	26
表 2-18-1	ばい煙に係る特定施設届出状況（県公害防止条例）	26
表 2-18-2	炭化水素類に係る特定施設届出状況（県公害防止条例）	26

3 水質関係資料

表3-1	人の健康の保護に関する環境基準	27
表3-2	生活環境の保全に関する環境基準	28
表3-3	要監視項目および指針値（公共用水域）	32
表3-4	水質汚濁防止法に定める特定施設（抜粋）	34
表3-5	水質汚濁防止法に基づく一律排水基準	35
表3-6	水質汚濁防止法に基づく上乗せ排水基準設定状況	37
表3-7	福井県公害防止条例に定める特定工場（排水量関係）	38
表3-8	福井県公害防止条例に定める汚水および廃液に係る特定施設	38
表3-9	湖沼の富栄養化防止に関する工場・事業場排水指導要綱	38
表3-10	九頭竜川水域（本川）の水質測定地点と測定結果	39
表3-11	九頭竜川水域（支派川）の水質測定地点と測定結果	40
表3-12	笙の川・井の口川水域の水質測定地点と測定結果	41
表3-13	耳川水域の水質測定地点と測定結果	42
表3-14	北川・南川水域の水質測定地点と測定結果	43
表3-15	北潟湖水域の水質測定地点と測定結果	44
表3-16	三方五湖水域の水質測定地点と測定結果	45
表3-17	九頭竜川地先海域の水質測定地点と測定結果	46
表3-18	越前加賀海岸地先海域の水質測定地点と測定結果	47
表3-19	敦賀湾海域の水質測定地点と測定結果	48
表3-20	若狭湾東部海域の水質測定地点と測定結果	49
表3-21	小浜湾海域の水質測定地点と測定結果	50
表3-22	世久見湾・矢代湾・内浦湾海域の水質測定地点と測定結果	51
表3-23-1	海水浴場水質判定基準	52
表3-23-2	海水浴場の水質検査結果	52
表3-24	特定事業場届出状況（水質汚濁防止法）	53
表3-25	特定工場届出状況（排水量関係）（県公害防止条例）	57
表3-26	汚水および廃液に係る特定施設届出状況（県公害防止条例）	57
図3-27	九頭竜川流域下水道計画図	58
表3-28	福井県の公共下水道の現況	59
表3-29	浄化槽設置届出基数（人槽別）	61
表3-30	年度別し尿処理状況	62
表3-31	農業集落排水施設の整備状況	63
表3-32	漁業集落排水施設の整備状況	64
表3-33	林業集落排水施設の整備状況	64

4 地下水・土壌・地盤関係資料

表4-1	地下水の水質汚濁に係る環境基準	65
表4-2	要監視項目および指針値（地下水）	66
表4-3	概況調査の結果	67
表4-4	汚染井戸周辺地区調査の結果	69
表4-5	継続監視調査の結果	70
表4-6	土壌の汚染に係る環境基準	72
表4-7	土壌汚染対策法に基づく特定有害物質および区域の指定に係る基準	73
表4-8	土壌汚染対策法に基づく区域指定	74
表4-9-1	観測井における地下水位の経年変化	77
表4-9-2	観測井における経年沈下量	78
表4-10-1	福井平野における水準測量結果	79
図4-10-2	福井平野水準測量経路図	81

5 化学物質関係資料

表5-1	ダイオキシン類に係る環境基準	82
表5-2	ダイオキシン類対策特別措置法に定める大気基準適用施設	82
表5-3	ダイオキシン類対策特別措置法に基づく大気排出基準	82
表5-4	ダイオキシン類対策特別措置法に定める水質基準適用施設と水質排出基準	83
表5-5-1	特定施設届出状況（ダイオキシン類対策特別措置法・大気基準適用施設）	84
表5-5-2	特定施設届出状況（ダイオキシン類対策特別措置法・水質基準適用施設）	84
表5-6	ダイオキシン類測定結果	85
表5-7	P R T R法に基づく市町別届出集計結果	89

6 騒音・振動・悪臭関係資料

表6-1-1	一般地域に係る騒音の環境基準	90
表6-1-2	道路に面する地域に係る騒音の環境基準	90
表6-1-3	新幹線鉄道騒音に係る環境基準	91
表6-2	騒音規制法に定める自動車騒音の要請限度	92
表6-3	騒音規制法に定める特定工場等から発生する騒音の規制基準	92
表6-4	騒音規制法に定める特定建設作業に伴って発生する騒音の規制基準	93
表6-5	福井県公害防止条例に定める特定工場に係る騒音の規制基準	94
表6-6	福井県公害防止条例に定める深夜における騒音の規制基準	94
表6-7	振動規制法に定める道路交通振動の要請限度	95
表6-8	振動規制法に定める特定工場等から発生する振動の規制基準	95
表6-9	振動規制法に定める特定建設作業に伴って発生する振動の規制基準	96
表6-10	自動車交通騒音測定結果	97
表6-11	北陸新幹線鉄道騒音・振動調査結果	98
表6-12	特定施設届出状況（騒音規制法）	99
表6-13	特定建設作業届出状況（騒音規制法）	99
表6-14	特定施設届出状況（振動規制法）	100
表6-15	特定建設作業届出状況（振動規制法）	100
表6-16	悪臭防止法に基づく規制基準	101
表6-17	福井県公害防止条例に定める特定施設に係る悪臭の規制基準	101
表6-18	福井県公害防止条例に定める悪臭に係る特定施設	102
表6-19	悪臭に係る特定施設届出状況（県公害防止条例）	102

7 公害苦情関係資料

表7-1	公害の種類別・発生源別苦情件数	103
表7-2	市町別公害苦情件数	104
表7-3	公害紛争処理件数	105
表7-4	公害事犯の検挙件数	105

8 環境影響評価関係資料

表8-1	福井県環境影響評価条例の対象事業	106
図8-2	福井県環境影響評価条例の手続の流れ	107

9 その他資料

表 9-1	福井県環境アドバイザー名簿	108
表 9-2	公害防止協定等の締結状況	111
表 9-3	市町における公害防止協定等の締結状況	113
表 9-4	市町公害防止融資（助成）制度	113
表 9-5	県内各市町の都市計画区域内人口の一人当たり都市公園面積	114
表 9-6	緑化に関する行事の実施状況	115
図 9-7	ごみ処理の状況	116
表 9-8	年度別ごみ処理状況	117
表 9-9	福井県庁グリーン購入調達実績	118

1 環境行政全般

表 1-1 福井県環境基本条例

福井県環境基本条例	
	〔平成 7 年 3 月 16 日 福井県条例第 5 号〕
目次	
前文	
第 1 章 総則（第 1 条—第 8 条）	
第 2 章 環境の保全に関する基本的施策	
第 1 節 県が講ずる環境の保全のための施策等 （第 9 条—第 22 条）	
第 2 節 地球環境保全の推進等（第 23 条）	
第 3 節 環境の保全のための推進体制（第 24 条）	
附則	
<p>豊かな緑と水に恵まれたわたしたちのふるさと福井の環境は、郷土の人々が長い年月にわたって、生活や生産の場で身近な自然を利用し、その恩恵を享受する中で、大切に守り、育ててきたものである。</p> <p>しかしながら、都市化の進展や科学技術の発達により、生活の利便性が高まる一方で、資源やエネルギーが大量に消費され、地域のみならず地球全体の環境にも大きな影響を及ぼすようになってきた。</p> <p>もとより、良好な環境を享受することは、県民の基本的な権利であり、わたしたちは、将来にわたって健全で恵み豊かな環境が維持されるよう、環境の保全に努めていかなければならない。</p> <p>生きるものすべての生存基盤である地球の環境を保全し、潤いと安らぎに満ちた豊かな環境を造るために、わたしたちは、自らの日常生活や経済活動の在り方を見つめ直し、県民、事業者および行政が一体となって、環境への負荷の少ない持続的な発展が可能な社会の構築に向けて総合的かつ計画的な取組を展開していく必要がある。</p> <p>わたしたちは、人類もまた自然を構成する一員であることを深く認識した上で、県民の英知の結集と行動により、豊かで美しいふるさと福井の環境を保全し、創造するため、ここに、この条例を制定する。</p>	<p>(2) 地球環境保全 人の活動による地球全体の温暖化またはオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少、森林の減少その他の地球の全体またはその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに県民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。</p> <p>(3) 公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気汚染、水質汚濁（水質以外の水の状態または水底の底質が悪化することを含む。以下同じ。）、土壌汚染、騒音、振動、地盤の沈下（鉱物の掘採のための土地の掘削によるものを除く。）および悪臭によって、人の健康または生活環境（人の生活に密接な関係のある財産ならびに人の生活に密接な関係のある動植物およびその生育環境を含む。以下同じ。）に係る被害が生ずることをいう。</p>
<p>第 1 章 総則 （目的）</p> <p>第 1 条 この条例は、環境の保全について、基本理念を定め、ならびに県、市町、事業者および県民の責務を明らかにするとともに、環境の保全に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在および将来の県民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。</p> <p>（定義）</p> <p>第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。</p>	<p>（基本理念）</p> <p>第 3 条 環境の保全は、人類もまた自然を構成する一員であることを深く認識し、豊かで美しい環境を実現し、広く県民がその恵沢を享受するとともに、これを将来の世代へ継承していくことを目的として行われなければならない。</p> <p>2 環境の保全は、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会の構築を目的として、すべての者の自主的かつ積極的な環境の保全に係る行動により行われなければならない。</p> <p>3 地球環境保全は、地域における環境の保全に関する取組の重要性にかんがみ、すべての事業活動および身近な日常生活において積極的な活動により推進されなければならない。</p> <p>（県の責務）</p> <p>第 4 条 県は、環境の保全に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、および実施する責務を有する。</p> <p>2 県は、前項の施策の策定および実施に当たっては、国および他の地方公共団体との連絡調整を行うよう努めるものとする。</p> <p>（市町の責務）</p> <p>第 5 条 市町は、環境の保全に関し、当該市町の区域の自然的社会的条件に応じた施策を策定し、および実施する責務を有する。</p> <p>（事業者の責務）</p> <p>第 6 条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、これに伴って生ずるばい煙、汚水、廃棄物等の処理その他の公害を防止し、または自然環境を適正に保全するために必要な措置を講ずる責務を有する。</p> <p>2 事業者は、環境の保全上の支障を防止するため、物の製造、加工または販売その他の事業活動を行うに当たって、その事業活動に係る製品その他の物が廃棄物となった場合にその適正な処理が図ら</p>

れることとなるよう、必要な措置を講ずる責務を有する。

3 前2項に定めるもののほか、事業者は、環境の保全上の支障を防止するため、物の製造、加工または販売その他の事業活動を行うに当たって、その事業活動に係る製品その他の物が使用されまたは廃棄されることによる環境への負荷の低減に資するよう努めるとともに、その事業活動において、再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、役務等を利用するよう努めなければならない。

4 前3項に定めるもののほか、事業者は、その事業活動に関し、これに伴う環境への負荷の低減その他環境の保全に自ら努めるとともに、県または市町が実施する環境の保全に関する施策に協力する責務を有する。

(県民の責務)

第7条 県民は、その日常生活が環境の保全に密接に関わっていることを深く認識し、環境の保全上の支障を防止するため、廃棄物の減量、資源およびエネルギーの適正な利用その他の環境への負荷の低減に自ら努めなければならない。

2 前項に定めるもののほか、県民は、環境の保全に自ら努めるとともに、県または市町が実施する環境の保全に関する施策に協力する責務を有する。

(放射性物質による大気汚染等の防止)

第8条 この条例の規定は、原子力基本法(昭和三十年法律第八十六号)その他の関係法律の規定により講ずることとされている放射性物質による大気汚染、水質汚濁および土壌汚染の防止のための措置については、適用しない。

第2章 環境の保全に関する基本的施策

第1節 県が講ずる環境の保全のための施策等(施策の策定等に係る基本方針)

第9条 県は、環境の保全に関する施策の策定および実施に当たっては、第3条に定める基本理念にのっとり、次に掲げる事項の確保を旨として、総合的かつ計画的に推進するものとする。

(1) 県民の健康が保護され、および生活環境が保全され、ならびに自然環境が適正に保全されるよう、大気、水、土壌その他の環境の自然的構成要素が良好な状態に保持されること。

(2) 森林、農地、水辺地等における多様な自然環境が地域の自然的社会的条件に応じて体系的に保全されるとともに、生態系の多様性の確保、野生生物の種の保存その他の生物の多様性の確保が図られること。

(3) 潤いと安らぎのある生活空間が形成され、人と自然との触れ合いが確保されるよう、清らかな水辺環境の形成、豊かな緑の創出、快適な都市環境の形成、地域の個性を生かした美しい景観の形成、歴史的遺産の保全および活用による文化的環境の形成等が図られること。

(4) 環境への負荷の低減に資するよう、廃棄物の減量、資源およびエネルギーの消費の抑制または循環的な利用等が促進されること。

(県の施策の策定等に当たっての配慮)

第10条 県は、県が講ずる施策の策定および実施に当たっては、環境の保全について配慮するものとする。

(環境基本計画)

第11条 知事は、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、環境の保全に関する基本的な計画(以下「環境基本計画」という。)を定めなければならない。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 環境の保全に関する総合的かつ長期的な目標および施策の大綱

(2) 前号に掲げるもののほか、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 知事は、環境基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ福井県環境審議会の意見を聴かなければならない。

4 知事は、環境基本計画を定めるに当たっては、県民の意見を反映することができるよう配慮するものとする。

5 知事は、環境基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表するものとする。

6 前3項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

(環境白書)

第12条 知事は、県民に環境の状況、環境の保全に関する施策の実施状況等を明らかにするため、福井県環境白書を毎年作成し、公表しなければならない。

(環境影響評価の推進)

第13条 県は、土地の形状の変更、工作物の新設その他これらに類する事業を行う事業者が、その事業の実施に当たりあらかじめその事業に係る環境への影響について自ら適正に調査、予測または評価を行い、その結果に基づき、その事業に係る環境の保全について適正に配慮することを推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

(規制の措置)

第14条 県は、公害を防止するため、公害の原因となる行為に関し、必要な規制の措置を講じなければならない。

2 県は、自然環境の保全を図るため、自然環境の適正な保全に支障を及ぼすおそれがある行為に関し、必要な規制の措置を講じなければならない。

3 前2項に定めるもののほか、県は、環境の保全上の支障を防止するため、必要な規制の措置を講

ずるよう努めるものとする。

(助言、助成等)

第15条 県は、環境の保全上の支障を防止するため、環境への負荷を生じさせる活動または生じさせる原因となる活動（以下「負荷活動」という。）を行う者が、その負荷活動に係る環境への負荷の低減のための措置をとることとなるよう、技術的な助言等を行うとともに、特に必要があるときは、適正な助成その他適切な措置を講ずるよう努めるものとする。

(環境の保全に関する教育および学習の推進)

第16条 県は、環境の保全に関する教育および学習の推進を図るため、市町その他の関係機関と協力して、県民および事業者が環境の保全についての理解を深めるとともにこれらの者による環境の保全に関する自発的な活動が促進されるよう、人材の育成、広報活動の充実その他の必要な措置を講ずるものとする。

(民間団体等の自発的活動の促進)

第17条 県は、県民、事業者またはこれらの者で組織する民間の団体（以下「民間団体」という。）が自発的に行う緑化活動、再生資源に係る回収活動その他の環境の保全に関する活動が促進されるよう、必要な措置を講ずるものとする。

(情報の提供)

第18条 県は、第16条の環境の保全に関する教育および学習の推進ならびに前条に規定する県民、事業者または民間団体の自発的な活動の促進に資するため、個人および法人の権利利益の保護に配慮しつつ環境の状況その他の環境の保全に関する必要な情報を適切に提供するよう努めるものとする。

(調査および研究の実施等)

第19条 県は、環境の保全に関する施策を適正に実施するため、公害の防止、自然環境の保全その他の環境の保全に関する事項について、情報の収集に努めるとともに、科学的な調査および研究の実施ならびに技術の開発およびその成果の普及に努めるものとする。

(監視等の体制の整備)

第20条 県は、環境の状況を把握し、および環境の保全に関する施策を適正に実施するために必要な監視、巡視、測定等の体制の整備に努めるものとする。

(環境の保全に関する施設の整備等)

第21条 県は、緩衝地帯その他の環境の保全上の支障を防止するための公共的施設の整備および河川、湖沼等の水質の浄化その他の環境の保全上の支障を防止するための事業を推進するため、必要な措

置を講ずるものとする。

- 2 県は、下水道、廃棄物の公共的な処理施設その他の環境の保全上の支障の防止に資する公共的施設の整備および森林の整備その他の環境の保全上の支障の防止に資する事業を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。
- 3 県は、公園、緑地その他の公共的施設の整備その他の自然環境の適正な整備および健全な利用のための事業を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。
- 4 県は、前2項に定める公共的施設の適切な利用を促進するための措置その他のこれらの施設に係る環境の保全上の効果が増進されるために必要な措置を講ずるものとする。

(環境監査の普及)

第22条 県は、事業活動に係る環境の保全に関し事業者が自主的に行う環境監査について調査および研究を行い、その普及に努めるものとする。

第2節 地球環境保全の推進等

第23条 県は、地球の温暖化の防止、オゾン層の保護等の地球環境保全に関する施策を推進するものとする。

- 2 県は、国、他の地方公共団体または民間団体その他の関係機関と協力して、地球環境保全に関する調査および研究、環境の状況の監視、観測および測定、開発途上にある海外の地域等への環境の保全に関する技術等の提供等に努めるものとする。

第3節 環境の保全のための推進体制

第24条 県は、環境の保全に関する施策を総合的に推進するため、関係部局相互の緊密な連携および施策の調整を図るための体制を整備するものとする。

- 2 県は、市町、県民、事業者および民間団体と連携し、環境の保全に関する施策を積極的に推進するための体制を整備するものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平17条例65)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一から四まで 略

- 五 前各号および次号に掲げる規定以外の規定
平成18年3月3日

表 1 - 2 福井県環境審議会委員名簿（任期：令和 8 年 2 月 1 日～令和10年 1 月31日）

（令和8年2月1日現在）

会長：山本博文 副会長：田原大輔

部 門		職名等	氏 名
学 識 者	人文社会系	福井弁護士会会員（法学）	太 田 宏 史
		福井大学大学院准教授（経済・経営学）	高 井 愛 子
	理工系	福井工業高等専門学校准教授（化学）	後 反 克 典
		福井大学教授（大気環境・気象学）	三 浦 麻
		福井大学准教授（こども環境学）	粟 原 知 子
	生物系	福井県医師会副会長（医学）	廣 瀬 真 紀
		福井大学教授（環境保健学）	平 工 雄 介
		福井大学特命教授（地質学）	山 本 博 文
		福井大学教授（生物学）	保 科 英 人
		福井県立大学教授（魚類生態学）	田 原 大 輔
関 係 団 体 等	農業漁業 団 体	福井県農業協同組合中央会理事	高 島 美津子
		福井県森林組合連合会代表理事会長	坂 東 秀 夫
		福井県漁業協同組合連合会女性部連合協議会長	山 本 尚 美
	経済団体	福井県中小企業団体中央会専務理事	西 澤 弘 純
		福井県トラック協会理事	藤 井 ふぢ美
	その他の 団 体 等	日本野鳥の会福井県代表	小 嶋 明 男
		福井県自然観察指導員の会副会長	斎 藤 寿 子
		アルマス・バイオコスモス研究所代表	水 上 聡 子
		福井県連合婦人会会長	田 村 洋 子
		福井県公民館連合会副会長	堀 江 俊 子
		福井県消費生活研究会会長	大 澤 朋 子
	日本労働組合総連合会福井県連合会執行委員	今 川 瑞 恵	
	市町長	市	福井県市長会長
町		福井県町村会長	杉 本 博 文

※案件の環境影響の内容に応じて必要な委員を、さらに会長が追加指名する場合あり

表 1-3 福井県公害審査会委員名簿

分野	氏 名	職 業 等
法 律	○ 吉 川 奈 奈	弁 護 士
	小 池 麻 里 子	〃
	清 水 孝 行	〃
	◎ 山 川 均	〃
医 学	池 田 拓 生	医 師
	岡 崎 真 紀	〃
	越 野 雄 祐	〃
	野 尻 裕 之	〃
公 衆 衛 生 等	五 十 嵐 行 江	看 護 師
	磯 雅 人	福 井 大 学 教 授
	加 藤 ま ど か	福 井 県 立 大 学 准 教 授
	長 谷 川 美 香	福 井 大 学 教 授

(注) 1 ◎は会長、○は会長代理

2 任期3年(令和7年11月1日～令和10年10月31日)

表 1-4 市町環境行政組織

(令和 7 年 4 月 1 日現在)

市 町 名	電 話 番 号	規制地域の有無*	担 当 課	審 議 会 等	
				名 称	人 数
福 井 市	0776(20)5609	○	環境政策課	福井市環境審議会	14
敦 賀 市	0770(22)8121	○	環境政策課	敦賀市環境審議会	14
小 浜 市	0770(64)6016	○	環境衛生課	小浜市環境審議会	17
大 野 市	0779(64)4828	○	環境・水循環課	大野市環境保全対策審議会	11
勝 山 市	0779(88)1115	○	未来創造課	勝山市環境審議会	11
鯖 江 市	0778(53)2227	○	環境政策課	鯖江市環境審議会	20
あ わ ら 市	0776(73)8018	○	生活環境課	あわら市環境審議会	13
越 前 市	0778(22)5342	○	環境政策課	越前市環境審議会	18
坂 井 市	0776(50)3032	○	環境推進課	坂井市環境審議会	15
永 平 寺 町	0776(61)3945	○	住民税務課	永平寺町環境審議会	9
池 田 町	0778(44)8003		総務財政課	池田町の水を清く守る審議会	10
南 越 前 町	0778(47)8003		建設整備課	南越前町環境審議会	16
越 前 町	0778(34)8708	○	住民環境課	越前町環境保全審議会	15
美 浜 町	0770(32)6703	○	住民環境課	美浜町環境審議会	15
高 浜 町	0770(72)7703	○	住民生活課		
お お い 町	0770(77)4058		くらし環境課	おおい町環境保全審議会	9
若 狭 町	0770(45)9126		環境安全課	若狭町環境審議会	8
計		13		16	215

※ 騒音・振動・悪臭に係る規制地域を有する市町

表 1-5 市町環境保全関係条例

(令和 7 年 4 月 1 日現在)

市 町 名	条 例 の 名 称	制定年月日
福 井 市	福井市あき地等の清潔保持に関する条例	昭和 52 年 3 月 29 日
	福井市公害防止条例	平成 11 年 10 月 4 日
	福井市景観条例	平成 20 年 3 月 31 日
	福井市廃棄物の処理及び清掃に関する条例	平成 8 年 6 月 28 日
	福井市空き缶等の散乱及びふん害の防止に関する条例	平成 8 年 12 月 25 日
	福井市環境基本条例	平成 11 年 3 月 24 日
	福井市空き家等の適正管理に関する条例	平成 25 年 3 月 26 日
敦 賀 市	敦賀市環境保全条例	昭和 47 年 7 月 1 日
	あき地の環境保全に関する条例	昭和 56 年 3 月 31 日
	敦賀市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例	平成 5 年 3 月 23 日
	敦賀市環境基本条例	平成 12 年 3 月 27 日
小 浜 市	敦賀市水道水源保護条例	平成 13 年 9 月 28 日
	小浜市廃棄物の処理及び清掃に関する条例	昭和 48 年 4 月 1 日
	小浜市景観条例	平成 17 年 3 月 31 日
	小浜市環境基本条例	平成 17 年 4 月 1 日
大 野 市	小浜市深夜花火規制条例	平成 21 年 4 月 1 日
	大野市環境保全条例	昭和 49 年 4 月 1 日
	大野市地下水保全条例	昭和 52 年 11 月 10 日
	大野市環境基本条例	平成 10 年 3 月 26 日
	大野市環境美化推進条例	平成 12 年 6 月 29 日
	大野都市計画フォレストタウン大野地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例	平成 16 年 3 月 24 日
	大野市廃棄物の処理及び清掃に関する条例	平成 18 年 8 月 10 日
	大野市景観条例	平成 19 年 12 月 20 日
大野市森・水保全条例	平成 24 年 9 月 21 日	
大野市空き家等の適正管理に関する条例	平成 24 年 9 月 21 日	

市町名	条 例 の 名 称	制定年月日
勝 山 市	勝山市廃棄物の処理及び清掃に関する条例	昭和 47 年 3 月 28 日
	勝山市まちづくり景観条例	平成 7 年 3 月 31 日
	勝山市環境美化推進条例	平成 12 年 6 月 28 日
	勝山市環境基本条例	平成 15 年 3 月 28 日
	勝山市公害防止条例	平成 16 年 3 月 23 日
	勝山市水道水源保護条例	平成 19 年 3 月 29 日
鯖 江 市	鯖江市廃棄物の減量化、資源化及び清掃に関する条例	昭和 31 年 3 月 26 日
	鯖江市環境基本条例	平成 9 年 9 月 29 日
	鯖江市景観条例	平成 12 年 3 月 29 日
	鯖江市環境市民条例	平成 13 年 12 月 25 日
	鯖江市公害防止条例	平成 13 年 12 月 25 日
あ わ ら 市	あわら市廃棄物の処理及び清掃に関する条例	平成 16 年 3 月 1 日
	あわら市土砂等による土地の埋立て、盛土及びたい積行為の規制に関する条例	平成 16 年 12 月 20 日
	あわら市環境基本条例	平成 17 年 3 月 23 日
	あわら市景観条例	平成 24 年 3 月 23 日
越 前 市	越前市環境基本条例	平成 17 年 10 月 1 日
	越前市住みよい街づくり推進条例	平成 19 年 3 月 28 日
坂 井 市	坂井市環境基本条例	平成 18 年 3 月 20 日
	坂井市環境保全条例	平成 18 年 3 月 20 日
	坂井市廃棄物の処理及び清掃に関する条例	平成 18 年 3 月 20 日
	坂井市景観条例	平成 21 年 4 月 1 日
永 平 寺 町	永平寺町廃棄物の処理及び清掃に関する条例	平成 18 年 2 月 13 日
	永平寺町環境基本条例	平成 19 年 6 月 27 日
池 田 町	池田町廃棄物の処理及び清掃に関する条例	昭和 47 年 9 月 30 日
	池田町の水を清く守る条例	平成 13 年 6 月 18 日
	池田町騒音防止条例	平成 15 年 9 月 22 日
南 越 前 町	南越前町環境基本条例	平成 17 年 10 月 1 日
越 前 町	越前町廃棄物の処理及び清掃に関する条例	平成 17 年 2 月 1 日
	越前町環境条例	平成 18 年 8 月 1 日
美 浜 町	美しい水を守る条例	平成 16 年 9 月 21 日
	美浜町環境基本条例	平成 20 年 3 月 28 日
高 浜 町	高浜町騒音防止条例	昭和 44 年 3 月 17 日
	高浜町環境保全条例	昭和 53 年 6 月 19 日
	高浜町廃棄物の処理及び清掃に関する条例	平成元年 6 月 14 日
お お い 町	おおい町環境保全条例	平成 18 年 3 月 3 日
	おおい町廃棄物の処理及び清掃に関する条例	平成 18 年 3 月 3 日
	おおい町環境基本条例	平成 22 年 9 月 1 日
	おおい町の美しい自然と風景を育む条例	平成 22 年 9 月 1 日
若 狭 町	若狭町環境保全条例	平成 17 年 3 月 31 日
	若狭町廃棄物の処理及び清掃に関する条例	平成 17 年 3 月 31 日
	若狭町環境基本条例	平成 19 年 12 月 21 日
	若狭町一般廃棄物処理施設に関する条例	平成 22 年 12 月 21 日

表 1 - 6 市町環境基本計画の策定状況

(令和 7 年 4 月 1 日現在)

市町名	名 称	策定・改定年月	市町名	名 称	策定・改定年月
福井市	第 4 次福井市環境基本計画	令和 3 年 3 月	坂井市	第二次坂井市環境基本計画	令和 3 年 3 月
敦賀市	第 3 次敦賀市環境基本計画	令和 5 年 3 月	永平寺町	第 2 次永平寺町環境基本計画	令和 5 年 3 月
小浜市	小浜市環境基本計画	令和 4 年 3 月	池田町	池田町環境向上基本計画	平成 15 年 9 月
大野市	第三期大野市環境基本計画	令和 6 年 3 月	南越前町	第 2 次南越前町環境基本計画	令和 6 年 3 月
勝山市	第 2 次勝山市環境基本計画	平成 31 年 3 月	越前町	越前町環境基本計画	令和 3 年 3 月
鯖江市	鯖江市環境基本計画 改定版	令和 4 年 3 月	美浜町	第二次美浜町環境基本計画	令和 5 年 3 月
あわら市	第 2 次あわら市環境基本計画	令和 4 年 3 月	おおい町	第 2 次おおい町環境基本計画	令和 2 年 3 月
越前市	越前市環境基本計画	令和 4 年 3 月	若狭町	若狭町環境基本計画	令和 7 年 3 月

2 大気関係資料

表 2 - 1 - 1 大気汚染に係る環境基準

物 質	環 境 基 準
二 酸 化 硫 黄	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。
二 酸 化 窒 素	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内またはそれ以下であること。
浮 遊 粒 子 状 物 質	1時間値の1日平均値が0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m ³ 以下であること。
微 小 粒 子 状 物 質	1年平均値が15 μg/m ³ 以下であり、かつ、1日平均値が35 μg/m ³ 以下であること。
一 酸 化 炭 素	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。
光化学オキシダント	1時間値が0.06ppm以下であること。
ベ ン ゼ ン	1年平均値が0.003mg/m ³ 以下であること。
トリクロロエチレン	1年平均値が0.13mg/m ³ 以下であること。
テトラクロロエチレン	1年平均値が0.2mg/m ³ 以下であること。
ジクロロメタン	1年平均値が0.15mg/m ³ 以下であること。

表 2 - 1 - 2 環境中の有害大気汚染物質による健康リスクの低減を図るための指針となる数値

物 質	指 針 値
アクリロニトリル	1年平均値が $2\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であること。
塩化ビニルモノマー	1年平均値が $10\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であること。
水銀及びその化合物	1年平均値が $0.04\mu\text{g Hg}/\text{m}^3$ 以下であること。
ニッケル化合物	1年平均値が $0.025\mu\text{g Ni}/\text{m}^3$ 以下であること。
クロロホルム	1年平均値が $18\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であること。
1,2-ジクロロエタン	1年平均値が $1.6\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であること。
1,3-ブタジエン	1年平均値が $2.5\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であること。
ヒ素及びその化合物	1年平均値が $6\text{ng As}/\text{m}^3$ 以下であること。
マンガン及び無機マンガン化合物	1年平均値が $0.14\mu\text{g Mn}/\text{m}^3$ 以下であること。
アセトアルデヒド	1年平均値が $120\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であること。
塩化メチル	1年平均値が $94\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であること。

表 2-2 大気汚染防止法に定めるばい煙発生施設

No.	施設の種類	施設の規模
1	ボイラー	燃料の燃焼能力が重油換算50L/時以上
2	水性ガス又は油ガスの発生の用に供するガス発生炉及び加熱炉	原料として使用する石炭又はコークスの処理能力が20t/日以上であるか、又はバーナーの燃料の燃焼能力が重油換算50L/時以上
3	金属の精錬又は無機化学工業品の製造の用に供する焙焼炉、焼結炉及びか焼炉	原料の処理能力が1t/時以上
4	金属の精錬の用に供する溶鉱炉、転炉及び平炉	
5	金属の精製又は鋳造の用に供する溶解炉	火格子面積が1㎡以上であるか、羽口面断面積が0.5㎡以上であるか、バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算50L/時以上であるか、又は変圧器の定格容量が200kVA以上
6	金属の鍛造若しくは圧延又は金属若しくは金属製品の熱処理の用に供する加熱炉	
7	石油製品、石油化学製品又はコーラル製品の製造の用に供する加熱炉	触媒に附着する炭素の燃焼能力が200kg/時以上
8	石油の精製の用に供する流動接触分解装置のうち触媒再生塔	
8-2	石油ガス洗浄装置に附属する硫黄回収装置のうち燃焼炉	バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算6L/時以上
9	窯業製品の製造の用に供する焼成炉及び溶融炉	火格子面積が1㎡以上であるか、バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算50L/時以上であるか、又は変圧器の定格容量が200kVA以上
10	無機化学工業品又は食料品の製造の用に供する反応炉及び直火炉	
11	乾燥炉	変圧器の定格容量が1,000kVA以上
12	製鉄、製鋼又は合金鉄若しくはカーバイドの製造の用に供する電気炉	
13	廃棄物焼却炉	火格子面積が2㎡以上であるか、又は焼却能力が200kg/時以上
14	銅、鉛又は亜鉛の精錬の用に供する焙焼炉、焼結炉、溶鉱炉、転炉、溶解炉及び乾燥炉	原料の処理能力が0.5t/時以上であるか、火格子面積が0.5㎡以上であるか、羽口面断面積が0.2㎡以上であるか、又はバーナーの燃料の燃焼能力が重油換算20L/時以上
15	カドミウム系顔料又は炭酸カドミウムの製造の用に供する乾燥施設	容量が0.1㎡以上
16	塩素化エチレンの製造の用に供する塩素急速冷却施設	原料として使用する塩素の処理能力が50kg/時以上
17	塩化第二鉄の製造の用に供する溶解槽	
18	活性炭の製造の用に供する反応炉	バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算3L/時以上
19	化学製品の製造の用に供する塩素反応施設、塩化水素反応施設及び塩化水素吸収施設	原料として使用する塩素の処理能力が50kg/時以上
20	アルミニウムの製錬の用に供する電解炉	電流容量が30kA以上
21	燐、燐酸、燐酸質肥料又は複合肥料の製造の用に供する反応施設、濃縮施設、焼成炉及び溶解炉	原料として使用する燐鉱石の処理能力が80kg/時以上であるか、バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算50L/時以上であるか、又は変圧器の定格容量が200kVA以上
22	弗酸の製造の用に供する凝縮施設、吸収施設及び蒸溜施設	伝熱面積が10㎡以上であるか、又はポンプの動力が1kW以上
23	トリポリ燐酸ナトリウムの製造の用に供する反応施設、乾燥炉及び焼成炉	原料の処理能力が80kg/時以上であるか、火格子面積が1㎡以上であるか、又はバーナーの燃料の燃焼能力が重油換算50L/時以上
24	鉛の第2次精錬又は鉛の管、板若しくは線の製造の用に供する溶解炉	バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算10L/時以上であるか、又は変圧器の定格容量が40kVA以上
25	鉛蓄電池の製造の用に供する溶解炉	バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算4L/時以上であるか、又は変圧器の定格容量が20kVA以上
26	鉛系顔料の製造の用に供する溶解炉、反射炉、反応炉及び乾燥施設	容量が0.1㎡以上であるか、バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算4L/時以上であるか、又は変圧器の定格容量が20kVA以上
27	硝酸の製造の用に供する吸収施設、漂白施設及び濃縮施設	硝酸を合成し、漂白し、又は濃縮する能力が100kg/時以上
28	コークス炉	原料の処理能力が20t/日以上
29	ガスタービン	燃料の燃焼能力が重油換算50L/時以上
30	ディーゼル機関	
31	ガス機関	燃料の燃焼能力が重油換算35L/時以上
32	ガソリン機関	

表 2-3-1 大気汚染防止法に定める一般粉じん発生施設

No.	施設の種類	施設の規模
1	コークス炉	原料処理能力が50 t / 日以上
2	鉱物又は土石の堆積場	面積が1,000㎡以上
3	ベルトコンベア及びバケットコンベア	ベルトの幅が75cm以上であるか、又はバケットの内容積が0.03㎡以上
4	破碎機及び摩砕機	原動機の定格出力が75kW以上
5	ふるい	原動機の定格出力が15kW以上

表 2-3-2 大気汚染防止法に定める特定粉じん排出等作業

No.	作業の種類	使用されている材料
1	特定建築材料が使用されている建築物その他の工作物を解体する作業	吹付け石綿その他の石綿を含有する建築材料
2	特定建築材料が使用されている建築物その他の工作物を改造し、又は補修する作業	

表 2-3-3 大気汚染防止法に定める揮発性有機化合物排出施設

No.	施設の種類	施設の規模
1	揮発性有機化合物を溶剤として使用する化学製品の製造の用に供する乾燥施設（揮発性有機化合物を蒸発させるためのものに限る。以下同じ。）	送風機の送風能力（送風機が設置されていない施設にあつては、排風機の排風能力。以下同じ。）が3,000㎡ / 時以上
2	塗装施設（吹付塗装を行うものに限る。）	排風機の排風能力が100,000㎡ / 時以上
3	塗装の用に供する乾燥施設（吹付塗装及び電着塗装に係るものを除く。）	送風機の送風能力が10,000㎡ / 時以上
4	印刷回路用銅張積層板、粘着テープ若しくは粘着シート、はく離紙又は包装材料（合成樹脂を積層するものに限る。）の製造に係る接着の用に供する乾燥施設	送風機の送風能力が5,000㎡ / 時以上
5	接着の用に供する乾燥施設（前項に掲げるもの及び木材又は木製品（家具を含む。）の製造の用に供するものを除く。）	送風機の送風能力が15,000㎡ / 時以上
6	印刷の用に供する乾燥施設（オフセット輪転印刷に係るものに限る。）	送風機の送風能力が7,000㎡ / 時以上
7	印刷の用に供する乾燥施設（グラビア印刷に係るものに限る。）	送風機の送風能力が27,000㎡ / 時以上
8	工業の用に供する揮発性有機化合物による洗浄施設（当該洗浄施設において洗浄の用に供した揮発性有機化合物を蒸発させるための乾燥施設を含む。）	洗浄施設において揮発性有機化合物が空気に接する面の面積が5㎡以上
9	ガソリン、原油、ナフサその他の温度37.8度において蒸気圧が20kPaを超える揮発性有機化合物の貯蔵タンク（密閉式及び浮屋根式（内部浮屋根式を含む。）のものを除く。）	容量が1,000kL以上

表 2 - 3 - 4 大気汚染防止法に定める水銀排出施設

No.	施設の種類
1	大気汚染防止法施行令別表（以下「令別表」という。）第一の一の項に掲げるボイラーのうち石炭を燃焼させるものであって、バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算一時間当たり一〇万リットル未満のもの（石炭を専焼させるものを除く。）
2	令別表第一の一の項に掲げるボイラーのうち石炭を燃焼させるものであって、前項に掲げるもの以外のもの
3	令別表第一の三の項から五の項までに掲げる施設及び一四の項に掲げる施設のうち一次精錬の用に供する施設であって銅又は金の精錬の用に供するもの（専ら粗銅、粗銀又は粗金を原料とする溶解炉を除く。）
4	令別表第一の三の項から五の項までに掲げる施設及び一四の項に掲げる施設のうち一次精錬の用に供する施設であって鉛又は亜鉛の精錬の用に供するもの（専ら粗鉛又は蒸留亜鉛を原料とする溶解炉を除く。）
5	令別表第一の三の項から五の項までに掲げる施設及び一四の項に掲げる施設のうち二次精錬の用に供する施設であって銅、鉛又は亜鉛の精錬の用に供するもの、二四の項に掲げる溶解炉のうち鉛の第二次精錬（鉛合金の製造を含まない。）の用に供するもの並びにダイオキシン類対策特別措置法施行令（平成十一年政令第四百三十三号）別表第一の三の項に掲げる施設（専ら粗銅、粗鉛又は蒸留亜鉛を原料とする溶解炉を除く。）
6	令別表第一の三の項から五の項までに掲げる施設のうち二次精錬の用に供する施設であって金の精錬の用に供するもの（専ら粗銀又は粗金を原料とする溶解炉を除く。）
7	令別表第一の九の項に掲げる焼成炉のうちセメントの製造の用に供するもの
8	令別表第一の一三の項に掲げる廃棄物焼却炉又は廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）第八条第一項に規定するごみ処理施設（焼却施設に限る。）若しくは廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和四十六年政令第三百号。以下「廃棄物処理法施行令」という。）第七条第三号、第五号、第八号、第十号、第十一号の二、第十二号若しくは第十三号の二に掲げる施設であって、火格子面積が二平方メートル以上であるか、若しくは焼却能力が一時間当たり二〇〇キログラム以上であるもの（専ら自ら産業廃棄物の処分を行う場合であって、廃棄物処理法施行令第七条第五号に掲げる廃油の焼却施設のうち原油を原料とする精製工程から排出された廃油以外を取り扱うもの及び次項に掲げるものを除く。）
9	廃棄物処理法施行令第六条第一項第二号ホ（2）若しくは同令第六条の五第二号チの規定により水銀を回収することとされた産業廃棄物又は水銀による環境の汚染の防止に関する法律（平成二十七年法律第四十二号）第二条第二項に規定する水銀含有再生資源からの水銀の回収の用に供する施設（回収時に加熱工程を含む施設に限る。）

表 2 - 4 - 1 福井県公害防止条例に定める特定工場（燃料使用量関係）

工場の規模	1時間当たりの通常の燃料使用量が重油換算600kg以上の工場または事業場	
規制基準	規制項目	特定工場で排出する硫黄酸化物の量
	規制値	福井県公害防止条例施行規則に定める算定式により算定した値

表2-4-2 福井県公害防止条例に定めるばい煙に係る特定施設

(1) ばい煙に係る特定施設の種類

No.	特 定 施 設 の 種 類
1	金属の精製または鑄造の用に供する溶解炉（こしき炉ならびに4および13から15までに掲げるものを除く。）であって、その規模が次のいずれかに該当するもの ① 火格子面積（火格子の水平投影面積をいう。以下同じ。）が0.5㎡以上1㎡未満であるもの ② 羽口面断面積（羽口の最下端の高さにおける炉の内壁で囲まれた部分の水平断面積をいう。）が0.5㎡未満であるもの ③ バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり30L以上50L未満であるもの ④ 変圧器の定格容量が200kVA未満であるもの
2	廃棄物焼却炉であって、その規模が次のいずれかに該当するもの ① 火格子面積が2㎡以上であるもの ② 焼却能力が1時間当たり200kg以上であるもの
3	ガラスまたはガラス製品の製造の用に供する焼成炉および熔融炉
4	銅、鉛または亜鉛の精錬の用に供する焙焼炉、焼結炉（ペレット焼成炉を含む。）、溶鋳炉（溶鋳用反射炉を含む。）、転炉、溶解炉および乾燥炉
5	カドミウム系顔料または炭酸カドミウムの製造の用に供する乾燥施設
6	塩素化エチレンの製造の用に供する塩素急速冷却施設
7	塩化第二鉄の製造の用に供する溶解槽
8	活性炭の製造（塩化亜鉛を使用するものに限る。）の用に供する反応炉
9	化学製品の製造の用に供する塩素反応施設、塩化水素反応施設および塩化水素吸収施設（塩素ガスまたは塩化水素ガスを使用するものに限る。6から8までに掲げるものおよび密閉式のものを除く。）
10	燐、燐酸、燐酸質肥料または複合肥料の製造（原料として燐鉱石を使用するものに限る。）の用に供する反応施設、濃縮施設、焼成炉および溶解炉
11	弗酸の製造の用に供する凝縮施設、吸収施設および蒸留施設（これらのうち密閉式のものを除く。）
12	トリポリ燐酸ナトリウムの製造（原料として燐鉱石を使用するものに限る。）の用に供する反応施設、乾燥炉および焼成炉
13	鉛の第二次精錬（鉛合金の製造を含む。）または鉛の管、板もしくは線の製造の用に供する溶解炉
14	鉛蓄電池の製造の用に供する溶解炉
15	鉛系顔料の製造の用に供する溶解炉、反射炉、反応炉および乾燥施設
16	塩酸または弗酸による反応施設および表面処理施設
17	無機化学工業品または食料品の製造の用に供する反応炉（カーボンブラック製造用燃料装置を含む。）および直火炉（15に掲げるものを除く。）

(注) 1および3から15に掲げる施設については、大気汚染防止法の対象施設は除く。

(2) ばい煙に係る特定施設の規制基準

施 設 の 種 類	規 制 項 目	規 制 値
金属の精製または鑄造の用に供する溶解炉（上記表の1に掲げる施設）	ばいじん	0.20 g / N m ³
廃棄物焼却炉 （上記表の2に掲げる施設）	カドミウムおよびその化合物	1.0 mg / N m ³
	塩素	30 mg / N m ³
	弗素、弗化水素および弗化珪素	10 mg / N m ³
	鉛およびその化合物	10 mg / N m ³
塩酸および弗酸による反応施設および表面処理施設など有害物質を使用または排出する施設 （上記表の3から17に掲げる施設）	カドミウムおよびその化合物	1.0 mg / N m ³
	塩素	30 mg / N m ³
	塩化水素	80 mg / N m ³
	弗素、弗化水素および弗化珪素	10～20 mg / N m ³
	鉛およびその化合物	10～30 mg / N m ³

表 2 - 4 - 3 福井県公害防止条例に定める炭化水素類に係る特定施設

(1) 炭化水素類に係る特定施設の種類の種類

No.	施設の種類	施設の規模
1	貯蔵施設（揮発性の高い有機化合物を貯蔵する施設（温度が15℃、1気圧の状態において気体状であるものを貯蔵するものを除く。））	貯蔵容量が50kL以上であるもの
2	出荷施設（燃料用ガソリンをタンクローリーに積み込む施設）	1日の取扱量が30kL以上であるもの
3	燃料小売業の用に供する地下タンク（燃料用ガソリンを貯蔵する地下タンク）	貯蔵容量の合計が30kL以上であるもの

- (注) 1 「揮発性の高い有機化合物」とは、次のものをいう。
 イ 単一成分であるものにあつては、1気圧の状態で沸点が150℃以下であるもの
 ロ 単一成分でないものにあつては、1気圧の状態での5容量比パーセントの留出量となるときに温度が150℃以下であるもの
 2 「貯蔵容量」とは、消防法第11条の規定による設置または変更の許可を受けている施設にあつては当該許可に係る容積、その他の施設にあつては内容積をいう。

(2) 炭化水素類に係る特定施設の規制基準

施設の種類	規制基準
貯蔵施設 （上記表の1に掲げる施設）	次の各号のいずれかに該当すること。 (1) 吸着式処理装置もしくは薬液による吸収式処理装置またはこれらと同等以上の性能を有する処理装置を設け、適切に稼働させること。 (2) 浮屋根式構造またはこれと同等以上の効果を有する構造とすること。
出荷施設 （上記表の2に掲げる施設）	薬液による吸収式処理装置またはこれと同等以上の性能を有する処理装置を設け、適切に稼働させること。
燃料小売業の用に供する地下タンク （上記表の3に掲げる施設）	次の各号のいずれかに該当すること。 (1) 通気管にタンクローリーと直結する蒸気返還設備を設置し、適切に使用すること。 (2) 凝縮式処理装置もしくは薬液による吸収式処理装置またはこれらと同等以上の性能を有する処理装置を設け、適切に稼働させること。

表 2-6 二酸化硫黄の測定結果（一般環境大気測定局、令和 6 年度）

市 町	測 定 局	用途 地域 (注1)	有効 測定 日数	測定 時間	年平均 値	1 時間値 が0.1ppm を超えた 時間数と その割合		日平均値 が0.04ppm を超えた 日数とそ の割合		1 時間 値 の 最高値	日平均 値の 2%除 外値	日平均値 が0.04ppm を超えた 日が2日 以上連続 したこと の有無	環境基準の 長期的評価 による日平 均値が 0.04ppmを 超えた日数 (注2)	設置 主体
						時間	%	日	%					
福 井 市	福 井	住	362	8634	0.001	0	0.0	0	0.0	0.011	0.002	○	0	市
	石 橋	未	361	8641	0.000	0	0.0	0	0.0	0.003	0.001	○	0	市
	岡 保	未	362	8644	0.000	0	0.0	0	0.0	0.002	0.001	○	0	市
敦 賀 市	敦 賀	住	356	8602	0.002	0	0.0	0	0.0	0.023	0.006	○	0	県
	和 久 野	住	364	8693	0.000	0	0.0	0	0.0	0.011	0.001	○	0	県
小 浜 市	小 浜	住	363	8700	0.000	0	0.0	0	0.0	0.002	0.001	○	0	県
大 野 市	大 野	準工	363	8692	0.000	0	0.0	0	0.0	0.002	0.001	○	0	県
鯖 江 市	神 明	住	363	8691	0.001	0	0.0	0	0.0	0.004	0.001	○	0	県
	御 幸	住	362	8690	0.000	0	0.0	0	0.0	0.004	0.001	○	0	市
	鯖 江 東	住	362	8678	0.000	0	0.0	0	0.0	0.005	0.001	○	0	市
あ わ ら 市	中 川	未	364	8689	0.000	0	0.0	0	0.0	0.005	0.001	○	0	組合
越 前 市	味真野大気	住	363	8685	0.001	0	0.0	0	0.0	0.006	0.002	○	0	市
	武 生 北	工	363	8696	0.001	0	0.0	0	0.0	0.022	0.004	○	0	市
坂 井 市	三 国	未	360	8652	0.000	0	0.0	0	0.0	0.006	0.001	○	0	県
	安島保育所	未	357	8557	0.000	0	0.0	0	0.0	0.002	0.001	○	0	市

(資料：環境政策課)

(注1) 住：第1種・第2種低層住居専用地域、第1種・第2種中高層住居専用地域、第1種・第2種住居地域、
準住居地域
商：近隣商業地域・商業地域、 準工：準工業地域、 工：工業地域、
未：用途地域が定められていない地域 (以下の表において同じ。)

(注2) 「環境基準の長期的評価による日平均値が0.04ppmを超えた日数」とは、日平均値の高い方から2%の範囲の日平均値を除外した後の日平均値のうち0.04ppmを越えた日数である。ただし、日平均値が0.04ppmを超えた日が2日以上連続した日数のうち、2%除外該当日に入っている日数分については除外しない。

表 2-7-1 一酸化窒素、二酸化窒素および窒素酸化物の測定結果（一般環境大気測定局、令和6年度）

市町	測定局	用途地域	一酸化窒素 (NO)				二酸化窒素 (NO ₂)				窒素酸化物 (NO+NO ₂)				設置主体					
			有効測定日数	測定時間	年平均値	1時間値の最高値	日平均値の年間98%値	1時間値が0.2ppmを超えた時間数とその割合	1時間値が0.1ppm以上0.2ppm以下の割合	日平均値が0.06ppmを超えた日数とその割合	日平均値が0.04ppm以上0.06ppm以下の日数とその割合	日平均値の年間98%値	98%値評価による日平均値が0.06ppmを超えた日数(注)	有効測定日数		測定時間	年平均値	1時間値の最高値	日平均値の年間98%値	年平均値
福井市	福井	住	357	8563	0.001	0.016	0.002	0.004	0.029	0	0.0	0	0.0	0	0.010	0	0.005	0.038	0.012	87.7
石川市	石川	未	360	8626	0.000	0.007	0.002	0.002	0.016	0	0.0	0	0.0	0	0.010	0	0.002	0.017	0.005	87.0
富山市	富山	未	351	8406	0.000	0.019	0.002	0.003	0.026	0	0.0	0	0.0	0	0.008	0	0.003	0.038	0.010	87.3
敦賀市	敦賀	住	358	8645	0.001	0.035	0.003	0.005	0.034	0	0.0	0	0.0	0	0.011	0	0.006	0.069	0.013	84.2
和歌山市	和歌山	住	341	8439	0.003	0.053	0.013	0.003	0.042	0	0.0	0	0.0	0	0.007	0	0.006	0.095	0.016	52.9
小浜市	小浜	住	358	8659	0.001	0.019	0.003	0.003	0.021	0	0.0	0	0.0	0	0.006	0	0.004	0.039	0.008	72.4
大野市	大野	住	361	8676	0.003	0.036	0.026	0.003	0.030	0	0.0	0	0.0	0	0.012	0	0.006	0.061	0.027	48.8
鯖江市	鯖江	住	359	8600	0.001	0.024	0.003	0.003	0.039	0	0.0	0	0.0	0	0.008	0	0.004	0.048	0.011	79.2
江津市	江津	住	346	8443	0.001	0.017	0.003	0.003	0.023	0	0.0	0	0.0	0	0.006	0	0.004	0.027	0.008	71.9
金沢市	金沢	住	295	7262	0.009	0.123	0.061	0.003	0.018	0	0.0	0	0.0	0	0.007	0	0.012	0.127	0.063	26.8
あわら市	あわら	未	320	8192	0.001	0.017	0.004	0.003	0.035	0	0.0	0	0.0	0	0.007	0	0.004	0.048	0.010	76.4
越前市	越前	生	298	7883	0.001	0.043	0.003	0.002	0.023	0	0.0	0	0.0	0	0.006	0	0.003	0.047	0.008	71.8
福井市	福井	住	357	8611	0.000	0.021	0.001	0.003	0.025	0	0.0	0	0.0	0	0.006	0	0.003	0.039	0.007	91.9
立川市	立川	住	357	8611	0.000	0.021	0.001	0.003	0.025	0	0.0	0	0.0	0	0.006	0	0.003	0.039	0.007	91.9
国保市	国保	未	362	8629	0.000	0.004	0.001	0.002	0.012	0	0.0	0	0.0	0	0.004	0	0.002	0.015	0.004	91.0
安曇川町	安曇川	未	337	8164	0.002	0.024	0.010	0.003	0.022	0	0.0	0	0.0	0	0.006	0	0.005	0.034	0.014	56.9
坂井市	坂井	未	356	8585	0.001	0.011	0.002	0.002	0.015	0	0.0	0	0.0	0	0.004	0	0.002	0.023	0.006	75.3

(資料：環境政策課)

(注) 「98%値評価による年平均値が0.06ppmを超えた日数」とは、1年間の日平均値のうち低い方から98%の範囲にあって、かつ、0.06ppmを超えたもの日数である。

表 2-7-2 一酸化窒素、二酸化窒素および窒素酸化物の測定結果（自動車排出ガス測定局、令和6年度）

市町	測定局	用途地域	一酸化窒素 (NO)				二酸化窒素 (NO ₂)				窒素酸化物 (NO+NO ₂)				設置主体					
			有効測定日数	測定時間	年平均値	1時間値の最高値	日平均値の年間98%値	1時間値が0.2ppmを超えた時間数とその割合	1時間値が0.1ppm以上0.2ppm以下の割合	日平均値が0.06ppmを超えた日数とその割合	日平均値が0.04ppm以上0.06ppm以下の日数とその割合	日平均値の年間98%値	98%値評価による日平均値が0.06ppmを超えた日数(注)	有効測定日数		測定時間	年平均値	1時間値の最高値	日平均値の年間98%値	年平均値
福井市	自排福井	未	361	8624	0.003	0.042	0.009	0.006	0.038	0	0.0	0	0.0	0	0.014	0	0.009	0.060	0.020	66.1
敦賀市	自排敦賀	理	349	8418	0.003	0.043	0.006	0.006	0.027	0	0.0	0	0.0	0	0.011	0	0.009	0.059	0.017	65.1
鯖江市	自排丹南	理	275	7234	0.008	0.075	0.029	0.007	0.045	0	0.0	0	0.0	0	0.014	0	0.015	0.088	0.037	44.5

(資料：環境政策課)

(注) 「98%値評価による年平均値が0.06ppmを超えた日数」とは、1年間の日平均値のうち低い方から98%の範囲にあって、かつ、0.06ppmを超えたもの日数である。

表 2-8-1 浮遊粒子状物質の測定結果（一般環境大気測定局、令和 6 年度）

市 町	測定局	用途地域	有効測定日数	測定時間	年平均値	1 時間値が 0.20mg/m ³ を超えた時間数とその割合		日平均値が 0.10mg/m ³ を超えた日数とその割合		1 時間値の最高値	日平均値の 2% 除外値	日平均値が 0.10mg/m ³ を超えた日が 2 日以上連続したことの有無	環境基準の長期的評価による日平均値が 0.10mg/m ³ を超えた日数 (注)	設置主体	
						時間	%	日	%						mg/m ³
福 井 市	福 井	住	361	8683	0.011	0	0.0	0	0.0	0.084	0.026	○	0	市	
	石 橋	未	359	8650	0.012	0	0.0	0	0.0	0.085	0.028	○	0		市
	岡 保	未	362	8704	0.013	0	0.0	0	0.0	0.070	0.030	○	0		市
敦 賀 市	敦 賀	住	363	8716	0.011	0	0.0	0	0.0	0.079	0.027	○	0	県	
	和 久 野	住	365	8741	0.011	0	0.0	0	0.0	0.081	0.028	○	0		県
小 浜 市	小 浜	住	365	8744	0.012	0	0.0	0	0.0	0.089	0.029	○	0	県	
大 野 市	大 野	準工	365	8745	0.011	0	0.0	0	0.0	0.072	0.027	○	0	県	
鯖 江 市	神 明	住	363	8713	0.012	0	0.0	0	0.0	0.088	0.027	○	0	県	
	御 幸	住	364	8738	0.011	0	0.0	0	0.0	0.076	0.028	○	0		市
	鯖 江 東	住	363	8720	0.011	0	0.0	0	0.0	0.106	0.028	○	0		市
あ わ ら 市	金 津	住	365	8732	0.011	0	0.0	0	0.0	0.083	0.026	○	0	県	
	中 川	未	364	8738	0.008	0	0.0	0	0.0	0.084	0.022	○	0		組
越 前 市	武 生	準工	364	8723	0.012	0	0.0	0	0.0	0.096	0.028	○	0	県	
	味 真 野 大 気	住	364	8736	0.010	0	0.0	0	0.0	0.109	0.025	○	0		市
	武 生 北	工	364	8738	0.014	0	0.0	0	0.0	0.104	0.036	○	0		市
坂 井 市	今 立	住	362	8671	0.011	0	0.0	0	0.0	0.098	0.028	○	0	県	
	三 国	未	361	8669	0.013	0	0.0	0	0.0	0.099	0.031	○	0		県
	安 島 保 育 所	未	358	8579	0.015	0	0.0	0	0.0	0.138	0.033	○	0		市
若 狭 町	坂 井	未	362	8695	0.013	0	0.0	0	0.0	0.097	0.029	○	0	県	
	三 方	未	365	8717	0.011	0	0.0	0	0.0	0.097	0.027	○	0		県

(資料：環境政策課)

(注) 「環境基準の長期的評価による日平均値が0.10mg/m³を超えた日数」とは、日平均値の高い方から2%の範囲を除外した後の日平均値のうち0.10mg/m³を超えた日数である。ただし、日平均値が0.10mg/m³を超えた日が2日以上連続した延べ日数のうち、2%除外該当日に入っている日数分については除外しない。

表 2-8-2 浮遊粒子状物質の測定結果（自動車排出ガス測定局、令和 6 年度）

市 町	測定局	用途地域	有効測定日数	測定時間	年平均値	1 時間値が 0.20mg/m ³ を超えた時間数とその割合		日平均値が 0.10mg/m ³ を超えた日数とその割合		1 時間値の最高値	日平均値の 2% 除外値	日平均値が 0.10mg/m ³ を超えた日が 2 日以上連続したことの有無	環境基準の長期的評価による日平均値が 0.10mg/m ³ を超えた日数 (注)	設置主体
						時間	%	日	%					
福 井 市	自排福井	未	362	8706	0.012	0	0.0	0	0.0	0.079	0.027	○	0	市
敦 賀 市	自排敦賀	準工	364	8732	0.011	0	0.0	0	0.0	0.093	0.029	○	0	県
鯖 江 市	自排丹南	準工	364	8707	0.011	0	0.0	0	0.0	0.098	0.027	○	0	県

(資料：環境政策課)

(注) 「環境基準の長期的評価による日平均値が0.10mg/m³を超えた日数」とは、日平均値の高い方から2%の範囲を除外した後の日平均値のうち0.10mg/m³を超えた日数である。ただし、日平均値が0.10mg/m³を超えた日が2日以上連続した延べ日数のうち、2%除外該当日に入っている日数分については除外しない。

表2-8-3 微小粒子状物質の測定結果（一般環境大気測定局、令和6年度）

市 町	測定局	用途地域	有効測定日数	測定時間	年平均値	日平均値の年間98%値	日平均値35 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ を超えた日数とその割合 (注)		設置主体
							日	%	
福井市	福井	住	350	8500	8.9	21.8	0	0.0	市
敦賀市	敦賀	住	363	8688	7.3	18.7	0	0.0	県
小浜市	小浜	住	363	8676	8.2	20.5	0	0.0	県
大野市	大野	準工	363	8690	6.8	19.2	0	0.0	県
鯖江市	神明	住	363	8665	7.6	19.4	0	0.0	県
越前市	今立	住	359	8607	7.0	18.6	0	0.0	県
坂井市	三国	未	354	8531	8.3	19.4	0	0.0	県
若狭町	三方	未	363	8681	6.7	20.2	0	0.0	県

(資料：環境政策課)

(注) 「日平均値の年間98%値」とは、測定結果（日平均値）の年間98パーセンタイル値（低い方から98%の範囲以下を有効）のことである。

表2-8-4 微小粒子状物質の測定結果（自動車排出ガス測定局、令和6年度）

市 町	測定局	用途地域	有効測定日数	測定時間	年平均値	日平均値の年間98%値	日平均値35 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ を超えた日数とその割合 (注)		設置主体
							日	%	
福井市	自排福井	未	350	8547	7.4	18.8	0	0.0	市

(資料：環境政策課)

(注) 「日平均値の年間98%値」とは、測定結果（日平均値）の年間98パーセンタイル値（低い方から98%の範囲以下を有効）のことである。

表2-9 一酸化炭素の測定結果（自動車排出ガス測定局、令和6年度）

市 町	測定局	用途地域	有効測定日数	測定時間	年平均値	8時間値が20ppmを超えた回数とその割合		日平均値が10ppmを超えた日数とその割合		1時間値が30ppm以上となったことがある日数とその割合		1時間値の最高値	日平均値の2%除外値	日平均値が10ppmを超えた日が2日以上連続したことの有無	環境基準の長期的評価による日平均値が10ppmを超えた日数 (注)	設置主体
						時間	%	日	%	日	%					
福井市	自排福井	未	339	8171	0.3	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0.7	0.4	○	0	市
敦賀市	自排敦賀	準工	364	8705	0.2	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0.7	0.3	○	0	県
鯖江市	自排丹南	準工	364	8714	0.2	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0.8	0.4	○	0	県

(資料：環境政策課)

(注) 「環境基準の長期的評価による日平均値が10ppmを超えた日数」とは、日平均値の高い方から2%の範囲を除外した後の日平均値のうち10ppmを超えた日数である。ただし、日平均値が10ppmを超えた日が2日以上連続した延べ日数のうち、2%除外該当日に入っている日数分については除外しない。

表2-10 光化学オキシダントの測定結果（一般環境大気測定局、令和6年度）

市 町	測定局	用途 地域	昼間 測定 日数	昼間 測定 時間	昼間の1 時間値の 年平均値	昼間の1時 間値が 0.06ppmを超 えた日数と 時間数		昼間の1時 間値が 0.12ppm以上 の日数と時 間数		昼間の1 時間値の 最高値	昼間の日 最高1時 間値の年 平均値	設置 主体
			日	時間	ppm	日	時間	日	時間	ppm	ppm	
福 井 市	福 井	住	365	5410	0.036	50	280	0	0	0.090	0.046	市
	岡 保	未	365	5416	0.034	49	260	0	0	0.085	0.045	
敦 賀 市	敦 賀	住	365	5457	0.038	53	252	0	0	0.086	0.047	県
	和久野	住	365	5457	0.039	57	340	0	0	0.088	0.048	
小 浜 市	小 浜	住	365	5455	0.035	31	155	0	0	0.084	0.045	県
大 野 市	大 野	準工	365	5448	0.033	53	247	0	0	0.081	0.044	県
鯖 江 市	神 明	住	363	5409	0.036	56	307	0	0	0.091	0.047	県
あ わ ら 市	金 津	住	365	5451	0.037	43	241	0	0	0.086	0.046	県
越 前 市	武 生	準工	363	5408	0.035	49	262	0	0	0.089	0.046	県
	今 立	住	365	5430	0.031	43	209	0	0	0.083	0.043	
坂 井 市	三 国	未	364	5431	0.039	50	301	0	0	0.090	0.048	県
	坂 井	未	365	5450	0.037	52	297	0	0	0.088	0.047	
若 狭 町	三 方	未	365	5453	0.038	54	321	0	0	0.085	0.047	県

（資料：環境政策課）

（注） 昼間とは5時から20時までの時間帯をいう。したがって、1時間値は6時から20時まで得られることになる。

表2-11-1 非メタン炭化水素、メタンおよび全炭化水素の測定結果（一般環境大気測定局、令和6年度）

市町	測定局	用途地域	非メタン炭化水素										メタン						全炭化水素						設置主体												
			6～9時における年平均値		6～9時3時間平均値		6～9時3時間平均値が0.20ppmCを 超えた日数とその割合		6～9時3時間平均値が0.31ppmCを 超えた日数とその割合		6～9時における年平均値		6～9時3時間平均値		6～9時3時間平均値		6～9時における年平均値		6～9時3時間平均値		6～9時3時間平均値																
			時間	ppmC	時間	ppmC	日	%	日	%	時間	ppmC	時間	ppmC	日	%	時間	ppmC	時間	ppmC	日	%	時間	ppmC		時間	ppmC	日	%	時間	ppmC	時間	ppmC	日	%	時間	ppmC
福井市	福井	住	8588	0.08	0.09	364	0.29	0.02	5	1.4	0	0.0	0	0.0	8588	2.02	2.04	364	2.26	1.87	8588	2.10	2.13	364	2.42	1.90	市										
敦賀市	敦賀	住	8519	0.09	0.10	362	0.28	0.01	4	1.1	0	0.0	0	0.0	8520	1.99	1.99	362	2.11	1.86	8520	2.07	2.09	362	2.30	1.91	県										
小浜市	小浜	住	8375	0.08	0.08	352	0.24	0.00	3	0.9	0	0.0	0	0.0	8375	1.99	2.00	352	2.15	1.86	8375	2.07	2.08	352	2.30	1.87	県										
大野市	大野	準工	8555	0.08	0.08	360	0.25	0.02	3	0.8	0	0.0	0	0.0	8555	2.08	2.09	360	2.36	1.91	8555	2.16	2.18	360	2.44	1.96	県										
鯖江市	神明	住	8261	0.15	0.17	351	0.76	0.03	92	26.2	13	3.7	13	3.7	8261	2.00	2.03	351	2.45	1.86	8261	2.16	2.19	351	2.81	1.95	県										
坂井市	三國	未	7786	0.07	0.07	329	0.31	0.00	2	0.6	0	0.0	0	0.0	7786	2.01	2.02	329	2.29	1.86	7786	2.08	2.09	329	2.36	1.89	県										

(資料：環境政策課)

表2-11-2 非メタン炭化水素、メタンおよび全炭化水素の測定結果（自動車排出ガス測定局、令和6年度）

市町	測定局	用途地域	非メタン炭化水素										メタン						全炭化水素						設置主体						
			6～9時における年平均値		6～9時3時間平均値		6～9時3時間平均値が0.20ppmCを 超えた日数とその割合		6～9時3時間平均値が0.31ppmCを 超えた日数とその割合		6～9時における年平均値		6～9時3時間平均値		6～9時3時間平均値		6～9時における年平均値		6～9時3時間平均値		6～9時3時間平均値										
			時間	ppmC	時間	ppmC	日	%	日	%	時間	ppmC	時間	ppmC	日	%	時間	ppmC	時間	ppmC	日	%	時間	ppmC		時間	ppmC	日	%	時間	ppmC
福井市	自排福井	未	8546	0.08	0.10	362	0.27	0.01	12	3.3	0	0.0	0	0.0	8546	2.05	2.06	362	2.43	1.88	8546	2.13	2.16	362	2.59	1.91	市				
敦賀市	自排敦賀	準工	8596	0.06	0.06	364	0.43	0.01	4	1.1	2	0.5	2	0.5	8596	2.02	2.02	364	2.13	1.88	8596	2.07	2.09	364	2.50	1.93	県				
鯖江市	自排丹南	準工	8592	0.09	0.10	363	0.44	0.01	12	3.3	2	0.6	2	0.6	8592	2.04	2.06	363	2.46	1.89	8592	2.12	2.15	363	2.60	1.91	県				

(資料：環境政策課)

表 2-12 有害大気汚染物質の測定結果（令和6年度）

(単位: $\mu\text{g}/\text{m}^3$ ※ ng/m^3)

地域分類	一般環境						固定発生源周辺						沿道		
	福井局			和久野局			神明局			三国局			自排福井局		
測定地点	平均	最小	最大	平均	最小	最大	平均	最小	最大	平均	最小	最大	平均	最小	最大
物 質 名															
テトラクロロエチレン	0.023	<0.003	0.045	0.043	<0.007	0.11	0.043	<0.007	0.11	0.049	<0.007	0.12	0.022	<0.003	0.043
トリクロロエチレン	0.22	0.033	0.75	0.035	<0.006	0.094	0.66	0.083	2.6	0.056	<0.009	0.16	0.30	0.025	0.90
ベンゼン	0.49	0.25	0.92	0.39	0.17	0.88	0.41	0.13	1.1	0.31	0.083	0.64	0.51	0.25	0.87
ジクロロメタン	0.89	0.57	1.4	0.68	0.34	1.3	1.3	0.58	4.5	0.60	0.37	1.1	1.0	0.52	1.5
アクリロニトリル	0.014	<0.004	0.058	(0.004)	<0.005	0.014	(0.004)	<0.005	0.011	(0.004)	<0.005	0.01	0.010	<0.004	0.024
塩化ビニルモノマー	0.027	<0.004	0.10	(0.012)	<0.009	0.039	0.052	<0.013	0.18	0.019	0.009	0.052	0.026	<0.004	0.11
クロロホルム	0.16	0.11	0.24	0.13	0.080	0.16	0.14	0.079	0.20	0.20	0.072	0.82	0.17	0.11	0.23
1, 2-ジクロロエタン	0.11	0.023	0.36	0.11	0.059	0.16	0.11	0.060	0.16	0.12	0.068	0.19	0.11	0.018	0.38
水銀及びその化合物 ※	1.4	1.1	1.7	1.7	1.6	1.9	—	—	—	—	—	—	—	—	—
ニッケル化合物 ※	1.3	0.57	1.6	(0.3)	<0.5	0.5	—	—	—	2.0	0.6	3.0	—	—	—
ヒ素及びその化合物 ※	0.34	0.25	0.40	0.44	0.14	0.95	—	—	—	0.69	0.13	1.4	—	—	—
1, 3-ブツタジエン	0.037	0.020	0.081	0.047	<0.009	0.35	0.025	<0.009	0.096	0.013	<0.008	0.028	0.038	0.017	0.077
マンガン及びその化合物 ※	7.2	4.8	10	3.0	1.5	6.2	—	—	—	4.4	1.8	7.4	—	—	—
アセトアルデヒド	0.55	0.23	1.1	2.8	1.5	3.6	1.8	1.2	2.8	—	—	—	1.2	0.38	2.0
塩化メチル	1.5	1.3	2.0	1.2	1.1	1.4	1.2	1.1	1.3	1.3	1.2	1.6	1.5	1.2	2.1
クロム及びその化合物 ※	1.9	0.83	4.0	(0.6)	<0.9	1.1	—	—	—	1.4	<0.9	2.6	—	—	—
酸化エチレン	0.023	0.016	0.027	0.042	0.032	0.051	—	—	—	—	—	—	—	—	—
トルエン	3.4	1.1	7.3	1.1	0.47	1.8	3.6	1.5	12	2.9	1.4	7.4	3.4	1.2	8.1
ベリリウム及びその化合物 ※	(0.005)	<0.008	<0.010	0.004	<0.004	0.006	—	—	—	0.004	<0.004	0.007	—	—	—
ベンゾ[a]ピレン ※	0.032	0.014	0.052	0.019	0.010	0.036	—	—	—	—	—	—	0.052	0.028	0.080
ホルムアルデヒド	0.57	0.25	0.91	2.3	1.2	2.7	1.7	0.52	2.5	—	—	—	0.99	0.28	1.9

備考：月ごとの測定値が検出下限値未満の場合、年平均値は、当該測定における測定結果を検出下限値の1/2として年平均値を算出した。

年平均値が各月の最大検出下限値未満であった場合は、その値を括弧書きで表示している。

最小値または最大値の値が検出下限値未満であった場合は、『< (該当月の検出下限値)』として表示している。

※の項目は桁数が揃えるため単位を ng/m^3 で記している。

表2-13-1-1 ばい煙発生施設届出状況（大気汚染防止法）

（令和7年3月31日現在）

施設種類	1 項		3 項		5 項		6 項		9 項		10 項		11 項		12 項		13 項		19 項		29 項		30 項		31 項		合 計					
	工場数	施設数	工場数	施設数	工場数	施設数	工場数	施設数	工場数	施設数	工場数	施設数	工場数	施設数	工場数	施設数	工場数	施設数	工場数	施設数	工場数	施設数	工場数	施設数	工場数	施設数	工場数	施設数				
ポ イ ラ	118	331																														
市 町 名	工場数	施設数	工場数	施設数	工場数	施設数	工場数	施設数	工場数	施設数	工場数	施設数	工場数	施設数	工場数	施設数	工場数	施設数	工場数	施設数	工場数	施設数	工場数	施設数	工場数	施設数	工場数	施設数	工場数	施設数		
福 井 市	118	331			2	13							10	14			5	9	2	8	2	2	10	23					145	400		
敦 賀 市	27	79					1	2	1	1			4	10			2	4					2	3	1	1			33	100		
小 浜 市	9	23											3	5																12	28	
大 野 市	14	28											3	7			2	3												18	38	
勝 山 市	26	67											2	5	1	6														29	78	
鯖 江 市	28	85			1	1							3	5			2	4					1	4					35	99		
あ わ ら 市	33	82											2	5			3	5					1	1					39	94		
越 前 市	44	87			1	1	1	4	3	1	1	4	10	10			2	2											55	108		
坂 井 市	74	172	1	1	2	19	1	24					10	26			2	2					1	5					84	249		
永 平 寺 町	8	17											1	2																9	19	
南 越 前 町	4	12											1	2			1	2												6	16	
越 前 町	14	24							2	4			1	1																17	29	
美 浜 町	7	9											1	2																8	11	
高 浜 町	1	3			1	2	1	1	1	1							1	2												4	9	
お お い 町	2	3											1	1																	3	4
若 狭 町	9	19											3	6																12	25	
合 計	418	1041	1	1	7	36	5	32	7	9	1	1	49	101	1	6	20	33	2	8	2	2	15	36	1	1	509	1307				

（資料：環境政策課）

表 2-13-2 ばい煙発生施設届出状況（電気事業法・鉱山保安法）

（令和7年3月31日現在）

施設種類	1 項		13 項		29 項		30 項		31 項		合 計	
	ボ イ ラ ー	工 場 数	廃 棄 物 焼 却 炉	工 場 数	ガ タ ー	ス ト ー	デ ィ ー ゼ ル	機 関	ガ ス	機 関	実 工 場 数	施 設 数
福 井 市					33	36	75	106			102	142
敦 賀 市	5	10	1	1	4	6	32	38			38	55
小 浜 市					2	2	5	7			6	9
大 野 市	1	1					7	9			8	10
勝 山 市					2	2	4	5			6	7
鯖 江 市					1	1	10	13			11	14
あ わ ら 市	1	1			2	3	8	9	1	1	9	14
越 前 市					3	3	19	27			22	30
坂 井 市	1	2			3	3	27	37	1	1	30	43
永 平 寺 町					2	3	3	5			5	8
池 田 町							3	32			3	32
南 越 前 町							7	11			7	11
越 前 町							4	4	1	1	5	5
美 浜 町	1	2			2	2	5	15			6	19
高 浜 町	1	2			2	2	7	26			7	30
お お い 町	1	2			1	3	8	25			8	30
若 狭 町							3	3			3	3
合 計	11	20	1	1	57	66	227	372	3	3	276	462

（資料：環境政策課）

表 2-14-1 一般粉じん発生施設届出状況（大気汚染防止法）

（令和7年3月31日現在）

施設種類	2 項		3 項		4 項		5 項		合 計	
	堆 積 場	工 場 数	コ ン ベ ア	工 場 数	破 碎 機 ・ 摩 碎 機	工 場 数	ふ る い	工 場 数	施 設 数	実 工 場 数
福 井 市	12	13	13	44	6	19	2	5	17	81
敦 賀 市	17	32	9	90	6	26	6	18	22	166
小 浜 市	2	4	3	6					4	10
大 野 市	5	10	3	8	3	6			6	24
勝 山 市	3	4	3	17	3	6	1	3	3	30
鯖 江 市	2	4	3	4					4	8
あ わ ら 市	2	6	4	10			1	1	4	17
越 前 市	4	4	4	24	3	14	1	2	5	44
坂 井 市	10	11	5	25	2	8	2	6	10	50
永 平 寺 町	2	3	2	2	2	5	1	2	2	12
南 越 前 町	2	5	4	16	4	10	3	5	5	36
美 浜 町	1	2							1	2
高 浜 町	8	14			1	1			9	15
お お い 町	1	1							1	1
若 狭 町			2	3	2	4	1	1	5	8
合 計	71	113	55	249	32	99	18	43	98	504

（資料：環境政策課）

表 2-14-2 一般粉じん発生施設届出状況（電気事業法・鉱山保安法）

（令和7年3月31日現在）

施設種類	2 項		3 項		4 項		5 項		合 計	
	堆 積 場	工 場 数	コ ン ベ ア	工 場 数	破 碎 機 ・ 摩 碎 機	工 場 数	ふ る い	工 場 数	施 設 数	実 工 場 数
敦 賀 市	1	1	2	11	1	2	1	2	2	16
南 越 前 町	1	1	1	12	1	7	1	4	1	24
合 計	2	2	3	23	2	9	2	6	3	40

（資料：環境政策課）

表2-15 揮発性有機化合物排出施設届出状況（大気汚染防止法）

（令和7年3月31日現在）

施設種類	1 項		2 項		3 項		4 項		5 項		7 項		8 項		9 項		合 計	
	乾燥施設 （化学製品 製造用）		塗装施設		乾燥施設 （塗装用）		乾燥施設 （接着用） [印刷回路用 銅張積層板等 の製造用※1]		乾燥施設 （接着用） [その他の 製造用※2]		乾燥施設 （グラビア 印刷用）		洗浄施設		貯蔵タンク		実工場数	施設数
市町名	工場数	施設数	工場数	施設数	工場数	施設数	工場数	施設数	工場数	施設数	工場数	施設数	工場数	施設数	工場数	施設数		
福井市	1	3	1	2													2	5
敦賀市	1	1			2	3									1	2	4	6
鯖江市									2	9	1	1					3	10
あわら市			1	1													1	1
越前市	1	9			1	1											2	10
坂井市					2	3	1	10					1	5			3	18
越前町									1	1							1	1
合 計	3	13	2	3	5	7	1	10	3	10	1	1	1	5	1	2	16	51

（資料：環境政策課）

※1 印刷回路用銅張積層板、粘着テープ・粘着シート、はく離紙・包装材料の製造用

※2 その他の製造用（木材または木製品の製造用を除く。）

表2-16 水銀排出施設届出状況（大気汚染防止法・電気事業法）

（令和7年3月31日現在）

施設種類	1 項		2 項		7 項		8 項		合 計	
	小型石炭 ボイラー		石炭ボイラー		セメント焼成炉		廃棄物焼却炉		実工場数	施設数
市町名	工場数	施設数	工場数	施設数	工場数	施設数	工場数	施設数		
福井市							5	9	5	9
敦賀市			2	4	1	1	3	5	6	10
大野市							2	3	2	3
鯖江市							2	4	2	4
あわら市			1	1			3	5	4	6
越前市							2	2	2	2
坂井市							2	2	2	2
南越前町							1	2	1	2
高浜町							1	2	1	2
合 計			3	5	1	1	21	34	25	40

（資料：環境政策課）

表2-17 特定工場届出状況(燃料使用量関係)(県公害防止条例)
(令和7年3月31日現在)

市町名	工場数
福井市	6
敦賀市	7
大野市	1
勝山市	1
鯖江市	2
あわら市	1
越前市	3
坂井市	2
合計	23

(資料：環境政策課)

表2-18-1 ばい煙に係る特定施設届出状況(県公害防止条例)
(令和7年3月31日現在)

施設種類	1	2	16	17	合計
	金属溶解炉	廃棄物焼却炉	塩酸・弗酸 反応施設 表面処理施設	反応炉 直火炉	
市町名	施設数	施設数	施設数	施設数	施設数
福井市	15	9	14		38
敦賀市		5			5
小浜市			8		8
大野市		3	1		4
勝山市			11		11
鯖江市	1	4	102		107
あわら市		5	1		6
越前市		2	39	1	42
坂井市	2	2	34		38
南越前町		2			2
越前町			5		5
高浜町		2			2
合計	18	34	215	1	268

(資料：環境政策課)

表2-18-2 炭化水素類に係る特定施設届出状況(県公害防止条例)
(令和7年3月31日現在)

施設種類	1	2	3	合計
	貯蔵施設	油出荷施設	地下タンク	
市町名	施設数	施設数	施設数	施設数
福井市			32	32
敦賀市	5		2	7
小浜市			2	2
大野市			4	4
鯖江市			2	2
あわら市			2	2
越前市	14		7	21
坂井市	10	15	13	38
永平寺町			4	4
南越前町			6	6
高浜町			3	3
合計	29	15	77	121

(資料：環境政策課)

3 水質関係資料

表3-1 人の健康の保護に関する環境基準

(単位：mg/L)

項 目	基 準 値
カドミウム	0.003 以下
全シアン	検出されないこと
鉛	0.01 以下
六価クロム	0.02 以下
砒素	0.01 以下
総水銀	0.0005 以下
アルキル水銀	検出されないこと
P C B	検出されないこと
ジクロロメタン	0.02 以下
四塩化炭素	0.002 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1 以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 以下
1,1,1-トリクロロエタン	1 以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.006 以下
トリクロロエチレン	0.01 以下
テトラクロロエチレン	0.01 以下
1,3-ジクロロプロペン	0.002 以下
チウラム	0.006 以下
シマジン	0.003 以下
チオベンカルブ	0.02 以下
ベンゼン	0.01 以下
セレン	0.01 以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 以下
ふっ素	0.8 以下
ほう素	1 以下
1,4-ジオキサン	0.05 以下

(備考) 基準値は、年間平均値とする。ただし、全シアンの基準値については、最高値とする。
海域については、ふっ素およびほう素の基準値は適用しない。

表3-2 生活環境の保全に関する環境基準

1-1 河川（湖沼を除く。） [pH、BOD、SS、DO、大腸菌数]

項目 類型	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン濃度 (-)	生物化学的酸素要求量 (mg/L)	浮遊物質量 (mg/L)	溶存酸素量 (mg/L)	大腸菌数 (CFU/100mL)
AA	水道1級 自然環境保全及びA以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1 以下	25 以下	7.5 以上	20 以下
A	水道2級 水産1級及びB以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	2 以下	25 以下	7.5 以上	300 以下
B	水道3級 水産2級及びC以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3 以下	25 以下	5 以上	1,000 以下
C	水産3級 工業用水1級及びD以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5 以下	50 以下	5 以上	—
D	工業用水2級 農業用水及びEの欄に掲げるもの	6.0以上 8.5以下	8 以下	100 以下	2 以上	—
E	工業用水3級 環境保全	6.0以上 8.5以下	10 以下	ごみ等の浮遊が認められないこと	2 以上	—

- (備考) 1 基準値は、日間平均値とする（湖沼、海域もこれに準ずる。）。
 2 農業用利水点については、水素イオン濃度6.0以上7.5以下、溶存酸素量5 mg/L以上とする（湖沼もこれに準ずる。）。
 3 水道1級を利用目的としている測定点（自然環境保全を利用目的としている測定点を除く。）については、大腸菌数100CFU/100mL以下とする。
 4 いずれの類型においても、水浴を利用目的としている測定点（自然環境保全及び水道1級を利用目的としている測定点を除く。）については、大腸菌数300CFU/100ml以下とする。
 5 水産1級、水産2級及び水産3級のみを利用目的とする場合については、当分の間、大腸菌数の項目の基準値は適用しない。（湖沼、海域もこれに準ずる）

- (注) 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
 2 水道1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
 // 2級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
 // 3級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
 3 水産1級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用
 // 2級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用
 // 3級：コイ、フナ等、β-中腐水性水域の水産生物用
 4 工業用水1級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの
 // 2級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの
 // 3級：特殊の浄水操作を行うもの
 5 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む）において不快感を生じない

1-2 河川（湖沼を除く。） [全亜鉛、ノニルフェノール、直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩]

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値		
		全亜鉛 (mg/L)	ノニルフェノール (mg/L)	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩 (mg/L)
生物A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03 以下	0.001 以下	0.03 以下
生物特A	生物Aの水域のうち、生物Aの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03 以下	0.0006 以下	0.02 以下
生物B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03 以下	0.002 以下	0.05 以下
生物特B	生物Bの水域のうち、生物Bの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03 以下	0.002 以下	0.04 以下

(備考) 基準値は、年間平均値とする。

2-1 湖沼 [pH、COD、SS、DO、大腸菌数]

項目 類型	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン濃度 (-)	化学的酸素要求量 (mg/L)	浮遊物質量 (mg/L)	溶存酸素量 (mg/L)	大腸菌数 (CFU/100mL)
AA	水道1級 水産1級 自然環境保全及びA以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1以下	1以下	7.5以上	20以下
A	水道2、3級 水産2級 B以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3以下	5以下	7.5以上	300以下
B	水産3級 工業用水1級 農業用水及びCの欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5以下	15以下	5以上	-
C	工業用水2級 環境保全	6.0以上 8.5以下	8以下	ごみ等の浮遊が認められないこと	2以上	-

- (備考) 1 水産1級、水産2級及び水産3級のみを利用目的とする場合については、当分の間、浮遊物質量の項目の基準値は適用しない。
 2 水道1級を利用目的としている測定点（自然環境保全を利用目的としている測定点を除く。）については、大腸菌数 100CFU/100mL 以下とする。
 3 水道3級を利用目的としている地点（水浴又は水道2級を利用目的としている地点を除く。）については、大腸菌数 1,000CFU/100mL とする。
 4 いずれの類型においても、水浴を利用目的としている測定点（自然環境保全及び水道1級を利用目的としている測定点を除く。）については、大腸菌数 300CFU/100ml 以下とする。

- (注) 1 自然環境保全：自然探勝等の環境の保全
 2 水道1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
 " 2、3級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作、又は、前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
 3 水産1級：ヒメマス等貧栄養湖型の水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用
 " 2級：サケ科魚類及びアユ等貧栄養湖型の水域の水産生物用並びに水産3級の水産生物用
 " 3級：コイ、フナ等富栄養湖型の水域の水産生物用
 4 工業用水1級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの
 " 2級：薬品注入等による高度の浄水操作、又は、特殊な浄水操作を行うもの
 5 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む）において不快感を生じない限度

2-2 湖沼 [窒素、磷]

項目 類型	利用目的の適応性	基準値	
		全窒素 (mg/L)	全磷 (mg/L)
I	自然環境保全及びII以下の欄に掲げるもの	0.1以下	0.005以下
II	水道1、2、3級（特殊なものを除く。） 水産1種 及びIII以下の欄に掲げるもの	0.2以下	0.01以下
III	水道3級（特殊なもの）及びIV以下の欄に掲げるもの	0.4以下	0.03以下
IV	水産2種及びVの欄に掲げるもの	0.6以下	0.05以下
V	水産3種 工業用水 農業用水 環境保全	1以下	0.1以下

- (備考) 1 基準値は、年間平均値とする。
 2 水域類型の指定は、湖沼植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある湖沼について行うものとし、全窒素の項目の基準値は、全窒素が湖沼植物プランクトンの増殖の要因となる湖沼について適用する。
 3 農業用水については、全磷の項目の基準値は適用しない。

- (注) 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
 2 水道1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
 " 2級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
 " 3級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの（「特殊なもの」とは、臭気物質の除去が可能な特殊な浄水操作を行うものをいう）
 3 水産1種：サケ科魚類及びアユ等の水産生物用並びに水産2種及び水産3種の水産生物用
 " 2種：ワカサギ等の水産生物用及び水産3種の水産生物用
 " 3種：コイ、フナ等の水産生物用
 4 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む）において不快感を生じない限度

2-3 湖沼 [全亜鉛、ノニルフェノール、直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩]

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値		
		全亜鉛 (mg/L)	ノニルフェノール (mg/L)	直鎖アルキルベンゼンスル ホン酸及びその塩 (mg/L)
生物A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03 以下	0.001 以下	0.03 以下
生物特A	生物Aの水域のうち、生物Aの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚子の生育場として特に保全が必要な水域	0.03 以下	0.0006 以下	0.02 以下
生物B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03 以下	0.002 以下	0.05 以下
生物特B	生物Bの水域のうち、生物Bの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚子の生育場として特に保全が必要な水域	0.03 以下	0.002 以下	0.04 以下

(備考) 基準値は、年間平均値とする。

2-4 湖沼 [底層DO]

項目 類型	水生生物が生息・再生産する場の適応性	基準値
		底層溶存酸素量 (mg/L)
生物1	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物が生息できる場を保全・再生する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域	4.0 以上
生物2	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が生息できる場を保全・再生する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域	3.0 以上
生物3	生息段階において貧酸素耐性の高い水生生物が生息できる場を保全・再生する水域、再生産段階において貧酸素耐性の高い水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域又は無生物域を解消する水域	2.0 以上

(備考) 基準値は、日間平均値とする。

3-1 海域 [pH、COD、DO、大腸菌数、n-ヘキサン抽出物質]

項目 類型	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン濃 度 (-)	化学的酸素 要求量 (mg/L)	溶存酸素量 (mg/L)	大腸菌数 (CFU/100mL)	n-ヘキサン 抽出物質 (mg/L)
A	水産1級 自然環境保全及び B以下の欄に掲げるもの	7.8 以上 8.3 以下	2 以下	7.5 以上	20 以下	検出されない こと
B	水産2級 工業用水及びCの欄に掲 げるもの	7.8 以上 8.3 以下	3 以下	5 以上	-	検出されない こと
C	環 境 保 全	7.0 以上 8.3 以下	8 以下	2 以上	-	-

(備考) いずれの類型においても、水浴を利用目的としている測定点（自然環境保全及び水道1級を利用目的としている測定点を除く。）については、大腸菌数 300CFU/100ml 以下とする。

- (注)
- 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
 - 2 水産1級：マダイ、ブリ、ワカメ等の水産生物用及び水産2級の水産生物用
 " 2級：ボラ、ノリ等の水産生物用
 - 3 環 境 保 全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

3-2 海域 [窒素、磷]

項目 類型	利用目的の適応性	基準値	
		全窒素 (mg/L)	全磷 (mg/L)
I	自然環境保全及びII以下の欄に掲げるもの（水産2種及び3種を除く。）	0.2 以下	0.02 以下
II	水産1種 III以下の欄に掲げるもの （水産2種及び3種を除く。）	0.3 以下	0.03 以下
III	水産2種及びIVの欄に掲げるもの （水産3種を除く。）	0.6 以下	0.05 以下
IV	水産3種 工業用水 生物生息環境保全	1 以下	0.09 以下

(備考) 1 基準値は、年間平均値とする。
2 水域類型の指定は、海洋植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある海域について行うものとする。

(注) 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
2 水産1種：底生魚介類を含め多様な水産生物がバランス良く、かつ、安定して漁獲される
" 2種：一部の底生魚介類を除き、魚類を中心とした水産生物が多獲される
" 3種：汚濁に強い特定の水産生物が主に漁獲される
3 生物生息環境保全：年間を通して底生生物が生息できる限度

3-3 海域 [全亜鉛、ノニルフェノール、直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩]

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値		
		全亜鉛 (mg/L)	ノニルフェノール (mg/L)	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩 (mg/L)
生物A	水生生物の生息する水域	0.02 以下	0.001 以下	0.01 以下
生物特A	生物Aの水域のうち、水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.01 以下	0.0007 以下	0.006 以下

(備考) 基準値は、年間平均値とする。

3-4 海域 [底層DO]

項目 類型	水生生物が生息・再生産する場の適応性	基準値
		底層溶存酸素量 (mg/L)
生物1	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物が生息できる場を保全・再生産する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物が再生産できる場を保全・再生産する水域	4.0 以上
生物2	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が生息できる場を保全・再生産する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が再生産できる場を保全・再生産する水域	3.0 以上
生物3	生息段階において貧酸素耐性の高い水生生物が生息できる場を保全・再生産する水域、再生産段階において貧酸素耐性の高い水生生物が再生産できる場を保全・再生産する水域又は無生物域を解消する水域	2.0 以上

(備考) 基準値は、日間平均値とする。

表 3-3 要監視項目および指針値（公共用水域）

1 人の健康の保護に係る項目

（単位：mg/L）

項 目	指 針 値
クロロホルム	0.06 以下
トランス-1, 2-ジクロロエチレン	0.04 以下
1,2-ジクロロプロパン	0.06 以下
p-ジクロロベンゼン	0.2 以下
イソキサチオン	0.008 以下
ダイアジノン	0.005 以下
フェニトロチオン	0.003 以下
イソプロチオラン	0.04 以下
クロロタロニル	0.05 以下
プロピザミド	0.008 以下
オキシシン銅	0.04 以下
ジクロルボス	0.008 以下
フェノブカルブ	0.03 以下
クロルニトロフェン	— (注1)
イプロベンホス	0.008 以下
EPN	0.006 以下
トルエン	0.6 以下
キシレン	0.4 以下
フタル酸ジエチルヘキシル	0.06 以下
ニッケル	— (注2)
モリブデン	0.07 以下
アンチモン	0.02 以下
塩化ビニルモノマー	0.002 以下
エピクロロヒドリン	0.0004 以下
全マンガン	0.2 以下
ウラン	0.002 以下
ペルフルオロオクタンスルホン酸 (PFOS) 及び ペルフルオロオクタン酸 (PFOA)	0.00005 以下 (暫定) (注3)

(注1) 胆のうがんとの因果関係が明らかになるまで、指針値は設定しない。

(注2) 毒性についての定量的評価が定まっていないため、指針値が削除された。

(注3) 令和7年6月30日に指針値に変更された。

2 水生生物の保全に係る項目

(単位：mg/L)

項 目	水 域	類 型	指 針 値
クロロホルム	河川及び湖沼	生物 A	0.7 以下
		生物特 A	0.006 以下
		生物 B	3 以下
		生物特 B	3 以下
	海域	生物 A	0.8 以下
		生物特 A	0.8 以下
フェノール	河川及び湖沼	生物 A	0.05 以下
		生物特 A	0.01 以下
		生物 B	0.08 以下
		生物特 B	0.01 以下
	海域	生物 A	2 以下
		生物特 A	0.2 以下
ホルムアルデヒド	河川及び湖沼	生物 A	1 以下
		生物特 A	1 以下
		生物 B	1 以下
		生物特 B	1 以下
	海域	生物 A	0.3 以下
		生物特 A	0.03 以下
4-t-オクチル フェノール	河川及び湖沼	生物 A	0.001 以下
		生物特 A	0.0007 以下
		生物 B	0.004 以下
		生物特 B	0.003 以下
	海域	生物 A	0.0009 以下
		生物特 A	0.0004 以下
アニリン	河川及び湖沼	生物 A	0.02 以下
		生物特 A	0.02 以下
		生物 B	0.02 以下
		生物特 B	0.02 以下
	海域	生物 A	0.1 以下
		生物特 A	0.1 以下
2,4-ジクロロ フェノール	河川及び湖沼	生物 A	0.03 以下
		生物特 A	0.003 以下
		生物 B	0.03 以下
		生物特 B	0.02 以下
	海域	生物 A	0.02 以下
		生物特 A	0.01 以下

表 3-4 水質汚濁防止法に定める特定施設（抜粋）

番 号	施 設	番 号	施 設
1 の 2	畜産農業又はサービス業の用に供する施設	55	生コンクリート製造業の用に供するパッチャープ ラント
2	畜産食料品製造業の用に供する施設	56	有機質砂かべ材製造業の用に供する混合施設
3	水産食料品製造業の用に供する施設	59	砕石業の用に供する施設
4	野菜又は果実を原料とする保存食料品製造業の用 に供する施設	60	砂利採取業の用に供する水洗式分別施設
5	みそ、しょう油、食用アミノ酸、グルタミン酸ソ ーダ、ソース又は食酢の製造業の用に供する施設	62	非鉄金属製造業の用に供する施設
8	パン若しくは菓子の製造業又は製あん業の用に供 する粗製あんの沈でんそう	63	金属製品製造業又は機械器具製造業の用に供する 施設
9	米菓製造業又はこうじ製造業の用に供する洗米機	63 の 3	石炭を燃料とする火力発電施設のうち廃ガス洗浄 施設
10	飲料製造業の用に供する施設	64 の 2	水道施設、工業用水道施設又は自家用工業用水道 の浄水施設
11	動物系飼料又は有機質肥料の製造業の用に供する 施設	65	酸又はアルカリによる表面処理施設
16	麺類製造業の用に供する湯煮施設	66	電気めつき施設
17	豆腐又は煮豆の製造業の用に供する湯煮施設	66 の 3	旅館業の用に供する施設
19	紡績業又は繊維製品の製造業若しくは加工業の用 に供する施設	66 の 4	共同調理場に設置されるちゅう房施設
21	化学繊維製造業の用に供する施設	66 の 5	弁当仕出屋又は弁当製造業の用に供するちゅう 房施設
21 の 2	一般製材業又は木材チップ製造業の用に供する湿 式パーカー	66 の 6	飲食店に設置されるちゅう房施設
21 の 3	合板製造業の用に供する接着機洗浄施設	67	洗濯業の用に供する施設
22	木材薬品処理業の用に供する施設	68	写真現像業の用に供する自動式フィルム現像 洗浄施設
23	パルプ、紙又は紙加工品の製造業の用に供する施 設	68 の 2	病院で病床数が 300 以上であるものに設置され る施設
23 の 2	新聞業、出版業、印刷業又は製版業の用に供する 施設	70	廃油処理施設
27	その他の無機化学工業製品製造業の用に供する施 設	70 の 2	自動車特定整備事業の用に供する洗車施設
32	有機顔料又は合成染料の製造業の用に供する施設	71	自動式車両洗浄施設
33	合成樹脂製造業の用に供する施設	71 の 2	科学技術に関する研究、試験、検査又は専門教育 の用に供する施設
46	その他の有機化学工業製品製造業の用に供する施 設	71 の 3	一般廃棄物処理施設である焼却施設
47	医薬品製造業の用に供する施設	71 の 4	産業廃棄物処理施設
51 の 2	自動車用タイヤ等ゴム製品製造業の用に供する直 接加硫施設	71 の 5	トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン又は ジクロロメタンによる洗浄施設
51 の 3	医療用若しくは衛生用のゴム製品等製造業の用に 供するラテックス成型型洗浄施設	71 の 6	トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン又は ジクロロメタンの蒸留施設
52	皮革製造業の用に供する施設	72	し尿処理施設
54	セメント製品製造業の用に供する施設	73	下水道終末処理施設
		74	特定事業場から排出される水の処理施設

表 3-5 水質汚濁防止法に基づく一律排水基準

1 有害物質

(単位：mg/L)

有害物質の種類	許容限度
カドミウム及びその化合物	0.03
シアン化合物	1
有機燐化合物（パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNに限る。）	1
鉛及びその化合物	0.1
六価クロム化合物	0.2
砒素及びその化合物	0.1
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	0.005
アルキル水銀化合物	検出されないこと
PCB	0.003
トリクロロエチレン	0.1
テトラクロロエチレン	0.1
ジクロロメタン	0.2
四塩化炭素	0.02
1, 2-ジクロロエタン	0.04
1, 1-ジクロロエチレン	1
シス-1, 2-ジクロロエチレン	0.4
1, 1, 1-トリクロロエタン	3
1, 1, 2-トリクロロエタン	0.06
1, 3-ジクロロプロペン	0.02
チウラム	0.06
シマジン	0.03
チオベンカルブ	0.2
ベンゼン	0.1
セレン及びその化合物	0.1
ほう素及びその化合物	10 (海域以外に排出する場合) 230 (海域に排出する場合)
ふっ素及びその化合物	8 (海域以外に排出する場合) 15 (海域に排出する場合)
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	100 (アンモニア性窒素に0.4を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量)
1, 4-ジオキサン	0.5

- (備考) 1 「検出されないこと」とは、第2条の規定に基づき環境大臣が定める方法により排出水の汚染状態を検定した場合において、その結果が当該検定方法の定量限界を下回ることをいう。
 2 砒素及びその化合物についての排水基準は、水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令（昭和49年政令第363号）の施行の際、現にゆう出している温泉（温泉法(昭和23年法律第125号)第2条第1項に規定するものをいう。）を利用する旅館業に属する事業場に係る排水水については、当分の間、適用しない。

2 生活環境項目

(単位：mg/L (pHを除く。))

項 目	許 容 限 度
水素イオン濃度 (pH)	5.8以上8.6以下 (海域以外に排出する場合) 5.0以上9.0以下 (海域に排出する場合)
生物化学的酸素要求量 (BOD)	160 (日間平均120)
化学的酸素要求量 (COD)	160 (日間平均120)
浮遊物質 (SS)	200 (日間平均150)
ノルマルヘキサン抽出物質含有量	
・ 鉱油類含有量	5
・ 動植物油脂類含有量	30
フェノール類含有量	5
銅含有量	3
亜鉛含有量	2
溶解性鉄含有量	10
溶解性マンガン含有量	10
クロム含有量	2
大腸菌群数	日間平均 3,000 (個/cm ³)
窒素含有量	120 (日間平均 60)
燐含有量	16 (日間平均 8)

- (備考)
- 「日間平均」による許容限度は、1日の排出水の平均的な汚染状態について定めたものである。
 - この表に掲げる排水基準は、1日当たりの平均的な排出水の量が50m³以上である工場又は事業場に係る排出水について適用する。
 - 水素イオン濃度及び溶解性鉄含有量についての排水基準は、硫黄鉱業（硫黄と共存する硫化鉄鉱を掘採する鉱業を含む。）に属する工場又は事業場に係る排出水については適用しない。
 - 水素イオン濃度、銅含有量、亜鉛含有量、溶解性鉄含有量、溶解性マンガン含有量、クロム含有量及びフッ素含有量についての排水基準は、水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令の施行の際現にゆう出している温泉を利用する旅館業に属する事業場に係る排出水については、当分の間、適用しない。
 - 生物化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼以外の公共用水域に排出される排出水に限って適用し、化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼に排出される排出水に限って適用する。
 - 窒素含有量についての排水基準は、窒素が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域（湖沼であって水の塩素イオン含有量が9,000mg/Lを超えるものを含む。以下同じ。）として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排出水に限って適用する。
 - 燐含有量についての排水基準は、燐が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排出水に限って適用する。

表 3-7 福井県公害防止条例に定める特定工場（排水量関係）

工場の規模	1日の通常排水量3,000立方メートル (紙またはパルプの製造を行う工場等にあつては、2,000立方メートル)	
規制基準	規制項目	特定工場で排出する排水の一日あたりの生物化学的酸素要求量、化学的酸素要求量および浮遊物質に係る負荷量
	規制値	福井県公害防止条例施行規則に定める算定式により算定した値

表 3-8 福井県公害防止条例に定める汚水および廃液に係る特定施設

有害物質（福井県公害防止条例施行規則別表第1の2の表に掲げる物質）を使用し、または排出する施設であつて次に掲げるもの

No.	特定施設の種類	No.	特定施設の種類
1	反応施設	8	成型施設
2	分離施設	9	薬品処理施設
3	混合施設	10	エッチング施設
4	精製施設	11	めっき施設
5	蒸留施設	12	廃ガス洗浄施設
6	脱水施設	13	洗浄施設
7	ろ過施設		

(参考) 福井県公害防止条例施行規則別表第1の2の表に掲げる物質および許容限度

(mg/L)

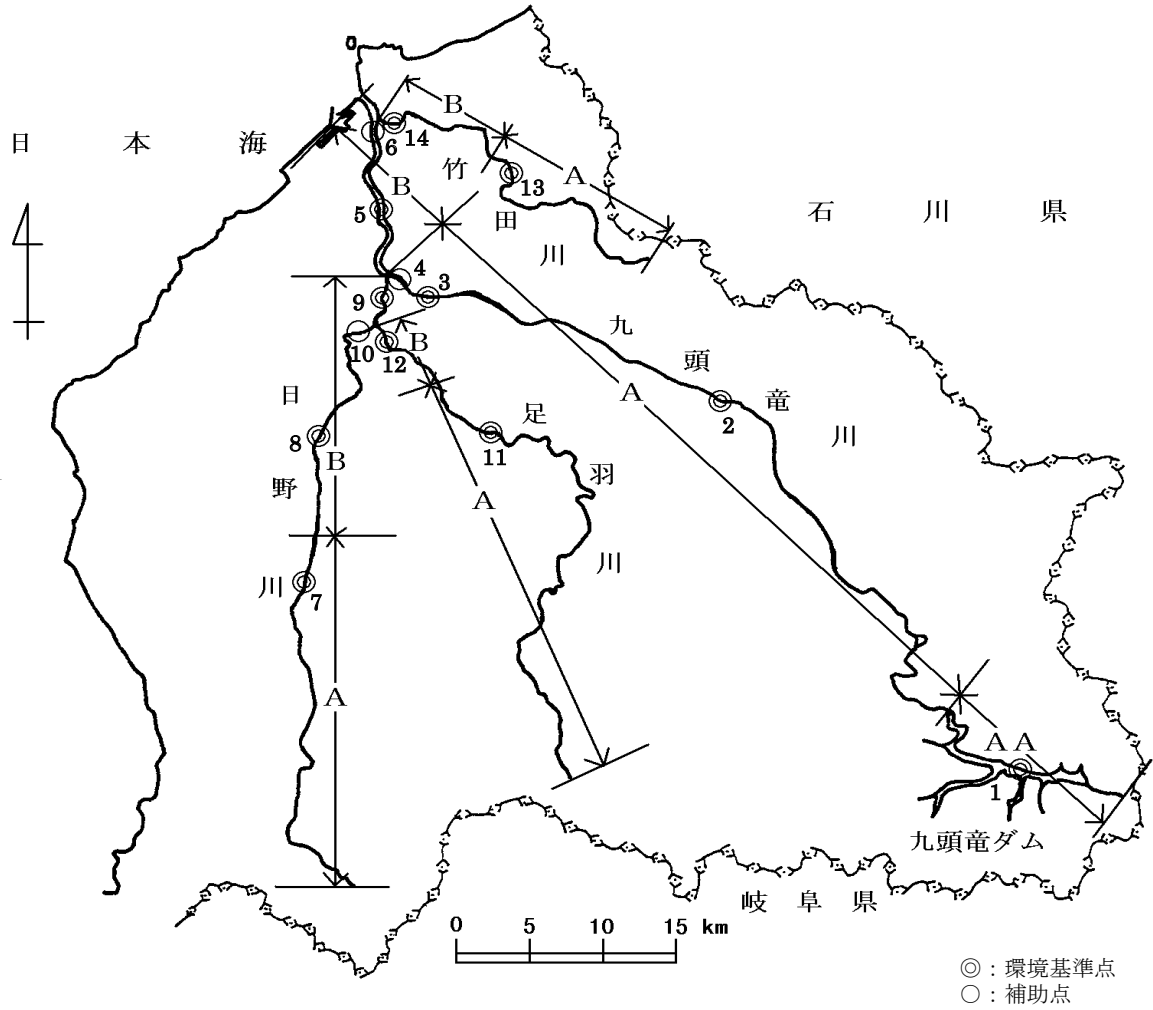
No.	有害物質の種類	許容限度	No.	有害物質の種類	許容限度
1	カドミウムおよびその化合物	0.1	13	四塩化炭素	0.02
2	シアン化合物	1	14	1,2-ジクロロエタン	0.04
3	有機燐化合物	1	15	1,1-ジクロロエチレン	1
4	鉛およびその化合物	0.1	16	シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4
5	六価クロム化合物	0.5	17	1,1,1-トリクロロエタン	3
6	砒素およびその化合物	0.1	18	1,1,2-トリクロロエタン	0.06
7	水銀およびアルキル水銀 その他の水銀化合物	0.005	19	1,3-ジクロロプロペン	0.02
8	アルキル水銀化合物	ND	20	チウラム	0.06
9	P C B	0.003	21	シマジン	0.03
10	トリクロロエチレン	0.3	22	チオベンカルブ	0.2
11	テトラクロロエチレン	0.1	23	ベンゼン	0.1
12	ジクロロメタン	0.2	24	セレンおよびその化合物	0.1

表 3-9 湖沼の富栄養化防止に関する工場・事業場排水指導要綱

対象事業場の種類	項目および許容限度(単位mg/L)	
	窒素含有量	燐含有量
1. し尿処理施設(し尿浄化槽を除く。)のみを設置する対象事業場	日間平均 15	日間平均 1
2. し尿浄化槽のみを設置する対象事業場	日間平均 15	日間平均 1
3. 下水道終末処理施設を設置する対象事業場	日間平均 10	日間平均 0.5
4. その他の対象事業場	日間平均 25	日間平均 4

- (備考)
- 1 指導基準は、一日の排水の平均的な汚染状態(「日間平均」について定めたものである。
 - 2 この表に掲げる指導基準は、一日当たりの平均的な排水の量が50m³以上の対象事業場に係る排水について、適用する。
 - 3 この表の数値は、排水基準を定める総理府令(昭和46年6月21日総理府令第35号)第2条に規定する方法により検定した場合における検出値によるものとする。
 - 4 し尿浄化槽のみを設置する事業場に係る指導基準は、この要綱の施行の際、現に特定施設を設置している事業場(特定施設の設置の工事を行っているものを含む。)に係る排水については、当分の間、適用しない。
 - 5 この要綱の対象となる水域は、三方五湖(日向湖を除く。)およびこれに流入する水質汚濁防止法第2条第1項に規定する公共用水域とする。
 - 6 「対象事業場」とは、水質汚濁防止法第2条第2項に規定する特定施設を設置する工場または事業場であつて対象水域へ排水を排出するものをいう。

表 3-10 九頭竜川水域（本川）の水質測定地点と測定結果（令和6年度）

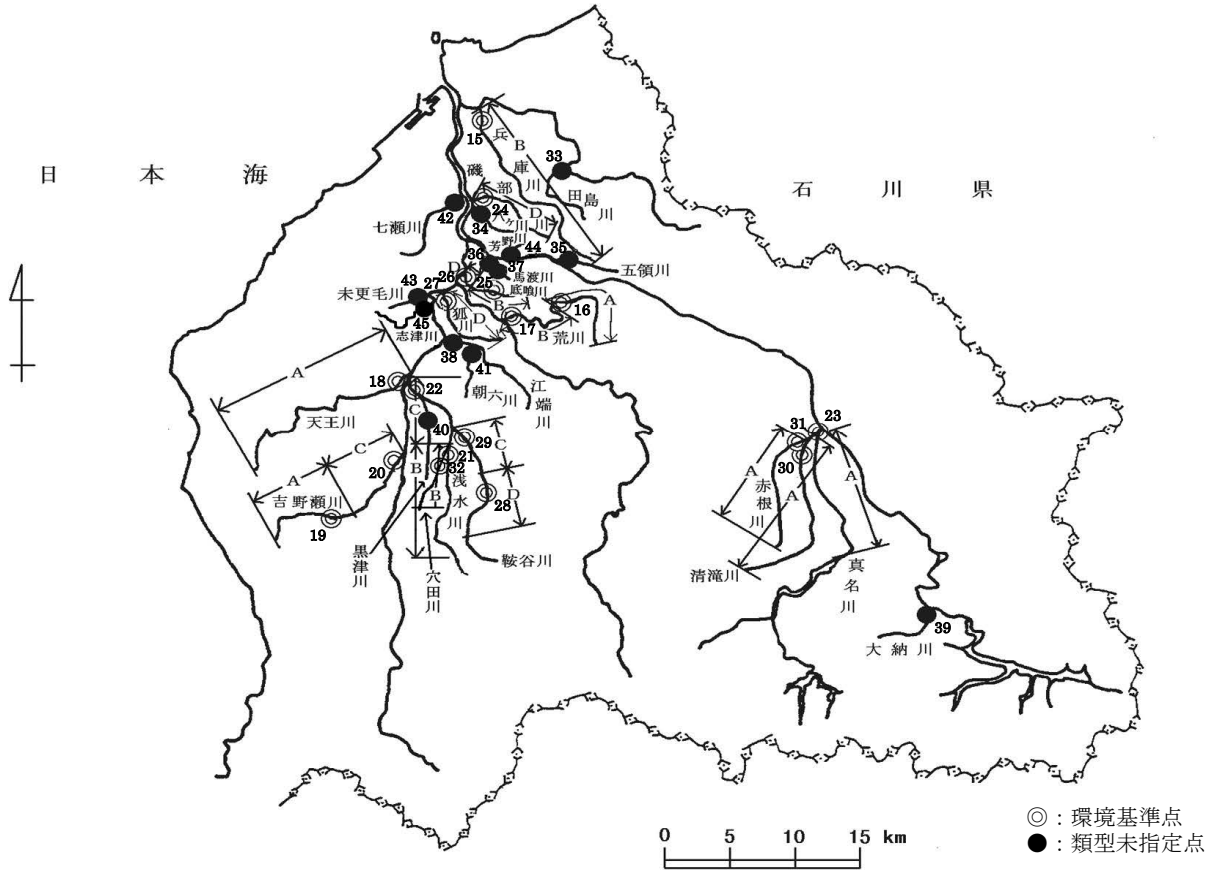


河川名	測定地点名	地点番号	類型	pH			DO				BOD					SS				
				最小	最大	m/n	最小	最大	m/n	平均	最小	最大	m/n	平均	75%値	最小	最大	m/n	平均	
九頭竜川	上流	九頭竜ダム	1	AA	7.1	8.7	1/10	8.6	11	0/10	9.6	<0.5	1.0	0/10	0.6	0.7	<1	8	0/10	2
	中流	荒鹿橋	2	A	7.4	7.9	0/6	8.8	14	0/6	11	<0.5	1.4	0/6	0.8	0.8	1	16	0/6	4
	"	中角橋	3	A	7.2	7.9	0/12	7.7	14	0/12	11	<0.5	0.9	0/12	0.5	0.5	1	7	0/12	3
	"	高屋橋	4	A	7.3	7.7	0/4	7.1	14	1/4	10	0.5	1.2	0/4	0.8	0.9	2	5	0/4	3
	下流	布施田橋	5	B	7.2	7.8	0/12	7.6	12	0/12	9.5	0.5	1.3	0/12	0.8	0.9	3	9	0/12	4
	"	九頭竜川河口	6	B	7.3	9.3	1/4	8.9	13	0/4	11	<0.5	2.7	0/4	1.1	0.7	2	13	0/4	8
日野川	上流	豊橋	7	A	7.4	7.8	0/6	8.6	13	0/6	10	<0.5	0.8	0/6	0.6	0.5	1	5	0/6	2
	下流	清水山橋	8	B	7.2	7.6	0/12	7.9	13	0/12	9.7	<0.5	2.6	0/12	1.3	1.4	1	13	0/12	5
	"	明治橋	9	B	7.1	7.7	0/12	7.2	12	0/12	9.5	0.5	1.2	0/12	0.9	1.0	3	18	0/12	7
	"	日光橋	10	B	7.3	7.4	0/4	5.8	12	0/4	8.8	0.7	1.4	0/4	1.1	1.1	6	17	0/4	9
足羽川	上流	天神橋	11	A	7.4	8.7	2/12	8.7	13	0/12	10	<0.5	1.4	0/12	0.6	<0.5	<1	2	0/12	1
	下流	水越橋	12	B	7.4	7.8	0/12	6.7	14	0/12	9.8	<0.5	1.3	0/12	0.6	0.7	<1	5	0/12	2
竹田川	上流	清間橋	13	A	7.0	7.7	0/12	7.6	13	0/12	9.6	<0.5	3.7	3/12	1.5	1.2	1	25	0/12	7
	下流	栄橋	14	B	7.0	8.0	0/12	5.8	11	0/12	9.0	<0.5	2.5	0/12	1.0	1.2	2	35	2/12	11

(備考) m : 環境基準値を超える検体数 n : 総検体数

(資料 : 環境政策課)

表 3-11 九頭竜川水域（支派川）の水質測定地点と測定結果（令和6年度）

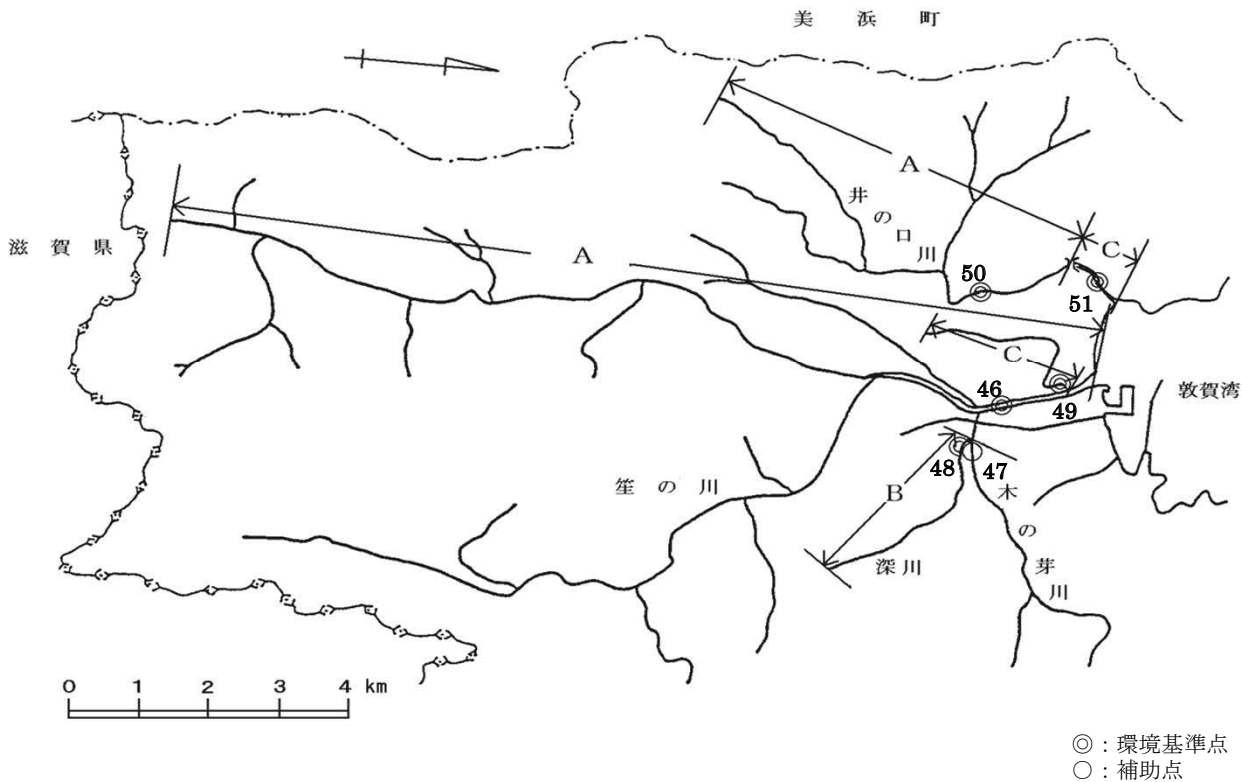


河川名	測定地点名	地点番号	類型	pH			DO				BOD					SS			
				最小	最大	m/n	最小	最大	m/n	平均	最小	最大	m/n	平均	75%値	最小	最大	m/n	平均
兵庫川	新野中橋	15	B	6.8	8.4	0/6	6.2	11	0/6	8.7	0.6	1.5	0/6	1.0	1.4	6	80	1/6	21
荒川上流	東今泉橋	16	A	7.3	8.7	1/12	8.7	13	0/12	11	<0.5	2.5	1/12	0.9	1.0	<1	13	0/12	4
荒川下流	水門	17	B	7.3	8.4	0/12	8.2	12	0/12	10	<0.5	1.6	0/12	0.8	1.0	<1	13	0/11	5
天王川	末端	18	A	7.3	7.8	0/12	7.7	14	0/12	9.8	<0.5	1.3	0/12	0.7	0.8	1	150	1/12	18
吉野瀬川上流	芝原井橋	19	A	7.4	7.8	0/6	7.9	13	0/6	10	<0.5	0.5	0/6	0.5	0.5	1	3	0/6	2
吉野瀬川下流	下司橋	20	C	6.9	7.3	0/6	6.7	12	0/6	9.5	<0.5	1.3	0/6	0.7	0.7	2	7	0/6	5
浅水川上流	曲木橋	21	B	7.0	7.3	0/6	7.5	12	0/6	9.7	<0.5	1.2	0/6	0.7	0.8	<1	5	0/6	3
浅水川下流	天神橋	22	C	7.1	7.4	0/6	8.0	11	0/6	9.2	<0.5	1.4	0/6	0.9	1.1	2	10	0/6	6
真名川	土布子橋	23	A	7.2	7.5	0/6	9.1	13	0/6	10	<0.5	0.9	0/6	0.7	0.8	1	3	0/6	2
磯部川	安沢橋	24	D	7.3	8.1	0/6	1.3	11	1/6	7.0	2.4	14	1/6	6.6	7.5	4	28	0/6	10
底喰川上流	護国橋	25	B	7.2	8.5	0/12	7.5	12	0/12	10	<0.5	2.9	0/12	0.8	0.7	<1	55	2/12	13
底喰川下流	西野橋	26	D	7.3	7.9	0/12	8.5	13	0/12	10	<0.5	0.9	0/12	0.7	0.8	<1	8	0/12	3
狐川	狐橋	27	D	7.4	8.2	0/12	7.1	13	0/12	9.2	0.8	1.9	0/12	1.2	1.3	2	11	0/12	5
鞍谷川中流	小富士橋	28	D	7.5	7.8	0/6	7.0	12	0/6	9.5	2.7	7.2	0/6	5.0	6.3	3	13	0/6	6
鞍谷川下流	浮橋	29	C	7.1	7.5	0/6	7.2	13	0/6	9.5	0.6	1.4	0/6	1.0	1.2	2	14	0/6	6
清滝川	新在家橋	30	A	6.8	7.7	0/6	8.2	13	0/6	10	<0.5	1.1	0/6	0.8	1.0	<1	5	0/6	2
赤根川	東大月橋	31	A	7.1	7.2	0/6	9.6	12	0/6	10	0.5	1.1	0/6	0.8	1.1	<1	2	0/6	2
穴田川	榎木橋	32	B	7.0	7.3	0/6	8.6	12	0/6	10	<0.5	1.4	0/6	0.8	0.9	1	10	0/6	4
田島川	長屋橋	33	-	7.1	8.4	-/4	9.7	10	-/4	9.9	1.2	2.8	-/4	1.8	1.8	2	56	-/4	19
八ヶ川	水門	34	-	7.1	7.8	-/12	7.9	13	-/12	9.6	1.1	4.8	-/12	2.1	2.4	3	26	-/12	10
五領川	熊堂橋	35	-	7.6	8.0	-/4	9.3	11	-/4	10	<0.5	0.8	-/4	0.6	0.7	<1	4	-/4	2
馬渡川	馬渡大橋	36	-	7.2	7.6	-/12	6.7	13	-/12	8.9	8.6	20	-/12	13	14	7	20	-/12	12
馬渡川	馬渡北橋	37	-	7.4	8.2	-/12	8.2	13	-/12	10	<0.5	1.3	-/12	0.7	0.8	<1	8	-/12	3
江端川	江守橋	38	-	7.3	7.8	-/12	7.1	13	-/12	9.5	<0.5	1.2	-/12	0.7	0.7	1	32	-/12	9
大納川	末端	39	-	7.4	7.8	-/4	8.9	11	-/4	9.8	<0.5	0.5	-/4	0.5	<0.5	<1	<1	-/4	<1
黒津川	水門	40	-	7.1	7.2	-/6	6.0	10	-/6	8.1	<0.5	2.4	-/6	1.1	1.3	3	14	-/6	7
朝六川	大島新橋	41	-	7.3	7.7	-/6	7.6	13	-/6	9.9	0.5	1.0	-/6	0.7	0.8	2	21	-/6	8
七瀬川	御鷹橋	42	-	7.4	7.7	-/6	8.3	14	-/6	10	<0.5	1.2	-/6	0.7	0.6	1	10	-/6	5
未更毛川	やすだ橋	43	-	7.3	7.5	-/6	6.8	13	-/6	9.3	<0.5	0.6	-/6	0.5	0.6	<1	7	-/6	2
芳野川	吉市ふれあい橋	44	-	7.5	9.3	-/6	7.6	14	-/6	10	<0.5	0.7	-/6	0.6	0.7	1	8	-/6	4
志津川	水門	45	-	7.4	7.8	-/5	9.2	14	-/5	11	<0.5	1.5	-/5	0.8	0.9	1	24	-/5	8

(備考) m : 環境基準値を超える検体数 n : 総検体数

(資料 : 環境政策課)

表 3-12 笙の川・井の口川水域の水質測定地点と測定結果（令和6年度）

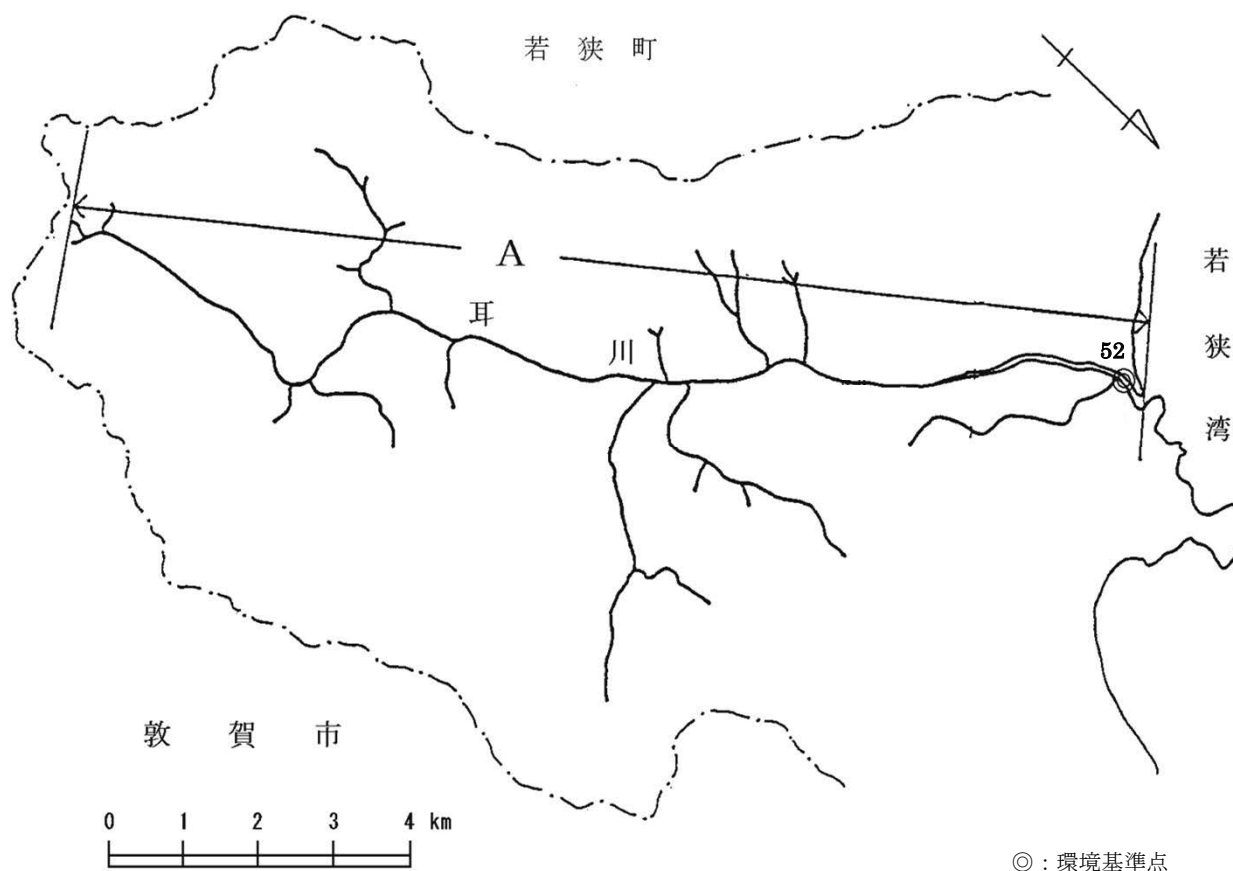


河川名	測定地点名	地点番号	類型	pH			DO				BOD					SS				
				最小	最大	m/n	最小	最大	m/n	平均	最小	最大	m/n	平均	75%値	最小	最大	m/n	平均	
笙の川	三島橋	46	A	7.3	7.7	0/6	8.9	13	0/6	10	<0.5	0.5	0/6	0.5	<0.5	<1	1	0/6	1	
	木の芽橋	47	A	7.6	8.6	1/6	9.5	13	0/6	11	<0.5	0.5	0/6	0.5	0.5	<1	15	0/6	3	
	深川	48	B	7.3	7.5	0/6	8.3	12	0/6	9.7	<0.5	0.8	0/6	0.6	0.7	2	5	0/6	4	
	二夜の川	末端	49	C	6.9	7.2	0/6	5.5	9.1	0/6	7.5	<0.5	1.6	0/6	1.1	1.5	1	4	0/6	2
井の口川	上流	豊橋	50	A	7.1	7.7	0/6	8.1	12	0/6	10	<0.5	1.0	0/6	0.7	0.8	1	4	0/6	3
	下流	穴地藏橋	51	C	7.2	7.9	0/6	5.8	12	0/6	8.2	<0.5	1.1	0/6	0.9	1.0	4	15	0/6	7

(備考) m : 環境基準値を超える検体数 n : 総検体数

(資料 : 環境政策課)

表 3-13 耳川水域の水質測定地点と測定結果（令和6年度）



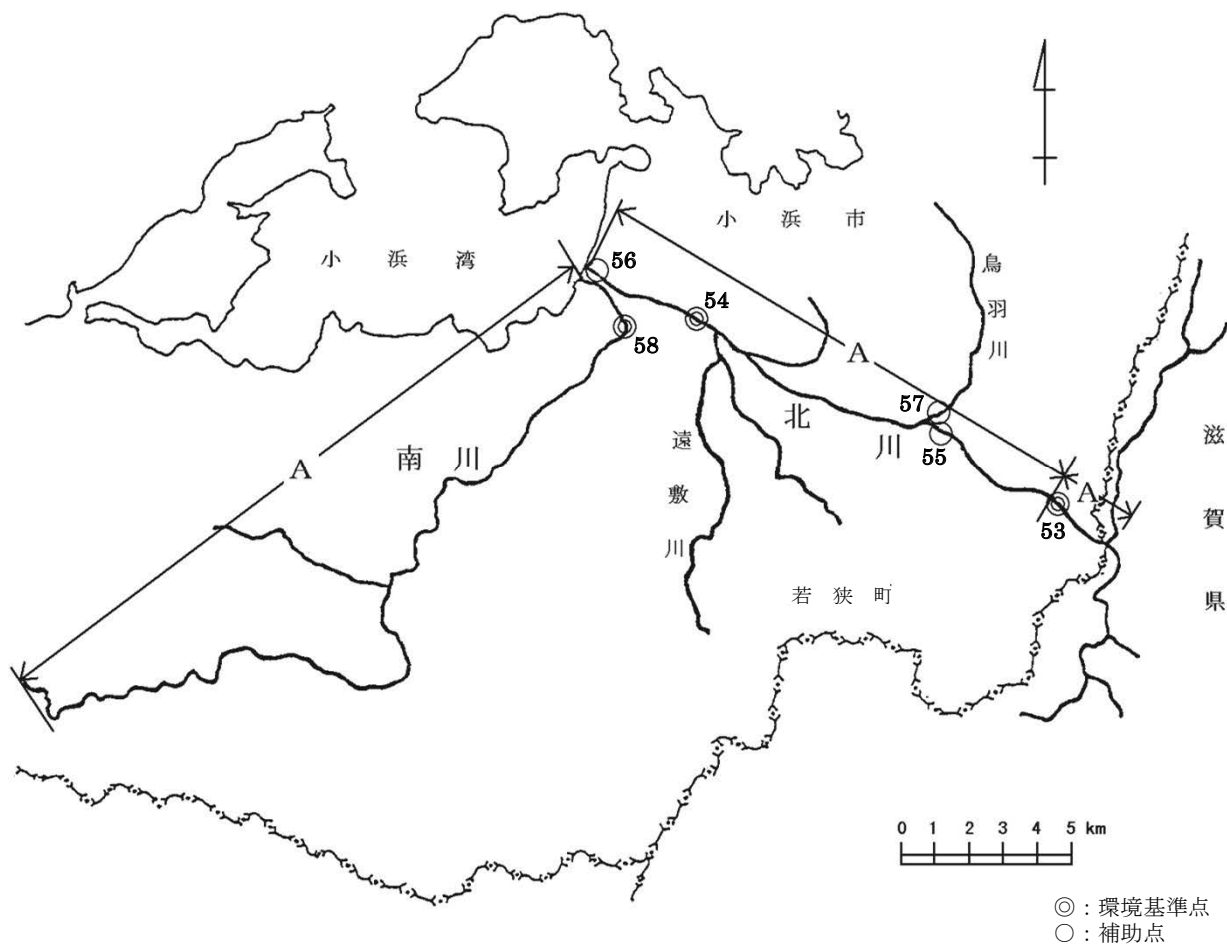
◎：環境基準点

河川名	測定地点名	地点番号	類型	pH			DO				BOD					SS			
				最小	最大	m/n	最小	最大	m/n	平均	最小	最大	m/n	平均	75%値	最小	最大	m/n	平均
耳川	和田橋	52	A	7.4	7.6	0/6	8.3	13	0/6	10	<0.5	0.5	0/6	0.5	0.5	<1	2	0/6	1

(備考) m：環境基準値を超える検体数 n：総検体数

(資料：環境政策課)

表 3-14 北川・南川水域の水質測定地点と測定結果（令和6年度）

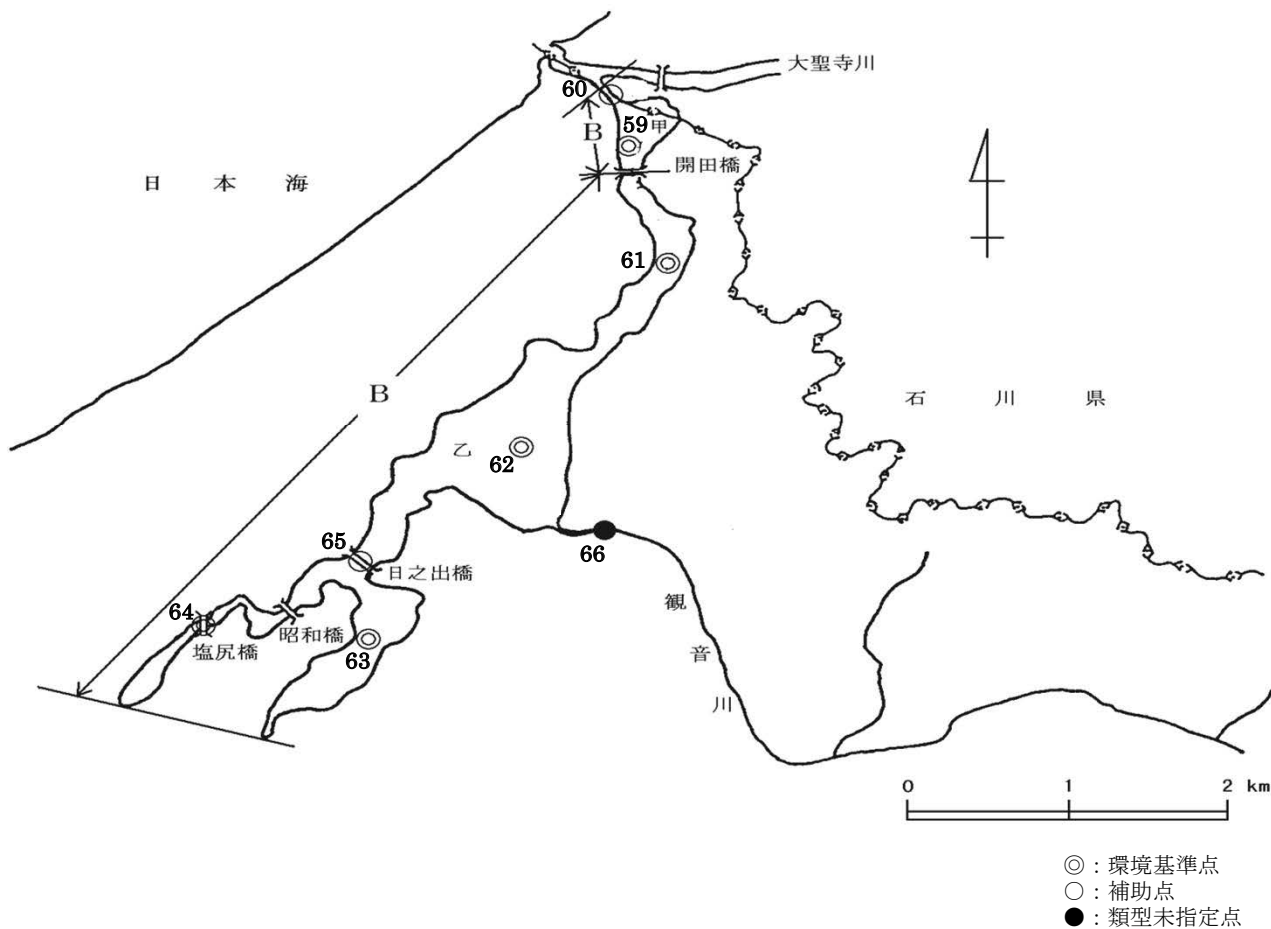


河川名	測定地点名	地点番号	類型	pH			DO				BOD				SS					
				最小	最大	m/n	最小	最大	m/n	平均	最小	最大	m/n	平均	75%値	最小	最大	m/n	平均	
北川	上流	新道大橋	53	A	7.4	8.5	0/6	9.2	13	0/6	10	<0.5	1.1	0/6	0.7	0.8	<1	3	0/6	2
	下流	高塚橋	54	A	7.3	7.7	0/12	7.7	12	0/12	9.7	<0.5	0.6	0/12	0.5	<0.5	1	6	0/12	3
		上中橋	55	A	7.6	8.2	0/4	7.7	13	0/4	10	<0.5	0.7	0/4	0.6	0.5	1	13	0/4	5
		西津橋	56	A	7.4	7.6	0/4	8.1	12	0/4	10	<0.5	0.5	0/4	0.5	<0.5	1	2	0/4	2
		鳥羽川末端	57	A	7.1	7.4	0/6	7.5	12	0/6	9.2	<0.5	1.6	0/6	1.0	1.5	3	15	0/6	8
南川	湯岡橋	58	A	7.3	7.6	0/6	8.3	14	0/6	10	<0.5	0.5	0/6	0.5	<0.5	<1	1	0/6	1	

(備考) m : 環境基準値を超える検体数 n : 総検体数

(資料 : 環境政策課)

表 3-15 北潟湖水域の水質測定地点と測定結果（令和6年度）



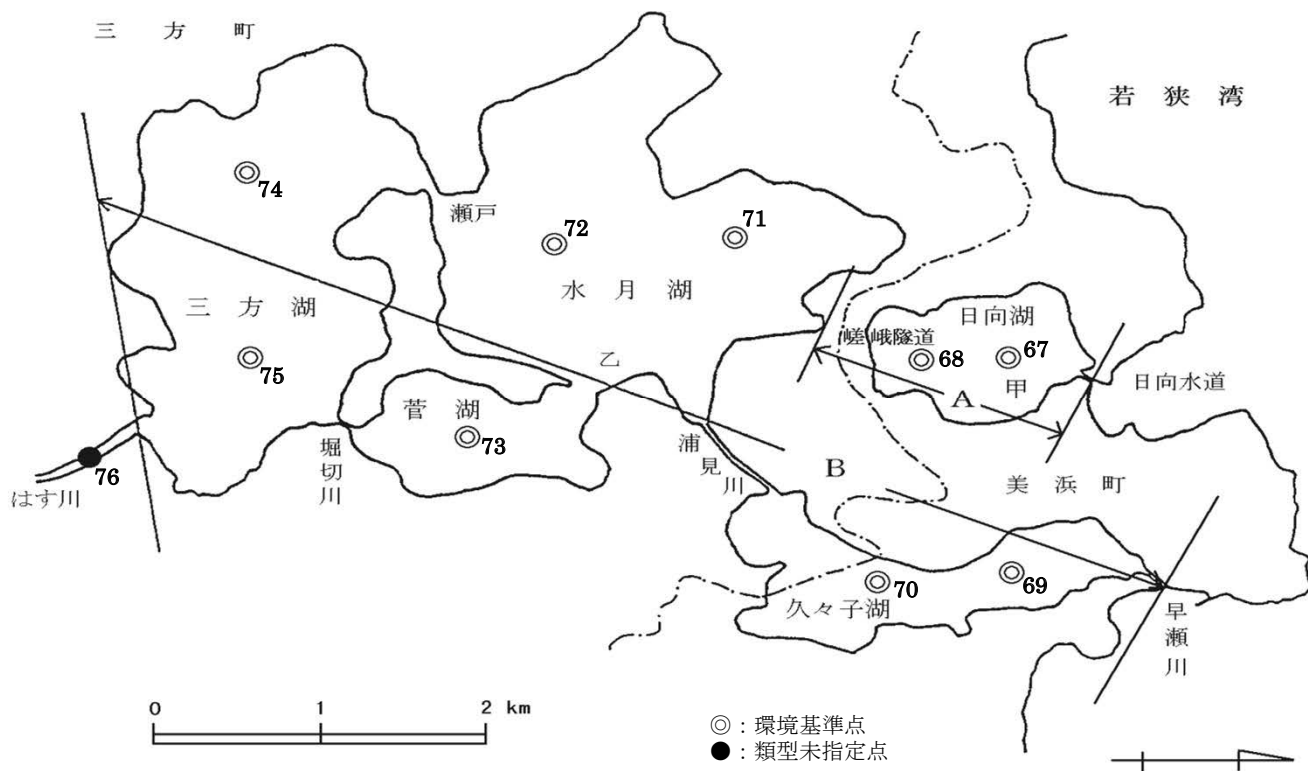
湖沼名	測定地点名	地点番号	類型	pH			DO				COD					SS			
				最小	最大	m/n	最小	最大	m/n	平均	最小	最大	m/n	平均	75%値	最小	最大	m/n	平均
北潟湖	北潟湖北部	59	B	7.1	8.8	2/12	7.2	13	0/6	11	2.3	5.0	0/6	4.0	4.9	4	40	3/12	12
	北潟湖末端	60	B	7.2	8.8	1/6	7.2	12	0/6	10	1.6	6.2	1/6	3.3	4.0	2	11	0/6	6
	北潟湖水路	61	B	7.3	9.0	4/6	7.9	13	0/6	11	2.5	8.7	4/6	5.8	7.3	2	18	1/6	9
	北潟湖心	62	B	7.3	9.1	7/12	8.7	13	0/6	11	2.4	8.3	3/6	5.5	7.0	3	16	1/12	9
	北潟湖南部	63	B	7.3	9.2	6/12	9.8	15	0/6	12	3.6	9.9	5/6	7.7	9.8	5	53	6/12	22
	塩尻橋	64	B	7.3	9.2	1/6	8.9	13	0/6	11	3.6	11	4/6	6.7	9.2	12	36	4/6	23
	日之出橋	65	B	7.4	9.0	3/6	6.9	13	0/6	10	3.5	10	4/6	7.1	9.1	7	24	3/6	14
	観音川(崎田橋)	66	-	6.8	7.4	-/6	7.4	12	-/6	9.7	1.8	4.9	-/6	2.7	3.0	1	6	-/6	3

湖沼名	測定地点名	地点番号	類型	全窒素				全磷			
				最小	最大	m/n	平均	最小	最大	m/n	平均
北潟湖	北潟湖北部	59	IV	0.55	0.78	4/6	0.65	0.033	0.061	4/6	0.048
	北潟湖末端	60	IV	0.53	0.82	5/6	0.73	0.031	0.060	1/6	0.045
	北潟湖水路	61	IV	0.52	0.88	5/6	0.73	0.029	0.087	3/6	0.060
	北潟湖心	62	IV	0.59	0.92	5/6	0.73	0.027	0.074	4/6	0.055
	北潟湖南部	63	IV	1.1	1.8	6/6	1.4	0.038	0.16	5/6	0.11
	塩尻橋	64	IV	1.1	1.5	6/6	1.3	0.054	0.15	6/6	0.099
	日之出橋	65	IV	0.85	1.5	6/6	1.1	0.047	0.11	5/6	0.090
	観音川(崎田橋)	66	-	0.65	1.1	-/6	0.85	0.019	0.060	-/6	0.033

(備考) m : 環境基準値を超える検体数 n : 総検体数

(資料 : 環境政策課)

表 3-16 三方五湖水域の水質測定地点と測定結果（令和6年度）



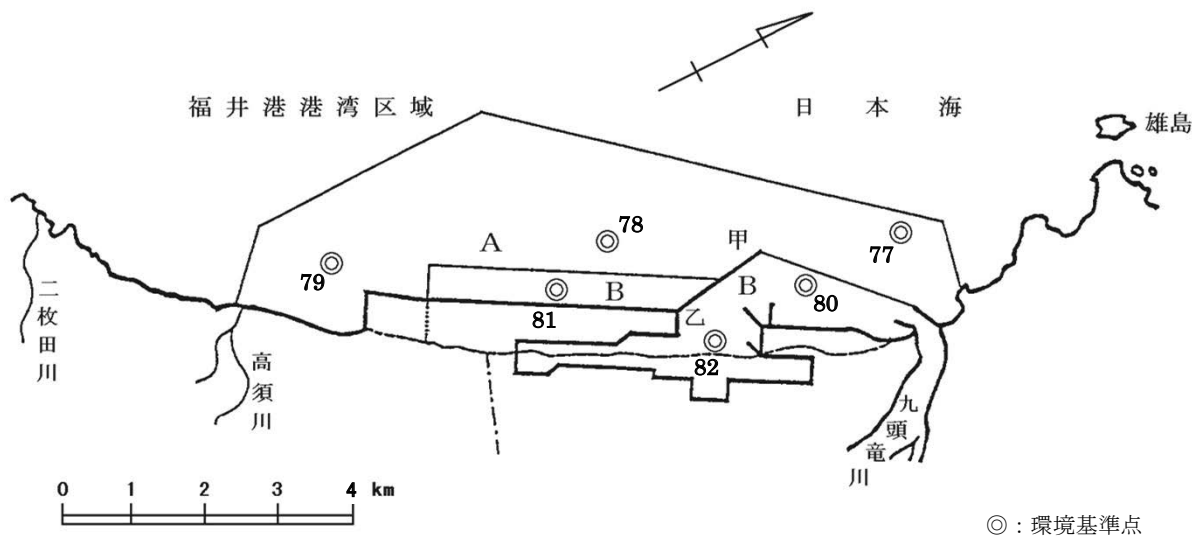
湖沼名	測定地点名	地点番号	類型	pH			DO				COD					SS			
				最小	最大	m/n	最小	最大	m/n	平均	最小	最大	m/n	平均	75%値	最小	最大	m/n	平均
三方五湖	日向湖北部	67	A	8.0	8.2	0/6	7.5	8.9	0/6	8.0	1.3	3.0	0/6	1.8	1.9	<1	<1	0/6	<1
	日向湖南部	68	A	8.0	8.3	0/6	7.3	8.8	1/6	7.9	1.3	3.3	1/6	1.9	2.0	<1	1	0/6	1
	久々子湖北部	69	B	7.8	9.2	4/6	8.0	15	0/6	11	3.0	5.8	4/6	4.9	5.7	2	8	0/6	5
	久々子湖南部	70	B	7.8	9.2	6/12	8.1	14	0/6	11	3.8	6.3	2/6	4.9	5.2	2	10	0/12	5
	水月湖北部	71	B	7.7	9.5	4/6	8.5	16	0/6	11	4.1	7.7	5/6	6.1	7.2	2	9	0/6	6
	水月湖南部	72	B	7.3	9.4	2/12	<0.5	17	6/12	6.3	4.0	7.0	3/6	5.5	6.5	<1	9	0/12	5
	菅湖	73	B	8.1	9.2	3/6	9.4	17	0/6	12	4.7	7.1	4/6	5.9	6.5	3	8	0/6	5
	三方湖西部	74	B	8.5	9.4	4/6	9.5	17	0/6	12	5.4	9.8	6/6	7.9	9.5	10	26	3/6	17
	三方湖東部	75	B	7.8	9.1	7/12	8.4	16	0/6	12	3.8	10	4/6	7.1	8.8	5	27	6/12	17
	はず川(上口橋)	76	-		6.9	7.2	-/6	8.9	11	-/6	9.7	1.2	3.8	-/6	2.3	2.9	<1	3	-/6

湖沼名	測定地点名	地点番号	類型	全窒素				全磷			
				最小	最大	m/n	平均	最小	最大	m/n	平均
三方五湖	日向湖北部	67	-	0.14	0.29	-/6	0.20	0.009	0.048	-/6	0.020
	日向湖南部	68	-	0.15	0.35	-/6	0.21	0.008	0.049	-/6	0.021
	久々子湖北部	69	IV	0.45	0.92	4/6	0.68	0.041	0.13	2/6	0.063
	久々子湖南部	70	IV	0.53	0.97	4/6	0.73	0.043	0.13	5/6	0.072
	水月湖北部	71	IV	0.49	1.2	4/6	0.79	0.045	0.16	4/6	0.079
	水月湖南部	72	IV	0.50	1.1	5/6	0.75	0.049	0.11	5/6	0.077
	菅湖	73	IV	0.45	0.97	3/6	0.70	0.031	0.14	5/6	0.072
	三方湖西部	74	IV	0.63	1.2	6/6	0.79	0.069	0.21	6/6	0.12
	三方湖東部	75	IV	0.57	1.3	5/6	0.81	0.035	0.18	5/6	0.10
	はず川(上口橋)	76	-	0.55	0.93	-/6	0.76	0.023	0.064	-/6	0.041

(備考) m : 環境基準値を超える検体数 n : 総検体数

(資料 : 環境政策課)

表 3-17 九頭竜川地先海域の水質測定地点と測定結果（令和6年度）

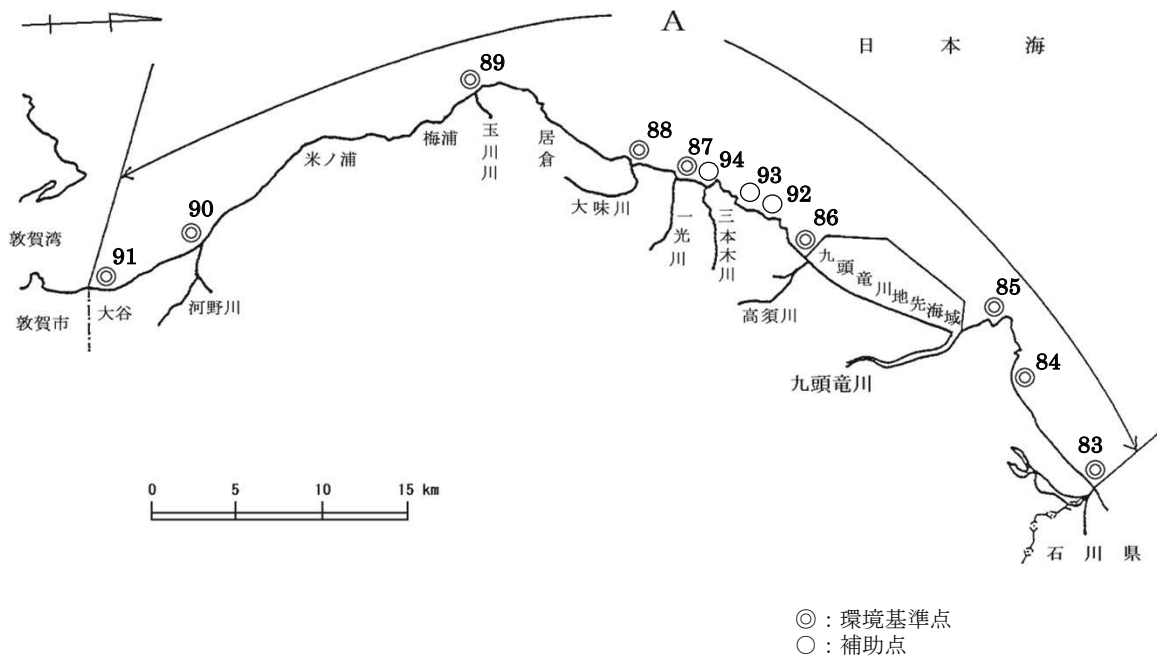


海域名	測定地点名	地点番号	類型	pH			DO				COD					油分		
				最小	最大	m/n	最小	最大	m/n	平均	最小	最大	m/n	平均	75%値	最小	最大	m/n
九頭竜川地先海域	三国地先	77	A	8.0	8.2	0/4	6.7	9.4	1/4	8.1	0.7	1.9	0/4	1.4	1.7	ND	ND	0/4
	黒目地先	78	A	8.1	8.2	0/4	6.6	9.5	2/4	7.9	0.5	1.5	0/4	1.0	1.1	ND	ND	0/4
	石橋地先	79	A	8.1	8.2	0/4	6.6	8.7	2/4	7.5	0.8	1.6	0/4	1.3	1.5	ND	ND	0/4
	福井火力地先	80	B	7.9	8.2	0/4	7.3	10	0/4	8.3	1.1	2.4	0/4	1.6	1.7	ND	ND	0/4
	米納津地先	81	B	8.1	8.2	0/4	6.7	9.5	0/4	7.9	0.7	1.6	0/4	1.1	1.1	ND	ND	0/4
	福井港内	82	B	8.0	8.6	1/4	7.3	10	0/4	8.4	1.2	4.3	1/4	2.1	1.6	ND	ND	0/4

(備考) m : 環境基準値を超える検体数 n : 総検体数

(資料 : 環境政策課)

表 3-18 越前加賀海岸地先海域の水質測定地点と測定結果（令和6年度）



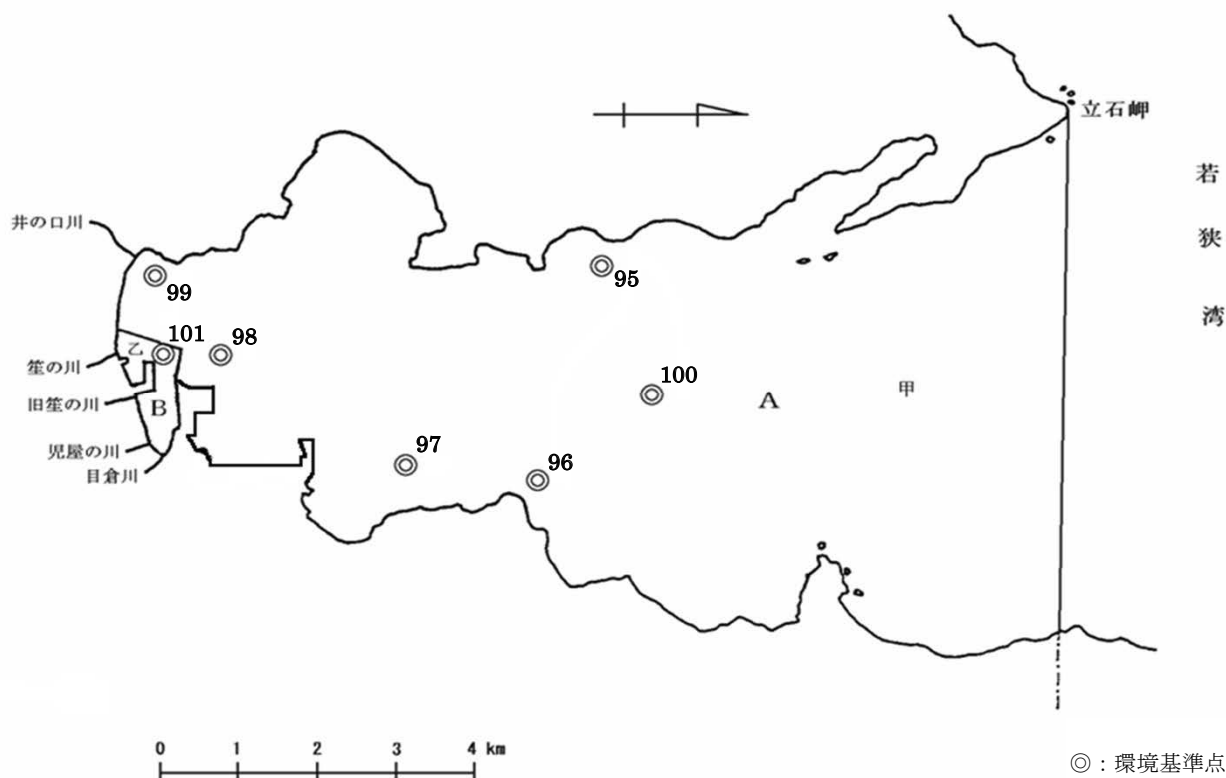
海域名	測定地点名	地点番号	類型	pH			DO				COD					油分		
				最小	最大	m/n	最小	最大	m/n	平均	最小	最大	m/n	平均	75%値	最小	最大	m/n
越前加賀海岸地先海域	大聖寺川地先	83	A	8.1	8.2	0/4	6.8	9.6	1/4	8.2	1.1	1.7	0/4	1.3	1.3	ND	ND	0/4
	浜地地先	84	A	8.1	8.2	0/4	6.9	9.4	1/4	8.1	0.7	1.5	0/4	1.2	1.3	ND	ND	0/4
	東尋坊地先	85	A	8.1	8.2	0/4	6.7	9.2	1/4	7.9	0.6	1.5	0/4	1.2	1.3	ND	ND	0/4
	浜住地先	86	A	8.1	8.2	0/4	6.5	8.8	2/4	7.6	1.2	1.5	0/4	1.3	1.2	ND	ND	0/4
	一光川地先	87	A	8.1	8.2	0/4	6.7	9.3	2/4	7.7	1.1	1.5	0/4	1.3	1.3	ND	ND	0/4
	大味川地先	88	A	8.1	8.2	0/4	6.7	9.4	2/4	7.8	1.1	1.6	0/4	1.4	1.5	ND	ND	0/4
	玉川川地先	89	A	8.1	8.2	0/4	6.5	9.9	2/4	8.0	0.8	1.8	0/4	1.2	1.4	ND	ND	0/4
	河野川地先	90	A	8.1	8.2	0/4	6.6	9.2	1/4	7.9	0.9	1.8	0/4	1.5	1.8	ND	ND	0/4
	大谷地先	91	A	8.1	8.2	0/4	6.7	9.3	1/4	8.0	1.0	1.7	0/4	1.4	1.6	ND	ND	0/4
	亀島地先	92	A	8.1	8.2	0/4	6.6	9.2	2/4	7.7	1.1	1.6	0/4	1.3	1.3	ND	ND	0/4
	菅生地先	93	A	8.0	8.2	0/4	6.7	9.0	2/4	7.6	1.0	1.4	0/4	1.2	1.3	ND	ND	0/4
	三本木川地先	94	A	8.1	8.2	0/4	6.6	9.3	2/4	7.7	1.1	1.4	0/4	1.2	1.2	ND	ND	0/4

(備考) m : 環境基準値を超える検体数

n : 総検体数

(資料 : 環境政策課)

表 3-19 敦賀湾海域の水質測定地点と測定結果（令和6年度）



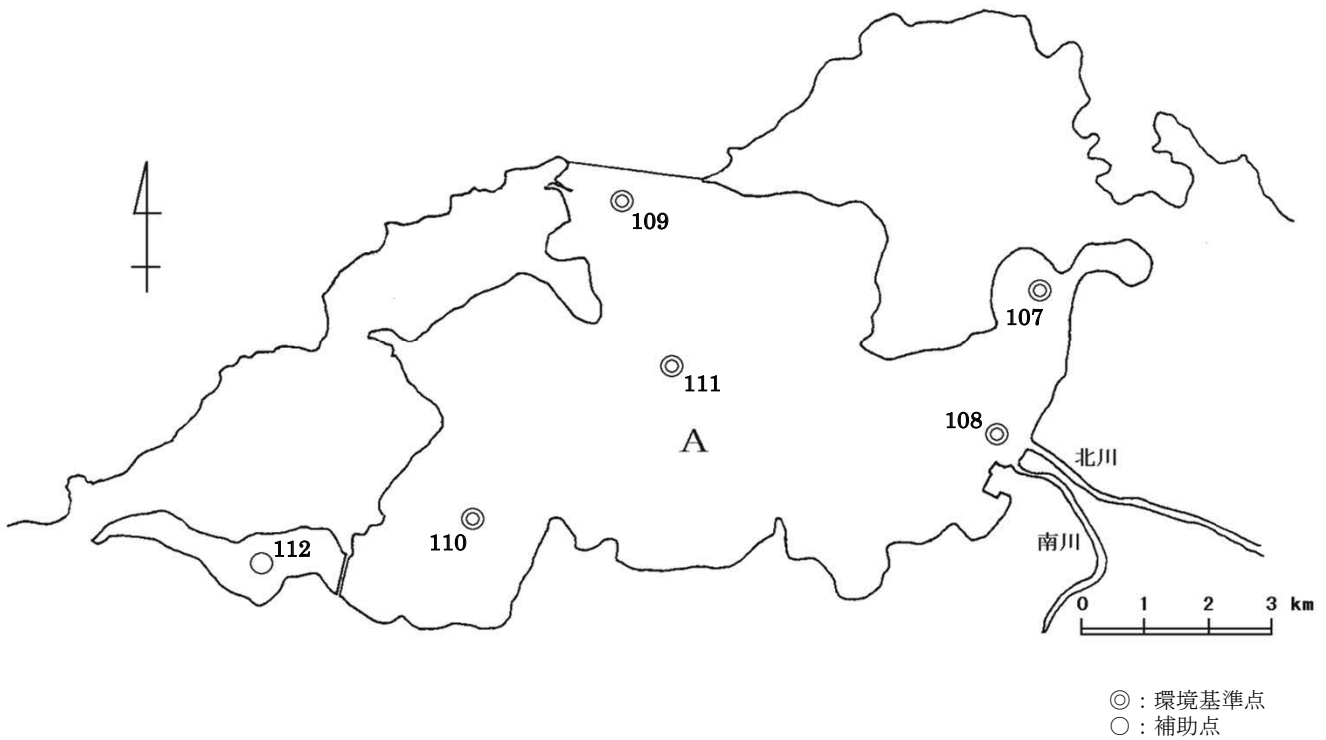
海域名	測定地点名	地点番号	類型	pH			DO				COD					油分		
				最小	最大	m/n	最小	最大	m/n	平均	最小	最大	m/n	平均	75%値	最小	最大	m/n
敦賀湾海域	手の浦地先	95	A	8.1	8.2	0/4	6.5	8.8	2/4	7.6	0.9	1.9	0/4	1.4	1.3	ND	ND	0/4
	松ヶ崎地先	96	A	8.1	8.2	0/4	6.8	9.1	1/4	7.9	0.9	1.7	0/4	1.4	1.5	ND	ND	0/4
	ナスビ鼻地先	97	A	8.1	8.2	0/4	6.8	9.2	1/4	7.9	1.0	1.8	0/4	1.5	1.7	ND	ND	0/4
	白灯台地先	98	A	8.1	8.3	0/4	7.3	8.9	1/4	8.0	1.0	2.4	1/4	1.6	1.9	ND	ND	0/4
	井の口川地先	99	A	8.1	8.2	0/4	7.1	9.2	1/4	8.0	1.1	2.0	0/4	1.6	1.7	ND	ND	0/4
	敦賀湾中央	100	A	8.1	8.2	0/4	6.6	9.0	2/4	7.7	0.9	1.8	0/4	1.4	1.6	ND	ND	0/4
	笹の川地先	101	B	8.1	8.3	0/4	7.0	9.2	0/4	7.9	1.4	2.4	0/4	1.7	1.6	ND	ND	0/4

海域名	測定地点名	地点番号	類型	全窒素				全磷			
				最小	最大	m/n	平均	最小	最大	m/n	平均
敦賀湾海域	手の浦地先	95	II	0.12	0.15	0/4	0.13	0.011	0.016	0/4	0.014
	松ヶ崎地先	96	II	0.17	0.23	0/4	0.19	0.016	0.025	0/4	0.020
	ナスビ鼻地先	97	II	0.13	0.19	0/4	0.16	0.013	0.016	0/4	0.014
	白灯台地先	98	II	0.12	0.24	0/4	0.20	0.018	0.030	0/4	0.023
	井の口川地先	99	II	0.16	0.26	0/4	0.20	0.016	0.024	0/4	0.019
	敦賀湾中央	100	II	0.14	0.18	0/4	0.15	0.011	0.020	0/4	0.016
	笹の川地先	101	III	0.17	0.44	0/4	0.26	0.020	0.14	1/4	0.053

(備考) m : 環境基準値を超える検体数 n : 総検体数

(資料 : 環境政策課)

表 3-21 小浜湾海域の水質測定地点と測定結果（令和6年度）



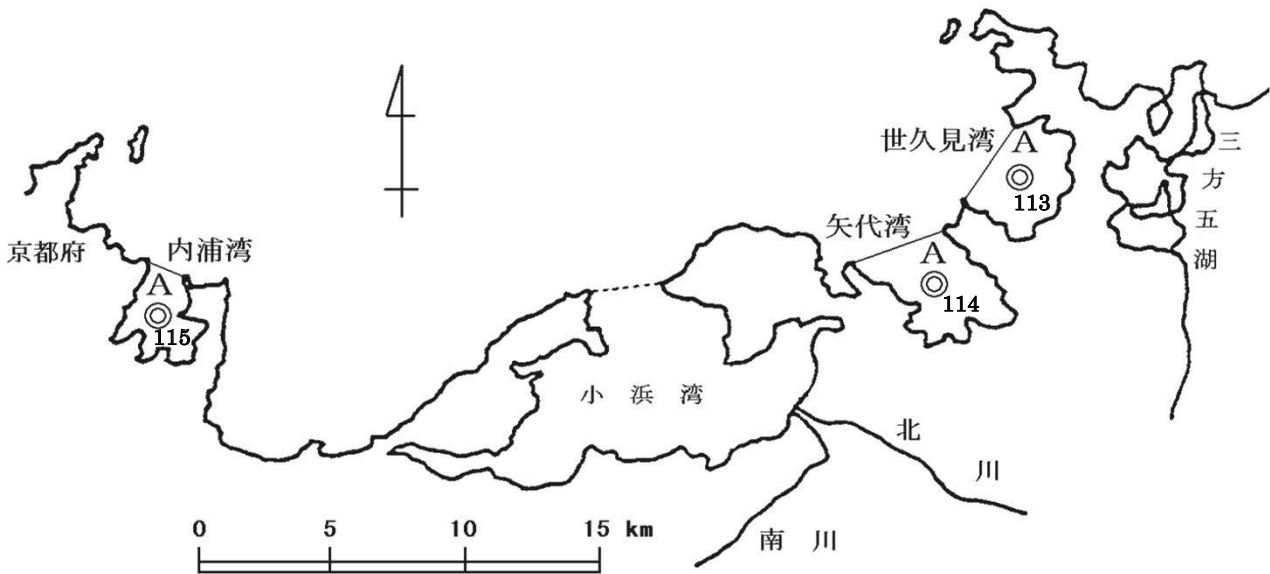
海域名	測定地点名	地点番号	類型	pH			DO				COD					油分		
				最小	最大	m/n	最小	最大	m/n	平均	最小	最大	m/n	平均	75%値	最小	最大	m/n
小浜湾海域	甲ヶ崎地先	107	A	8.1	8.2	0/4	6.9	10	1/4	8.2	1.3	2.2	2/4	1.8	2.1	ND	ND	0/4
	雲浜地先	108	A	8.1	8.3	0/4	6.2	9.8	1/4	7.9	1.4	1.9	0/4	1.7	1.9	ND	ND	0/4
	大飯原発地先	109	A	8.1	8.3	0/4	6.3	9.5	1/4	7.9	1.2	1.7	0/4	1.5	1.6	ND	ND	0/4
	和田港湾	110	A	8.1	8.3	0/4	6.2	10	1/4	8.0	1.1	1.9	0/4	1.5	1.6	ND	ND	0/4
	小浜湾中央	111	A	8.1	8.3	0/4	6.6	9.6	1/4	8.1	1.1	1.9	0/4	1.5	1.6	ND	ND	0/4
	青戸入江	112	A	8.1	8.3	0/4	6.6	10	1/4	8.4	1.4	2.4	1/4	1.9	1.9	ND	ND	0/4

海域名	測定地点名	地点番号	類型	全窒素				全磷			
				最小	最大	m/n	平均	最小	最大	m/n	平均
小浜湾海域	甲ヶ崎地先	107	II	0.13	0.22	0/4	0.19	0.013	0.018	0/4	0.016
	雲浜地先	108	II	0.16	0.29	0/4	0.22	0.014	0.018	0/4	0.016
	大飯原発地先	109	II	0.11	0.18	0/4	0.16	0.009	0.016	0/4	0.012
	和田港湾	110	II	0.09	0.17	0/4	0.13	0.010	0.013	0/4	0.012
	小浜湾中央	111	II	0.09	0.17	0/4	0.15	0.011	0.015	0/4	0.013
	青戸入江	112	II	0.12	0.21	0/4	0.17	0.017	0.028	0/4	0.021

(備考) m : 環境基準値を超える検体数 n : 総検体数

(資料 : 環境政策課)

表 3-22 世久見湾・矢代湾・内浦湾海域の水質測定地点と測定結果（令和6年度）



◎：環境基準点

海域名	測定地点名	地点番号	類型	pH			DO				COD					油分		
				最小	最大	m/n	最小	最大	m/n	平均	最小	最大	m/n	平均	75%値	最小	最大	m/n
世久見湾海域	世久見湾	113	A	8.1	8.2	0/4	6.3	9.5	1/4	7.9	1.1	1.6	0/4	1.4	1.5	ND	ND	0/4
矢代湾海域	矢代湾	114	A	8.1	8.2	0/4	6.3	9.3	1/4	7.9	1.1	1.6	0/4	1.4	1.5	ND	ND	0/4
内浦湾海域	内浦湾	115	A	8.1	8.2	0/4	6.3	9.7	2/4	7.9	1.3	1.8	0/4	1.5	1.4	ND	ND	0/4

海域名	測定地点名	地点番号	類型	全窒素				全磷			
				最小	最大	m/n	平均	最小	最大	m/n	平均
世久見湾海域	世久見湾	113	II	0.09	0.16	0/4	0.13	0.011	0.023	0/4	0.015
矢代湾海域	矢代湾	114	II	0.07	0.17	0/4	0.12	0.011	0.019	0/4	0.014
内浦湾海域	内浦湾	115	II	0.08	0.17	0/4	0.13	0.011	0.015	0/4	0.014

（備考） m：環境基準値を超える検体数 n：総検体数

（資料：環境政策課）

表 3-23-1 海水浴場水質判定基準

区分		ふん便性大腸菌群数	油膜の有無	COD	透明度
適	水質 AA	不検出 (検出限界：2個/100mL)	油膜が認められない	2 mg/L 以下	全透 (1m以上)
	水質 A	100 個/100mL 以下	油膜が認められない	2 mg/L 以下	全透 (1m以上)
可	水質 B	400 個/100mL 以下	常時は油膜が認められない	5 mg/L 以下	1m未満 ～50cm 以上
	水質 C	1,000 個/100mL 以下	常時は油膜が認められない	8 mg/L 以下	1m未満 ～50cm 以上
不適		1,000 個/100mL を超えるもの	常時油膜が認められる	8 mg/L 超	50cm 未満

表 3-23-2 海水浴場の水質検査結果（令和 7 年度）

市町名	海水浴場名	ふん便性 大腸菌群数 (個/100mL)	油膜の 有無	COD (mg/L)	透明度	判定	病原性大腸菌 O157
坂井市	浜地	<2	なし	1.5	全透	適 (AA)	不検出
	三国サンセットビーチ	<2	〃	1.6	〃	〃 (AA)	〃
福井市	鷹巣	<2	〃	1.4	〃	〃 (AA)	〃
	鮎川	<2	〃	1.5	〃	〃 (AA)	〃
	越廼	<2	〃	1.4	〃	〃 (AA)	〃
敦賀市	気比の松原	<2	〃	1.6	〃	〃 (AA)	〃
	水島	<2	〃	1.6	〃	〃 (AA)	〃
美浜町	丹生	<2	〃	1.7	〃	〃 (AA)	〃
	水晶浜	<2	〃	1.7	〃	〃 (AA)	〃
	菅浜	3	〃	1.8	〃	〃 (A)	〃
おおい町	長井浜	<2	〃	1.6	〃	〃 (AA)	〃
高浜町	若狭和田	<2	〃	1.6	〃	〃 (AA)	〃

(資料：環境政策課)

- (備考)
- 1 調査日 令和 7 年 4 月 17 日～5 月 11 日
 - 2 調査回数 1 海水浴場当たり 1 日 1 回の 2 日間 (ただし、O157 は 4 月 17 日または 4 月 28 日の 1 日)
 - 3 調査地点 水深 1.0～1.5m の地点で汀線に沿って 1 地点で採取
 - 4 採取位置 表層 0.5m
 - 5 調査結果 ふん便性大腸菌群数および COD は、2 回の調査の平均値

表3-24 特定事業場届出状況（水質汚濁防止法）

（令和7年3月31日現在）

施設の種類	排水量区分	福井市	敦賀市	小浜市	大野市	勝山市	鯖江市	あわら市	越前市	坂井市	永平寺町	池田町	南越前町	越前町	美浜町	おおい町	高浜町	若狭町	合計
1	50m ³ /日以上 うち有害物質使用																		
	50m ³ /日未満 うち有害物質使用																		
1の2	50m ³ /日以上 うち有害物質使用																		
	50m ³ /日未満 うち有害物質使用	4	2		3	5		2	1	17					1			3	38
2	50m ³ /日以上 うち有害物質使用	2							1	2									5
	50m ³ /日未満 うち有害物質使用	1																	1
		4			1			1		1						2	1		10
3	50m ³ /日以上 うち有害物質使用	1	1																2
	50m ³ /日未満 うち有害物質使用	1		2				1	1	3			1	6	3				18
4	50m ³ /日以上 うち有害物質使用									1							1		2
	50m ³ /日未満 うち有害物質使用					1	1			3			1	2		1		2	11
5	50m ³ /日以上 うち有害物質使用								1										1
	50m ³ /日未満 うち有害物質使用	7		1	6	4	3	1	3	3			1	1				1	31
8	50m ³ /日以上 うち有害物質使用																		1
	50m ³ /日未満 うち有害物質使用	3			1					3				1					8
9	50m ³ /日以上 うち有害物質使用																		
	50m ³ /日未満 うち有害物質使用	1			2		2		2										7
10	50m ³ /日以上 うち有害物質使用															1			1
	50m ³ /日未満 うち有害物質使用	14	1		5	3	4	1	4	5	6		4	3	1			2	53
11	50m ³ /日以上 うち有害物質使用												1						1
	50m ³ /日未満 うち有害物質使用				1				1	1									3
										1									1
16	50m ³ /日以上 うち有害物質使用	1																	1
	50m ³ /日未満 うち有害物質使用	1		1				1	3	1					2				9
17	50m ³ /日以上 うち有害物質使用	1									1								2
	50m ³ /日未満 うち有害物質使用	6	8	1	8	3	5	4	5	7				14				2	63
18の2	50m ³ /日以上 うち有害物質使用																		
	50m ³ /日未満 うち有害物質使用																		
19	50m ³ /日以上 うち有害物質使用	16				4	5		2	12									39
	50m ³ /日未満 うち有害物質使用	1					2												3
		9					7	6	11	9									42
21	50m ³ /日以上 うち有害物質使用						1												1
	50m ³ /日未満 うち有害物質使用																		
21の2	50m ³ /日以上 うち有害物質使用								1										1
	50m ³ /日未満 うち有害物質使用																		
21の3	50m ³ /日以上 うち有害物質使用		1																1
	50m ³ /日未満 うち有害物質使用								1										1
21の4	50m ³ /日以上 うち有害物質使用																		
	50m ³ /日未満 うち有害物質使用																		
22	50m ³ /日以上 うち有害物質使用	1																	1
	50m ³ /日未満 うち有害物質使用	1																	1
		2								2								1	5
23	50m ³ /日以上 うち有害物質使用								17										19
	50m ³ /日未満 うち有害物質使用								47										47
23の2	50m ³ /日以上 うち有害物質使用																		
	50m ³ /日未満 うち有害物質使用	8	1	1			2	1	2	1									16
		2																	2
24	50m ³ /日以上 うち有害物質使用																		
	50m ³ /日未満 うち有害物質使用																		

施設の 種類	排水量区分	福	敦	小	大	勝	鯖	あ	越	坂	永	池	南	越	美	お	高	若	合
		井	賀	浜	野	山	江	わ	前	井	平	田	越	前	浜	お	浜	狭	
		市	市	市	市	市	市	ら	市	市	寺	町	町	町	町	町	町	町	
25	50m ³ /日以上																		
	うち有害物質使用																		
	50m ³ /日未満																		
27	50m ³ /日以上	2							1										3
	うち有害物質使用	2							1										3
	50m ³ /日未満	1								3									4
28	50m ³ /日以上	1								3									4
	うち有害物質使用	1								3									4
	50m ³ /日未満																		
29	50m ³ /日以上																		
	うち有害物質使用																		
	50m ³ /日未満																		
30	50m ³ /日以上																		
	うち有害物質使用																		
	50m ³ /日未満																		
31	50m ³ /日以上																		
	うち有害物質使用																		
	50m ³ /日未満																		
32	50m ³ /日以上																		
	うち有害物質使用																		
	50m ³ /日未満								1	2									3
33	50m ³ /日以上	1	1						1	1									4
	うち有害物質使用	1	1						1	1									4
	50m ³ /日未満																		1
34	50m ³ /日以上																		
	うち有害物質使用																		
	50m ³ /日未満		1							5									6
35	50m ³ /日以上									1									1
	うち有害物質使用									1									1
	50m ³ /日未満																		
36	50m ³ /日以上																		
	うち有害物質使用																		
	50m ³ /日未満																		
37	50m ³ /日以上																		
	うち有害物質使用																		
	50m ³ /日未満																		
38	50m ³ /日以上																		
	うち有害物質使用																		
	50m ³ /日未満																		
38の2	50m ³ /日以上																		
	うち有害物質使用																		
	50m ³ /日未満																		
39	50m ³ /日以上																		
	うち有害物質使用																		
	50m ³ /日未満																		
40	50m ³ /日以上																		
	うち有害物質使用																		
	50m ³ /日未満																		
41	50m ³ /日以上																		
	うち有害物質使用																		
	50m ³ /日未満																		
42	50m ³ /日以上																		
	うち有害物質使用																		
	50m ³ /日未満																		
43	50m ³ /日以上																		
	うち有害物質使用																		
	50m ³ /日未満																		
44	50m ³ /日以上																		
	うち有害物質使用																		
	50m ³ /日未満																		
45	50m ³ /日以上																		
	うち有害物質使用																		
	50m ³ /日未満																		
46	50m ³ /日以上	7					1		2	2								1	13
	うち有害物質使用	7							1	1								1	10
	50m ³ /日未満	3		1						7								1	12
47	50m ³ /日以上	1	1			1				4								1	7
	うち有害物質使用	1	1							4								1	7
	50m ³ /日未満							2	1	2									2
48	50m ³ /日以上								2	2									5
	うち有害物質使用								2	2									4
	50m ³ /日未満																		
49	50m ³ /日以上																		
	うち有害物質使用																		
	50m ³ /日未満																		
50	50m ³ /日以上																		
	うち有害物質使用																		
	50m ³ /日未満																		

施設の種類	排水量区分	福井市	敦賀市	小浜市	大野市	勝山市	鯖江市	あわら市	越前市	坂井市	永平寺町	池田町	南越前町	越前町	美浜町	おおい町	高浜町	若狭町	合計		
51	50m ³ /日以上 うち有害物質使用																				
	50m ³ /日未満 うち有害物質使用																				
	50m ³ /日以上 うち有害物質使用																				
51の2	50m ³ /日以上 うち有害物質使用																				
	50m ³ /日未満 うち有害物質使用	1																			1
	50m ³ /日以上 うち有害物質使用																				
51の3	50m ³ /日以上 うち有害物質使用																				
	50m ³ /日未満 うち有害物質使用														1						1
	50m ³ /日以上 うち有害物質使用																				
52	50m ³ /日以上 うち有害物質使用																				
	50m ³ /日未満 うち有害物質使用									1											1
	50m ³ /日以上 うち有害物質使用																				
53	50m ³ /日以上 うち有害物質使用																				
	50m ³ /日未満 うち有害物質使用																				
	50m ³ /日以上 うち有害物質使用																				
54	50m ³ /日以上 うち有害物質使用																				
	50m ³ /日未満 うち有害物質使用	2	2			2		4		7					2						19
	50m ³ /日以上 うち有害物質使用		1		2				1			3	1	1							9
55	50m ³ /日以上 うち有害物質使用			2	4	1	4	3	3	4	1	4		2	3	1	2	1			49
	50m ³ /日未満 うち有害物質使用	8	6																		
	50m ³ /日以上 うち有害物質使用																				
56	50m ³ /日以上 うち有害物質使用																				
	50m ³ /日未満 うち有害物質使用	1																			1
	50m ³ /日以上 うち有害物質使用										1										1
59	50m ³ /日以上 うち有害物質使用																				
	50m ³ /日未満 うち有害物質使用	4	4	1	2				3	2	1	2	1				1	1			22
	50m ³ /日以上 うち有害物質使用																				
60	50m ³ /日以上 うち有害物質使用																				
	50m ³ /日未満 うち有害物質使用	1					1	7				1			1						11
	50m ³ /日以上 うち有害物質使用				2					2											5
62	50m ³ /日以上 うち有害物質使用		1		1					2											3
	50m ³ /日未満 うち有害物質使用	1	1			1				1											4
	50m ³ /日以上 うち有害物質使用		1																		2
63	50m ³ /日以上 うち有害物質使用	1																			1
	50m ³ /日未満 うち有害物質使用	1				1		1	1	1								1			6
	50m ³ /日以上 うち有害物質使用																				1
63の3	50m ³ /日以上 うち有害物質使用		1																		
	50m ³ /日未満 うち有害物質使用																				
	50m ³ /日以上 うち有害物質使用								1	1	1										3
64の2	50m ³ /日以上 うち有害物質使用																				
	50m ³ /日未満 うち有害物質使用	2																			2
	50m ³ /日以上 うち有害物質使用	1	1		1			1	4	2									1		11
65	50m ³ /日未満 うち有害物質使用	1	1		1				4	1											9
	50m ³ /日以上 うち有害物質使用	4	1			4	12	3	5	4	2	2		2		1					41
	50m ³ /日未満 うち有害物質使用	1				1	4	1	2	1		1									12
66	50m ³ /日以上 うち有害物質使用	3		1		1	3		1					2							11
	50m ³ /日未満 うち有害物質使用	3		1		1	3		1					2							11
	50m ³ /日以上 うち有害物質使用	7			1		11			1				2							22
66の2	50m ³ /日未満 うち有害物質使用	7			1		8			1				2							19
	50m ³ /日以上 うち有害物質使用																				
	50m ³ /日未満 うち有害物質使用																				
66の3	50m ³ /日以上 うち有害物質使用	6	2				1	9	1				1					1	1		22
	50m ³ /日未満 うち有害物質使用	39	88	64	26	20	15	74	48	114	7	6	43	62	82	17	22	116			843
	50m ³ /日以上 うち有害物質使用																				
66の4	50m ³ /日以上 うち有害物質使用	2								1											3
	50m ³ /日未満 うち有害物質使用		1					1		2				2				1	1		8
	50m ³ /日以上 うち有害物質使用	4	1																		5
66の5	50m ³ /日未満 うち有害物質使用						2	1			1										4
	50m ³ /日以上 うち有害物質使用							1													1
	50m ³ /日未満 うち有害物質使用								1												1
67	50m ³ /日以上 うち有害物質使用	3	1							1	1										6
	50m ³ /日未満 うち有害物質使用	19	12	3	14	6	5	7	6	17	3			1	2	1	2	3			101
	50m ³ /日以上 うち有害物質使用	3								2											5
68	50m ³ /日以上 うち有害物質使用																				
	50m ³ /日未満 うち有害物質使用	9	4	2	2				2						1					1	21
	50m ³ /日以上 うち有害物質使用	3																			3

施設の種類	排水量区分	福	敦	小	大	勝	鯖	あ	越	坂	永	池	南	越	美	お	高	若	合	
		井	賀	浜	野	山	江	わ	前	井	平	田	越	前	浜	お	浜	狭		計
		市	市	市	市	市	市	ら	市	市	寺	町	町	町	町	い	町	町	町	
68の2	50m ³ /日以上 うち有害物質使用	3																		3
	50m ³ /日未満 うち有害物質使用		1	1																2
				1																1
70	50m ³ /日以上 うち有害物質使用																			
	50m ³ /日未満 うち有害物質使用		1																	1
70の2	50m ³ /日以上 うち有害物質使用																			
	50m ³ /日未満 うち有害物質使用	5	1																	6
71	50m ³ /日以上 うち有害物質使用		1																	1
	50m ³ /日未満 うち有害物質使用	97	25	14	23	5	20	8	36	38	5	1	2	3	3	4	4	8		296
71の2	50m ³ /日以上 うち有害物質使用	2	1	4																7
	50m ³ /日未満 うち有害物質使用	1		2																3
		15	6	4	2	1	3	2	2	5	2			1	1					44
71の3	50m ³ /日以上 うち有害物質使用							1												1
	50m ³ /日未満 うち有害物質使用	1	2		1		2						1				1			8
71の4	50m ³ /日以上 うち有害物質使用									1										
	50m ³ /日未満 うち有害物質使用																			1
71の5	50m ³ /日以上 うち有害物質使用																			
	50m ³ /日未満 うち有害物質使用	2					2													4
		2					2													4
71の6	50m ³ /日以上 うち有害物質使用		1																	1
	50m ³ /日未満 うち有害物質使用		1				1		1											2
							1		1											2
72	50m ³ /日以上 うち有害物質使用	31	14	13	13	3	7	3	9	2	4		5	6	8	12	2	12		144
	50m ³ /日未満 うち有害物質使用		2		1	1			1	1			1	1		1				1
																				8
73	50m ³ /日以上 うち有害物質使用	6	1	1	1	1	1		3	3	1	1	2	3	1	1	1	4		31
	50m ³ /日未満 うち有害物質使用																			
74	50m ³ /日以上 うち有害物質使用	3	1	3	1		1	1								1				11
	50m ³ /日未満 うち有害物質使用			1				1												1
計	50m ³ /日以上 うち有害物質使用	99	31	22	20	10	21	16	45	30	8	4	10	13	9	15	4	20		377
	50m ³ /日未満 うち有害物質使用	17	3	3	2	1	5	1	8	4				2		1		2		49
		283	170	98	103	60	102	131	196	271	28	16	55	104	102	27	34	144		1924
合計	29	5	5	1	3	16	4	4	20	2	1	1	3	1	1	1	1		96	
合計		382	201	120	123	70	123	147	241	301	36	20	65	117	111	42	38	164		2,301

(資料：環境政策課)

表 3-2 5 特定工場届出状況（排水量関係）（県公害防止条例）
（令和7年3月31日現在）

市町名	工場数
福井市	11
敦賀市	8
小浜市	2
大野市	1
勝山市	2
鯖江市	4
あわら市	1
越前市	4
坂井市	4
越前町	1
美浜町	1
高浜町	2
おおい町	1
合計	42

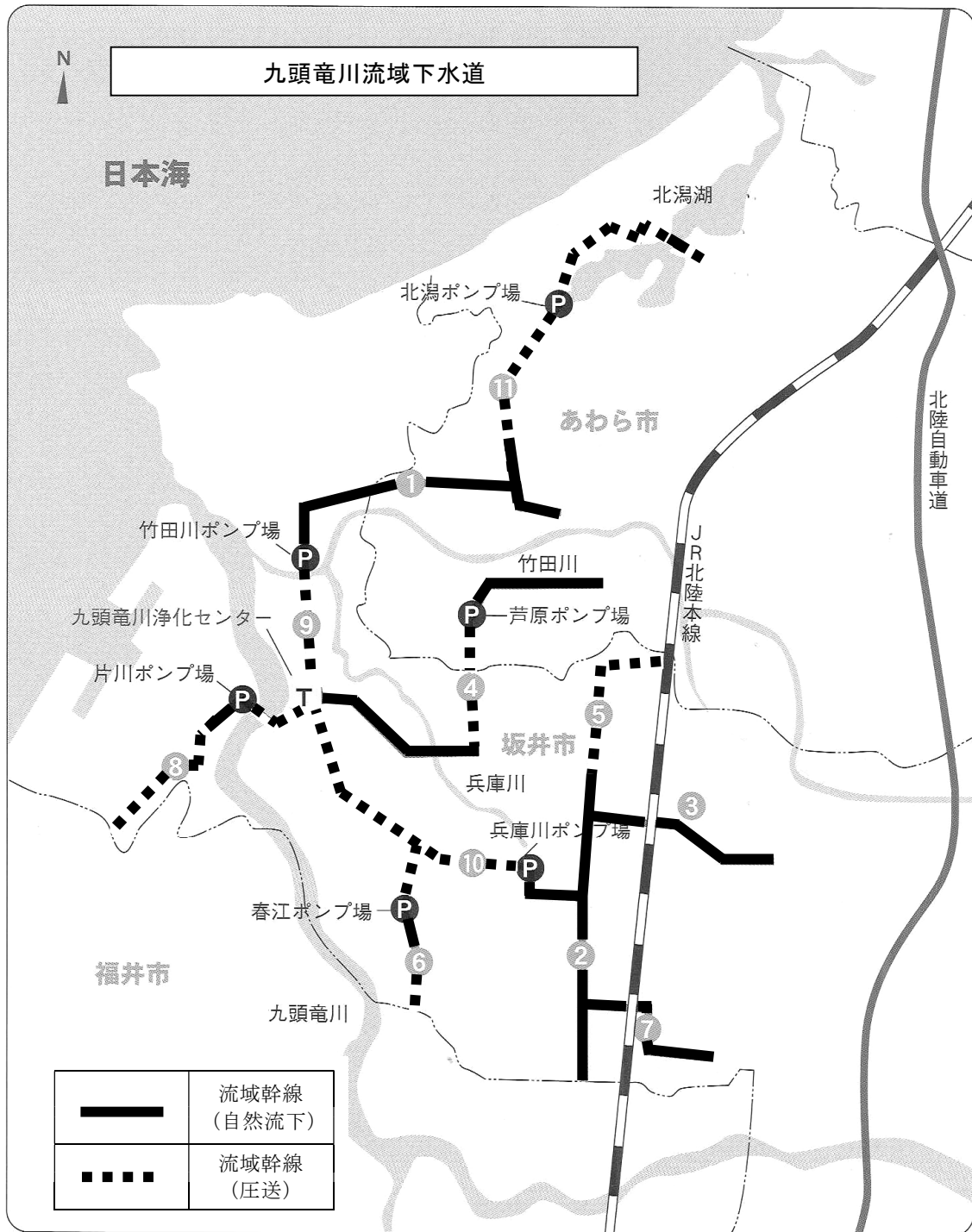
（資料：環境政策課）

表 3-2 6 汚水および廃液に係る特定施設届出状況（県公害防止条例）

（令和7年3月31日現在）

施設種類	1	3	5	12	13	合計
	反応施設	混合施設	蒸留施設	廃ガス洗浄施設	洗浄施設	
市町名						
福井市					3	3
敦賀市					1	1
鯖江市					1	1
あわら市		1				1
越前市	1					1
坂井市			1	1		2
若狭町	1					1
合計	2	1	1	1	5	10

（資料：環境政策課）



① 北部幹線	⑤ 金津幹線	⑨ 北部圧送幹線
② 南部幹線	⑥ 春江幹線	⑩ 南部圧送幹線
③ 坂井幹線	⑦ 丸岡幹線	⑪ 北潟幹線
④ 荻原幹線	⑧ 西部幹線	

(資料：河川課)

図3-27 九頭竜川流域下水道計画図

表 3-28 福井県の公共下水道の現況（令和6年3月31日現在）

団体名	処 理 場 名	排除方式	供用開始面積 (ha)	行政人口 a(人)	処理人口 b(人)	下水道処理 人口普及率 b/a(%)	処理開始 (予定)年月
福井市	境浄化センター	合 流	839.8	252,666	42,280	91.2	S34.4
	日野川浄化センター	分 流 一部合流	3,679.2		157,497		S60.10
	鷹巣浄化センター	分 流	97.8		2,277		H10.4
	美山浄化センター	分 流	49.4		1,176		H20.5
	清水東部環境センター	分 流	146.4		3,347		S48.8
	清水西部環境センター	分 流	96.1		3,085		H6.3
	(九頭竜川浄化センターへ流入)	分 流	568.8		20,880		-
	計		5,477.5				
敦賀市	天筒浄化センター	分 流	1,349.9	61,911	55,327	89.4	S58.7
小浜市	小浜浄化センター	分 流	723.0	27,446	19,265	70.2	H3.3
大野市	大野市下水処理センター	分 流	654.7	29,562	18,252	61.7	H15.4
勝山市	勝山浄化センター	分 流	824.1	20,875	18,071	86.6	S60.6
鯖江市	鯖江市環境衛生センター	分 流	1,834.9	68,179	50,560	74.2	S58.6
	東工汚水処理場	分 流	12.0		-		S49.10
	計		1,846.9				
あわら市	(九頭竜川浄化センターへ流入)	分 流	1,252.5	26,147	25,259	96.6	-
越前市	家久浄化センター	分 流 一部合流	1,229.2	80,264	44,823	82.1	S55.8
	今立浄化センター	分 流	242.5		7,629		H17.3
	水循環センター	分 流	471.1		13,466		H21.9
	計		1,942.8				
坂井市	(九頭竜川浄化センターへ流入)	分 流	2,827.2	88,179	84,435	99.4	-
	(五領川浄化センターへ流入)	分 流	156.0		3,238		-
	計		2,983.2				
	中央浄化センター	分 流	180.5		4,307		S62.4

団体名	処 理 場 名	排除方式	供用開始面積 (ha)	行政人口 a(人)	処理人口 b(人)	下水道処理 人口普及率 b/a(%)	処理開始 (予定)年月
永平寺町	(五領川浄化センターへ流入)	分 流	311.7		9,936		-
	計		492.2	17,543	14,243	81.2	
池田町	池田水処理センター	分 流	127.0	2,174	1,864	85.7	H11.3
南越前町	南条浄化センター	分 流	87.0		2,813		H5.3
	河野浄化センター	分 流	38.6		963		H12.3
	計		125.6	9,380	3,776	40.3	
越前町	朝日浄化センター	分 流	462.0		8,160		S61.3
	織田浄化センター	分 流	305.0		4,486		H6.10
	宮崎浄化センター	分 流	23.0		697		H1.4
	計		790.0	19,633	13,343	68.0	
美浜町	美浜町浄化センター	分 流	332.7	8,627	5,298	61.4	H7.4
高浜町	高浜町せらぎランド	分 流	433.0	9,464	7,655	80.9	H11.4
おおい町	名田庄東部浄化センター	分 流	53.0	7,635	1,234	16.2	H12.7
若狭町	三方浄化センター	分 流	123.3		3,588		H12.3
	海越浄化センター	分 流	7.0		139		H19.4
	三宅浄化センター	分 流	114.0		1,651		H11.4
	熊川浄化センター	分 流	24.0		544		H9.4
	計		268.3	13,242	5,922	44.7	
五領川公共下水道事務組合	五領川浄化センター	分 流	467.7	-	13,174	-	S58.4
福井県	九頭竜川浄化センター	分 流	4,648.5	-	130,574	-	S57.7
	テクノポート福井浄化センター	分 流	776.0	-	-	-	H5.12
県計			20,452.4	742,927	624,202	84.0	

(資料：河川課)

表3-29 浄化槽設置届出基数（人槽別）

（令和7年3月31日現在）

市町名	単独処理化槽				併処理化槽				合計						
	5~10	11~20	21~50	51~200	201~500	501~	小計	5~10		11~20	21~50	51~200	201~500	501~	小計
福井市	3,698	361	538	57	9	0	4,663	4,036	123	195	154	53	27	4,588	
敦賀市	901	112	170	36	3	1	1,223	1,528	48	73	61	25	16	1,751	
小浜市	149	42	46	6	2	0	245	273	15	14	14	9	11	336	
大野市	3,185	231	298	26	1	0	3,741	1,597	67	57	50	20	13	1,804	
勝山市	267	43	45	8	0	0	363	106	2	10	6	5	2	131	
鯖江市	928	62	55	7	0	0	1,052	942	19	12	6	5	6	990	
あわら市	535	30	69	8	0	0	642	171	18	15	10	3	3	220	
越前市	3,020	234	278	27	2	0	3,561	4,481	90	127	78	18	14	4,808	
坂井市	1,527	133	127	27	1	0	1,815	390	35	48	31	8	3	515	
永平寺町	133	10	12	0	0	0	155	41	2	5	7	2	4	61	
池田町	12	0	0	0	0	0	12	45	1	5	0	1	0	52	
南越前町	61	9	22	3	0	0	95	167	8	9	7	13	7	211	
越前町	238	30	50	8	1	0	327	79	5	3	12	3	7	109	
美浜町	56	9	12	2	2	0	81	67	10	6	12	8	7	110	
高浜町	43	9	15	6	0	0	73	35	9	10	16	8	2	80	
おおい町	10	9	7	0	0	0	26	75	10	11	28	20	14	158	
若狭町	37	7	19	2	0	0	65	37	6	18	16	4	12	93	
合計	14,800	1,331	1,763	223	21	1	18,139	14,070	468	618	508	205	148	16,017	
															34,156

（資料：医薬食品・衛生課）

表3-30 年度別し尿処理状況

(単位：人、kL)

区 分		年 度												
		H23	H24	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5	
県 内 総 人 口		805,694	801,940	804,229	800,410	795,403	791,505	786,909	780,905	775,840	768,976	761,667	753,460	
計 画 処 理 区 域 内 人 口		805,694	801,940	804,229	800,410	795,403	791,505	786,909	780,905	775,840	768,976	761,667	753,460	
内 訳	水洗化人	下 水 道 人 口	549,002	559,022	560,839	569,149	573,402	581,243	581,258	582,210	585,503	583,844	584,702	586,879
		地 域 し 尿 処 理 人 口	0	0	0	0	0	0	0	0	0	58,085	56,653	65,022
		浄 化 槽 人 口	210,102	211,739	206,791	199,071	189,820	179,754	175,351	165,781	155,930	96,854	92,049	79,969
		合 計	759,104	770,761	767,630	768,220	763,222	760,997	756,609	747,991	741,433	738,783	733,404	731,870
内 訳	非水洗化人	計 画 収 集 人 口	45,487	41,842	34,796	31,528	31,140	28,927	28,523	31,555	33,473	29,635	27,781	21,087
		自 家 処 理 人 口	1,103	1,031	1,803	662	1,041	1,581	1,777	1,359	934	558	482	503
		合 計	46,590	42,873	36,599	32,190	32,181	30,508	30,300	32,914	34,407	30,193	28,263	21,590
計 画 処 理 区 域 外 人 口		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
水 洗 化 率 (%)		94.2	96.1	95.4	96.0	96.0	96.1	96.1	95.8	95.6	96.1	96.3	97.1	
衛 生 処 理 率 (%)		99.9	99.9	99.8	99.9	99.9	99.8	99.8	99.8	99.9	99.9	99.9	99.9	
原 単 位	一人一日平均排出量 (l) (し尿)	2.00	2.01	2.05	2.09	2.00	2.09	2.02	1.63	1.49	1.66	1.69	1.97	
	一人一日平均排出量 (l) (浄化槽汚泥)	1.70	1.63	1.64	1.70	1.73	1.74	1.78	1.86	1.96	1.91	1.98	20.10	
計 画 収 集 量		163,325	156,729	149,548	148,041	142,797	136,455	135,405	131,189	129,456	126,018	124,887	121,675	
内 訳	し 尿	33,218	30,637	25,989	24,160	22,766	22,126	21,049	18,811	18,152	17,988	17,164	15,229	
	浄 化 槽 汚 泥	130,107	126,092	123,559	123,881	120,031	114,329	114,356	112,378	111,304	108,030	107,723	106,446	
収 集 形 態 別 内 訳	委 託	し 尿	104	94	86	77	81	80	98	114	121	308	62	45
		浄 化 槽 汚 泥	3,780	3,652	4,088	3,690	3,696	3,404	3,513	3,340	3,574	3,491	3,324	15,184
		合 計	3,884	3,746	4,174	3,767	3,777	3,484	3,611	3,454	3,695	3,799	3,386	15,229
	許 可	し 尿	33,114	30,543	25,903	24,083	22,685	22,046	20,951	18,697	18,031	17,680	17,102	3,155
		浄 化 槽 汚 泥	126,327	122,440	119,471	120,191	116,335	110,925	110,843	109,038	107,730	104,539	104,399	103,291
		合 計	159,441	152,983	145,374	144,274	139,020	132,971	131,794	127,735	125,761	122,219	121,501	106,446
計 画 処 理 量		160,541	156,736	149,514	148,041	142,797	136,455	135,405	131,189	129,456	126,018	124,887	121,675	
処 理 内 訳	し尿処理施設	し 尿	20,506	19,941	22,715	21,123	13,118	16,846	15,976	15,419	14,753	14,747	14,060	12,598
		浄 化 槽 汚 泥	64,882	63,462	110,884	110,944	59,970	71,106	70,792	77,752	77,455	77,593	78,211	76,996
		合 計	85,388	83,403	133,599	132,067	73,088	87,952	86,768	93,171	92,208	92,340	92,271	89,594
	下水道投入等	し 尿	11,844	10,687	3,266	3,028	9,644	5,275	5,070	3,389	3,396	3,238	3,102	2,629
		浄 化 槽 汚 泥	63,309	62,646	12,649	12,896	60,045	43,198	43,545	34,605	33,821	30,407	29,481	29,423
		合 計	75,153	73,333	15,915	15,924	69,689	48,473	48,615	37,994	37,217	33,645	32,583	32,052
自 家 処 理 量		851	730	1,085	463	636	943	1,054	707	511	842	879	584	
し 尿 等 の 総 処 理 量		161,392	157,466	150,599	148,504	143,433	137,398	136,459	131,896	129,967	126,860	125,766	122,259	

(資料：循環社会推進課)

表3-31 農業集落排水事業整備状況

(令和6年3月31日現在)

市町村名	住民基本 台帳人口 (R6年度末)	全体計画		令和6年度までに完了		
		整備対象人口	整備計画 処理区数	整備人口	処理区数	対市町村 対集排
福井市	252,666	11,119	24	11,119	24	4.4% 100.0%
敦賀市	61,911	1,714	5	1,714	5	2.7% 100.0%
小浜市	27,446	6,787	11	6,787	11	24.7% 100.0%
大野市	29,568	5,570	15	5,570	15	18.8% 100.0%
勝山市	20,875	2,425	5	2,425	5	11.6% 100.0%
鯖江市	68,179	12,093	6	12,093	6	17.7% 100.0%
あわら市	26,148	—	—	—	—	— —
越前市	80,264	3,247	6	3,247	6	4.0% 100.0%
坂井市	88,179	259	1	259	1	0.2% 100.0%
永平寺町	17,543	2,680	3	2,680	3	15.2% 100.0%
池田町	2,174	226	1	226	1	10.3% 100.0%
南越前町	9,379	5,135	13	5,135	13	54.7% 100.0%
越前町	19,633	2,500	7	2,500	7	12.7% 100.0%
美浜町	8,627	2,007	6	2,007	6	23.2% 100.0%
高浜町	9,464	1,614	6	1,614	6	17.0% 100.0%
おおい町	7,635	6,043	27	6,043	27	79.1% 100.0%
若狭町	13,242	6,802	8	6,802	8	51.3% 100.0%
県 合計	742,933	70,221	144	70,221	144	9.4% 100.0%

※あわら市は、農業集落排水区域なし

(資料：農地保全整備課)

表3-32 漁業集落排水施設の整備状況

(令和7年3月31日現在)

地区名	事業主体	漁港名	処理開始年度	地区人口
福井市 蒲生・茱崎	福井市	茱崎漁港	H 16	596人
越前町 梅浦・厨	越前町	越前漁港	H 16	2,795人
越前町 米ノ	越前町	米の浦漁港 茂原漁港 白浜(城崎)漁港	H 19	782人
敦賀市 立石	敦賀市	立石漁港	H 18	44人
敦賀市 白木	敦賀市	白木漁港	H 6	59人
敦賀市 浦底	敦賀市	浦底漁港	H 8	50人
美浜町 日向	美浜町	日向漁港	H 3	478人
美浜町 菅浜	美浜町	菅浜漁港	H 5	371人
美浜町 丹生	美浜町	丹生漁港	S 62	285人
若狭町 世久見	若狭町	世久見漁港	S 63	116人
若狭町 神子	若狭町	神子漁港	H 4	101人
若狭町 小川	若狭町	小川漁港	H 11	132人
若狭町 常神	若狭町	常神漁港	H 18	97人
小浜市 阿納・犬熊	小浜市	内外海漁港	H 元	110人
小浜市 志積	小浜市	内外海漁港	H 元	46人
小浜市 矢代	小浜市	内外海漁港	H 2	39人
小浜市 泊	小浜市	内外海漁港	H 4	83人
小浜市 宇久	小浜市	内外海漁港	H 5	38人
小浜市 加尾・西小川	小浜市	内外海漁港	H 5	68人
小浜市 田烏	小浜市	田烏漁港	H 8	313人
小浜市 仏谷	小浜市	小浜漁港	H 11	40人
高浜町 音海	高浜町	音海漁港	H 14	75人
高浜町 上瀬	高浜町	上瀬漁港	H 17	52人
高浜町 日引	高浜町	上瀬漁港	H 18	61人

(資料：水産課)

表3-33 林業集落排水施設の整備状況

(令和7年3月31日現在)

地区名	事業主体	処理開始年度	地区人口
福井市 間戸	福井市	H 15	154人
福井市 天田	福井市	H 21	

(資料：森づくり課)

4 地下水・土壌・地盤関係資料

表4-1 地下水の水質汚濁に係る環境基準

(単位：mg/L)

項 目	基 準 値
カドミウム	0.003 以下
全シアン	検出されないこと
鉛	0.01 以下
六価クロム	0.02 以下
砒素	0.01 以下
総水銀	0.0005 以下
アルキル水銀	検出されないこと
P C B	検出されないこと
ジクロロメタン	0.02 以下
四塩化炭素	0.002 以下
クロロエチレン (別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー)	0.002 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1 以下
1,2-ジクロロエチレン	0.04 以下
1,1,1-トリクロロエタン	1 以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.006 以下
トリクロロエチレン	0.01 以下
テトラクロロエチレン	0.01 以下
1,3-ジクロロプロペン	0.002 以下
チウラム	0.006 以下
シマジン	0.003 以下
チオベンカルブ	0.02 以下
ベンゼン	0.01 以下
セレン	0.01 以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 以下
ふっ素	0.8 以下
ほう素	1 以下
1,4-ジオキサン	0.05 以下

(備考) 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。

表 4-2 要監視項目および指針値（地下水）

（単位：mg/L）

項 目	指 針 値
クロロホルム	0.06 以下
1,2-ジクロロプロパン	0.06 以下
p-ジクロロベンゼン	0.2 以下
イソキサチオン	0.008 以下
ダイアジノン	0.005 以下
フェニトロチオン（MEP）	0.003 以下
イソプロチオラン	0.04 以下
オキシシン銅（有機銅）	0.04 以下
クロロタロニル（TPN）	0.05 以下
プロピザミド	0.008 以下
E P N	0.006 以下
ジクロロボス（DDVP）	0.008 以下
フェノブカルブ（BPMC）	0.03 以下
イプロベンホス（IBP）	0.008 以下
クロルニトロフェン（CNP）	—（注1）
トルエン	0.6 以下
キシレン	0.4 以下
フタル酸ジエチルヘキシル	0.06 以下
ニッケル	—（注2）
モリブデン	0.07 以下
アンチモン	0.02 以下
エピクロロヒドリン	0.0004 以下
全マンガン	0.2 以下
ウラン	0.002 以下
ペルフルオロオクタンスルホン酸(PFOS) 及びペルフルオロオクタン酸(PFOA)	0.00005 以下 （暫定）（注3）

（注1）胆のうがんと因果関係が明らかになるまで、指針値は設定しない。

（注2）毒性についての定量的評価が定まっていないため、指針値が削除された。

（注3）令和7年6月30日に指針値に変更された。

表 4-3 概況調査の結果（令和 6 年度）

測定項目		環境基準値 (mg/L)	検出下限値 (mg/L)	測定 地区数	検出 地区数	環境基準 超過地区数	
環 境 基 準 項 目	カドミウム	0.003	0.001	30	0	0	
	全シアン	不検出	0.1	30	0	0	
	鉛	0.01	0.005	30	0	0	
	六価クロム	0.02	0.01	30	0	0	
	砒素	0.01	0.005	30	1(1)	0	
	総水銀	0.0005	0.0005	30	0	0	
	P C B	不検出	0.0005	30	0	0	
	ジクロロメタン	0.02	0.002	30	0	0	
	四塩化炭素	0.002	0.0002	30	0	0	
	クロロエチレン（別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー）	0.002	0.0002	30	0	0	
	1,2-ジクロロエタン	0.004	0.0004	30	0	0	
	1,1-ジクロロエチレン	0.1	0.002	30	0	0	
	1,2-ジクロロエチレン	0.04	0.004	30	0	0	
	1,1,1-トリクロロエタン	1	0.0005	30	0	0	
	1,1,2-トリクロロエタン	0.006	0.0006	30	0	0	
	トリクロロエチレン	0.01	0.001	30	0	0	
	テトラクロロエチレン	0.01	0.0005	30	0	0	
	1,3-ジクロロプロパン	0.002	0.0002	30	0	0	
	チウラム	0.006	0.0006	30	0	0	
	シマジン	0.003	0.0003	30	0	0	
	チオベンカルブ	0.02	0.002	30	0	0	
	ベンゼン	0.01	0.001	30	0	0	
	セレン	0.01	0.002	30	0	0	
	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10	0.02	30	28(0)	0	
	ふっ素	0.8	0.1	30	4(0)	0	
	ほう素	1	0.02	30	4(0)	0	
	1,4-ジオキサン	0.05	0.005	30	0	0	
	要 監 視 項 目	クロロホルム	[0.06]	0.003	2	0	[0]
		1,2-ジクロロプロパン	[0.06]	0.006	2	0	[0]
		p-ジクロロベンゼン	[0.2]	0.02	2	0	[0]
イソキサチオン		[0.008]	0.0008	2	0	[0]	
ダイアジノン		[0.005]	0.0005	2	0	[0]	
フェニトロチオン（MEP）		[0.003]	0.0003	2	0	[0]	
イソプロチオラン		[0.04]	0.004	2	0	[0]	
オキシ銅（有機銅）		[0.04]	0.004	2	0	[0]	
クロロタロニル（TPN）		[0.05]	0.005	2	0	[0]	
プロピザミド		[0.008]	0.0008	2	0	[0]	
E P N		[0.006]	0.0006	2	0	[0]	
ジクロロボス（DDVP）		[0.008]	0.0008	2	0	[0]	
フェノブカルブ（BPMC）		[0.03]	0.003	2	0	[0]	
イプロベンホス（IBP）		[0.008]	0.0008	2	0	[0]	
トルエン		[0.6]	0.06	2	0	[0]	
キシレン	[0.4]	0.04	2	0	[0]		
フタル酸ジエチルヘキシル	[0.06]	0.006	2	0	[0]		

測定項目		環境基準値 (mg/L)	検出下限値 (mg/L)	測定 地区数	検出 地区数	環境基準 超過地区数
要 監 視 項 目	ニッケル	-	0.005	2	0	[0]
	モリブデン	[0.07]	0.01	2	0	[0]
	アンチモン	[0.02]	0.001	2	0	[0]
	エピクロロヒドリン	[0.0004]	0.0001	2	0	[0]
	全マンガン	[0.2]	0.02	2	1(1)	[1]
	ウラン	[0.002]	0.0002	2	0	[0]
	PFOS及びPFOA	[0.00005] (暫定)	0.000005	8	1(0)	[0]

(資料：環境政策課)

- (備考)
- 1 調査地点数は、1地区1地点である。
 - 2 福井市実施分を含む。
 - 3 要監視項目については、指針値を [] 内に示す。
 - 4 検出地区数の()内は、汚染の判断基準を超えて検出された地区数(内数)を示す。
【汚染判断基準は、砒素 0.005mg/L、硝酸・亜硝酸性窒素 5mg/L、ふっ素 0.4mg/L、
ほう素 0.5mg/L】
 - 5 環境基準超過地区数の [] 内は、要監視項目について指針値超過地区数を示す。
 - 6 PFOS及びPFOAは、令和7年6月30日から指針値に変更された。

表 4-4 汚染井戸周辺地区調査の結果（令和 6 年度）

調査実施地区		鯖江市桜町 2 丁目
調査地点数		6
汚染物質名		砒素
調査結果	検出地点数	1
	環境基準または指針値超過地点数	0
	濃度範囲 (mg/L)	<0.005 ~ 0.006
環境基準または指針値 (mg/L)		0.01
報告下限値 (mg/L)		0.005

調査実施地区		鯖江市石田上町
調査地点数		3
汚染物質名		全マンガン
調査結果	検出地点数	1
	環境基準または指針値超過地点数	1
	濃度範囲 (mg/L)	<0.02 ~ 2.4
環境基準または指針値 (mg/L)		0.2
報告下限値 (mg/L)		0.02

表 4-5 継続監視調査の結果

(単位: mg/L)

調査実施地区		汚染発見年	汚染物質	過去の最高濃度(注1)	令和4年度測定結果		令和5年度測定結果		令和6年度測定結果		環境基準値
					年平均値(濃度範囲)	m/n(注2)	年平均値(濃度範囲)	m/n(注2)	年平均値(濃度範囲)	m/n(注2)	
福井市	石橋町(注3)	H10	トリクロロエチレン	0.017	0.001	0/1	0.001	0/1	0.007	0/1	0.01
	新田塚(注3)	H18	トリクロロエチレン	0.012	<0.001	0/1	<0.001	0/1	<0.001	0/1	0.01
		H11	テトラクロロエチレン	0.049	<0.0005	0/1	<0.0005	0/1	<0.0005	0/1	0.01
	美山町	H19	テトラクロロエチレン	0.019	0.0068	0/1	0.0068	0/1	0.0039	0/1	0.01
敦賀市	布田町	H11	テトラクロロエチレン	0.021	0.0041 ~ 0.0050	0/2	0.0041 ~ 0.0050	0/2	0.0041 ~ 0.0057	0/2	0.01
小浜市	駅前町(注3)	H20	1,2-ジクロロエチレン(注4)	0.022	<0.004	0/1	<0.004	0/1	<0.004	0/1	0.04
	下竹原町	H17	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	45	1.8 ~ 4.4	0/2	2.0 ~ 4.8	0/2	2.0 ~ 4.0	0/2	10
大野市	新町	H元	テトラクロロエチレン	0.065	0.0013 ~ 0.0028	0/3	0.0012 ~ 0.0041	0/3	0.0014 ~ 0.0036	0/3	0.01
鯖江市	豊	H2	トリクロロエチレン	0.064	0.003	0/1(注5)	0.003 ~ 0.018	1/2	0.003 ~ 0.018	1/2	0.01
	神明南部	H4	トリクロロエチレン	0.37	<0.001 ~ 0.11	2/3	<0.001 ~ 0.11	2/3	<0.001 ~ 0.10	2/3	0.01
		H6	1,2-ジクロロエチレン(注4)	0.14	<0.004 ~ 0.007	0/3	<0.004 ~ 0.007	0/3	<0.004 ~ 0.007	0/3	0.04
	本町	H5	テトラクロロエチレン	0.38	0.0035 ~ 0.083	1/3	0.0027 ~ 0.072	1/3	0.0026 ~ 0.074	1/3	0.01
	立待南部	H7	トリクロロエチレン	0.054	0.002	0/1	0.002	0/1	0.003	0/1	0.01
	立待東部	H7	トリクロロエチレン	0.099	0.005	0/1	0.016	1/1	0.021	1/1	0.01
		H7	1,1-ジクロロエチレン	0.13	0.006	0/1	0.029	0/1	0.031	0/1	0.1
	立待北部	H8	トリクロロエチレン	0.12	0.002 ~ 0.005	0/4(注5)	0.002 ~ 0.005	0/4	0.001 ~ 0.004	0/4	0.01
	立待西部	H8	トリクロロエチレン	0.16	<0.001 ~ 0.001	0/5	<0.001 ~ 0.001	0/5	<0.001 ~ 0.002	0/5	0.01
水落町	H12	六価クロム	0.54	0.20	1/1	0.13	1/1	0.15	1/1	0.02(注7)	
越前市	吉野	H元	トリクロロエチレン	0.11	<0.001 ~ 0.011	1/6	<0.001 ~ 0.010	0/6	<0.001 ~ 0.010	0/6	0.01
	北府	H元	テトラクロロエチレン	0.030	0.0008 ~ 0.0073	0/2	0.0010 ~ 0.0093	0/2	0.0011 ~ 0.0096	0/2	0.01
	大虫	H2	トリクロロエチレン	0.12	<0.001	0/2	<0.001	0/2	<0.001	0/2	0.01
	王子保	H2	トリクロロエチレン	0.11	<0.001 ~ 0.001	0/4	<0.001 ~ 0.001	0/4	<0.001 ~ 0.002	0/4	0.01
		H6	1,2-ジクロロエチレン(注4)	0.097	0.005 ~ 0.031	0/4	0.007 ~ 0.026	0/4	0.008 ~ 0.028	0/4	0.04
	米口町	H10	トリクロロエチレン	0.17	<0.001	0/2	<0.001	0/2	<0.001	0/2	0.01
		H10	1,2-ジクロロエチレン(注4)	0.087	<0.004	0/2	<0.004	0/2	<0.004	0/2	0.04
	長尾町・戸谷町	H12	砒素	0.018	0.014	1/1	0.015	1/1	0.012	1/1	0.01
	塚町・三ツ屋町	H12	砒素	0.031	0.020 ~ 0.024	2/2	0.021 ~ 0.023	2/2	0.020 ~ 0.024	2/2	0.01
	家久町	H19	砒素	0.018	<0.005 ~ 0.013	1/7	<0.005 ~ 0.013	1/7	<0.005 ~ 0.013	1/7	0.01
			総水銀	0.033	<0.0005 ~ 0.015	1/7	<0.0005 ~ 0.019	1/7	<0.0005 ~ 0.012	1/7	0.0005
		ベンゼン	0.11	<0.001 ~ 0.059	1/7	<0.001 ~ 0.056	1/7	<0.001 ~ 0.060	1/7	0.01	
H21		クロロエチレン	0.032	<0.0002 ~ 0.0049	1/7	<0.0002 ~ 0.0050	2/7	<0.0002 ~ 0.0068	1/7	0.002	
	R2	PFOS及びPF6A	0.00021	0.00021	1/1	0.00011	1/1	0.000030	0/1	0.00005(注8)	
池ノ上	H30	砒素	0.15	0.18	1/1	0.18	1/1	0.17	1/1	0.01	

(単位：mg/L)

調査実施地区	汚染発見年	汚染物質	過去の最高濃度(注1)	令和4年度測定結果		令和5年度測定結果		令和6年度測定結果		環境基準値
				年平均値(濃度範囲)	m/n(注2)	年平均値(濃度範囲)	m/n(注2)	年平均値(濃度範囲)	m/n(注2)	
永平寺町	牧福島	H4(注6) テトラクロロエチレン	0.087	<0.0005	0/1	<0.0005	0/1	<0.0005	0/1	0.01
越前町	小曽原(南部)	H10 トリクロロエチレン	10	<0.001 ~ 0.003	0/4	<0.001 ~ 0.002	0/4	<0.001 ~ 0.002	0/4	0.01
		H24 1,2-ジクロロエチレン	0.30	<0.004	0/4	<0.004	0/4	<0.004	0/4	0.04
		H25 クロロエチレン	0.0070	<0.0002	0/4	<0.0002	0/4	<0.0002	0/4	0.002
	小曽原(北部)(注3)	H10 トリクロロエチレン	<0.002	<0.001	0/2	<0.001	0/2	<0.001	0/2	0.01
美浜町	竹波	R4 ふっ素	1.2	-	-	1.2	1/1	1.3	1/1	0.8
高浜町	菌部	H2 砒素	0.044	0.047	1/1	0.045	1/1	0.040	1/1	0.01
	東三松	H12 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	51	11	1/1	6.3	0/1	12	1/1	10
	立石	H15 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	48	1.1	0/1	0.97 ~ 10	0/2	1.3 ~ 12	1/2	10
合計	31地区									

(注1) 地区内で検出された最高濃度(実測値)

(資料：環境政策課)

(注2) m：地区内の環境基準超過地点数 n：地区内の総地点数

(注3) 環境基準の超過が工場敷地内に限定された地区

(注4) 1,2-ジクロロエチレンは、平成21年11月にそれまで環境基準項目であったシス体と、要監視項目であったトランス体を合わせて環境基準項目とされたため、汚染発見年の結果はシス体のみの濃度

(注5) 欠測地点あり

(注6) 基準超過が確認されたのは平成6年度調査時

(注7) 令和4年3月31日までは、0.05mg/L

(注8) 令和7年6月30日から、暫定指針値が指針値に変更

表4-6 土壤の汚染に係る環境基準

(単位：mg/検液1L)

項 目	基 準
カドミウム	0.003以下 農用地：0.4mg以下/米1kg
全シアン	不 検 出
有機燐	不 検 出
鉛	0.01以下
六価クロム	0.05以下
砒素	0.01以下 田：15mg未満/土壤1kg
総水銀	0.0005以下
アルキル水銀	不 検 出
PCB	不 検 出
銅	田：125mg未満/土壤1kg
ジクロロメタン	0.02以下
四塩化炭素	0.002以下
クロロエチレン (別称塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー)	0.002以下
1,2-ジクロロエタン	0.004以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1以下
1,2-ジクロロエチレン	0.04以下
1,1,1-トリクロロエタン	1以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.006以下
トリクロロエチレン	0.01以下
テトラクロロエチレン	0.01以下
1,3-ジクロロプロペン	0.002以下
チウラム	0.006以下
シマジン	0.003以下
チオベンカルブ	0.02以下
ベンゼン	0.01以下
セレン	0.01以下
ふっ素	0.8以下
ほう素	1以下
1,4-ジオキサン	0.05以下

表 4-7 土壌汚染対策法に基づく特定有害物質および区域の指定に係る基準

	特定有害物質の種類		土壌溶出量基準 <地下水等の摂取によるリスク> (mg/L)	土壌含有量基準 <直接摂取によるリスク> (mg/kg)
1	クロロエチレン	第1種特定有害物質 揮発性有機化合物	0.002 以下	
2	四塩化炭素		0.002 以下	
3	1,2-ジクロロエタン		0.004 以下	
4	1,1-ジクロロエチレン		0.1 以下	
5	1,2-ジクロロエチレン		0.04 以下	
6	1,3-ジクロロプロペン		0.002 以下	
7	ジクロロメタン		0.02 以下	
8	テトラクロロエチレン		0.01 以下	
9	1,1,1-トリクロロエタン		1 以下	
10	1,1,2-トリクロロエタン		0.006 以下	
11	トリクロロエチレン		0.01 以下	
12	ベンゼン		0.01 以下	
13	カドミウム及びその化合物		第2種特定有害物質 重金属等	0.003 以下
14	六価クロム化合物	0.05 以下		250 以下
15	シアン化合物	検出されないこと		50 以下*
16	水銀及びその化合物	0.0005 以下		15 以下
	うちアルキル水銀	検出されないこと		
17	セレン及びその化合物	0.01 以下		150 以下
18	鉛及びその化合物	0.01 以下		150 以下
19	砒素及びその化合物	0.01 以下		150 以下
20	ふっ素及びその化合物	0.8 以下		4,000 以下
21	ほう素及びその化合物	1 以下	4,000 以下	
22	シマジン	第3種特定有害物質 農薬等	0.003 以下	
23	チウラム		0.006 以下	
24	チオベンカルブ		0.02 以下	
25	PCB		検出されないこと	
26	有機りん化合物		検出されないこと	

(注) * : 遊離シアン

表 4-8 土壌汚染対策法に基づく区域指定

(1) 要措置区域

(令和 7 年 12 月 1 日現在)

区域	指定年月日	所在地	面積(m ²)	調査契機	特定有害物質の種類
要措置区域	H30. 8. 31	小浜市駅前町11号称丸1番6、12号流田1番24、13号柳原1番21、14号茶木1番17および17号千軒1番4の各一部	2, 217. 88	第 3 条	クロロエチレン 1, 1, 1-トリクロロエタン トリクロロエチレン ほう素及びその化合物
要措置区域	R5. 3. 13	福井市山奥町54字4番の一部	151. 67	第 3 条	テトラクロロエチレン

(2) 形質変更時要届出区域

(令和 7 年 12 月 1 日現在)

区域	指定年月日	所在地	面積(m ²)	調査契機	特定有害物質の種類
形質変更時 要届出区域	H18. 11. 1	福井市坂下町 7 字向棚田 6 番地ほかの一部	5, 393	第 3 条	1, 2-ジクロロエタン 1, 1-ジクロロエチレン シス-1, 2-ジクロロエチレン ジクロロメタン テトラクロロエチレン 1, 1, 1-トリクロロエタン 1, 1, 2-トリクロロエタン トリクロロエチレン ベンゼン
形質変更時 要届出区域	H22. 11. 29	鯖江市御幸町 1 丁目 216-3、216-4 の各一部	64	第 3 条	ふっ素及びその化合物
形質変更時 要届出区域	H23. 10. 21	敦賀市鉄輪町 1 丁目 6 番 8 および 6 番 63 の各一部	174. 3	第 4 条	鉛及びその化合物
形質変更時 要届出区域*	H25. 10. 11 H26. 9. 26 (一部追加)	大飯郡高浜町菌部 41 字中奥田 2 番 2、15 番、16 番、17 番、18 番、19 番 1、42 字水泓 2 番 1、3 番 1、4 番 1 および 5 番 1 の各一部	9, 516. 43	第 4 条	砒素及びその化合物
形質変更時 要届出区域	H25. 12. 13	勝山市村岡町三谷 32 字 11-1 および 11-5 の各一部	111. 9	第 4 条	ふっ素及びその化合物
形質変更時 要届出区域*	H26. 6. 6	大飯郡高浜町宮崎 64 字草無 7 番 1、8 番 1、9 番	2, 710. 96	第 4 条	砒素及びその化合物
形質変更時 要届出区域*	H26. 7. 18	大飯郡高浜町宮崎 86 号 16 番 1、16 番地 5、23 番地 2、23 番地 5、23 番地 6、26 番地 2、37 番地 1 の一部、59 番地 1	7, 650	第 4 条	砒素及びその化合物
形質変更時 要届出区域	H27. 10. 19 H31. 2. 28 (一部解除)	福井市文京 4 丁目 2301-1、2301-2、2302-1、2302-2、2303、2327 の各一部	400	第 3 条	砒素及びその化合物
形質変更時 要届出区域	H27. 11. 18	福井市松本 1 丁目 239 番	312. 97	第 3 条	六価クロム化合物 シアン化合物 ふっ素及びその化合物
形質変更時 要届出区域	H28. 6. 8 H31. 1. 29 (一部解除)	鯖江市神中町 2 丁目 501 番 9 の一部	100	第 3 条	ふっ素及びその化合物

区域	指定年月日	所在地	面積(m ²)	調査契機	特定有害物質の種類
形質変更時 要届出区域	H28. 6. 8 H31. 1. 29 (一部解除)	鯖江市神中町2丁目501番25 の一部	321.57	第14条	ふっ素及びその化合物
形質変更時 要届出区域	H28. 7. 27	福井市花堂東1丁目101番地 の一部	400	第14条	鉛及びその化合物
形質変更時 要届出区域*	H29. 7. 4	三方上中郡若狭町鳥浜55号渡 川34番1、34番2、34番3、 35番、36番、37番、62番、 79番	3,585.42	第4条	砒素及びその化合物
形質変更時 要届出区域*	H29. 11. 17 H30. 11. 16 (一部追加)	敦賀市若泉町22番の一部、24 番、25番の一部、30番、31番 、36番、37番の一部、39番の 一部、43番の一部、44番の一 部、45番の一部、46番の一部 、47番の一部、51番の一部、 57番の一部、58番の一部およ び59番の一部	4,638.14	第14条	鉛及びその化合物 砒素及びその化合物
形質変更時 要届出区域	H30. 8. 31	小浜市駅前町11号称丸1番6、12 号流田1番24、17号千軒1番4お よび8号伊原1番18の各一部	443.99	第3条	鉛及びその化合物
形質変更時 要届出区域*	R1. 11. 8	大飯郡高浜町菌部40字西奥田1 番1の一部、2番1の一部、3番1、 4番1、5番1、6番1、7番1、8番1 、9番1、10番1、11番1、12番1、 13番1、14番1、15番1、16番1、 17番1、18番1、19番1および20番 1	18,801	第4条	砒素及びその化合物
形質変更時 要届出区域	R2. 3. 19	鯖江市御幸町1丁目 201-1の一部	50	第3条	ふっ素及びその化合物
形質変更時 要届出区域*	R2. 3. 27	大飯郡高浜町宮崎50字南祢端 13番の一部、51字中橋1番2、2番 2、3番2、4番1、7番、7番地先道 路敷、8番、9番、10番1、10番3 の一部、12番1の一部、15番、16 番の一部、17番の一部、17番地 先道路敷の一部、18番の一部、 18番地先道路敷の一部	5,370.21	第4条	砒素及びその化合物
形質変更時 要届出区域*	R2. 5. 12	大飯郡高浜町宮崎49字北祢端1 番1の一部、1番6、2番1の一部、 2番5、3番1の一部、4番1の一部 、4番5、5番1の一部、5番2の一 部、14番1の一部、15番1の一部 、15番2の一部、16番1の一部、 17番1の一部、29番1の一部、30 番の一部、35番の一部、4番1地 先道の一部、15番2地先道の一 部	1,836.26	第4条	砒素及びその化合物
形質変更時 要届出区域	R2. 8. 11	敦賀市泉165号唐子崎6番3なら びに敦賀市泉165号唐子崎6番2 、6番5、9番3、11番および12番 の2の各一部	4,983.3	第14条	鉛及びその化合物、砒素及び その化合物、ふっ素及びその 化合物、ほう素及びその化合 物

区域	指定年月日	所在地	面積(m ²)	調査契機	特定有害物質の種類
形質変更時 要届出区域* (一部)	R3. 3. 9	敦賀市若泉町3番、674番2および676番2の各一部、敦賀市津内59号四町田東2番1、26番および27番の各一部、敦賀市津内74号深川10番および18番の各一部	13,464	第4条	六価クロム化合物 鉛及びその化合物 砒素及びその化合物
形質変更時 要届出区域*	R3. 3. 23	敦賀市若泉町3番の一部	2,366	第14条	鉛及びその化合物 砒素及びその化合物
形質変更時 要届出区域*	R3. 9. 14	大飯郡高浜町宮崎63字東丁田2番1、3番1、4番1の一部、22番1、23番1	4,059.35	第4条	砒素及びその化合物
形質変更時 要届出区域	R4. 5. 6 R7. 6. 3 (一部解除)	越前市北府2丁目203字東中島53番の一部、58番の一部、65番の一部、74番の一部	198.75	第3条	砒素及びその化合物
形質変更時 要届出区域	R6. 3. 7	鯖江市御幸町1丁目216番6及び216番7の一部	70	第3条	ふっ素及びその化合物
形質変更時 要届出区域	R6. 3. 7	鯖江市御幸町1丁目216番5及び216番6の一部	70	第3条	ふっ素及びその化合物
形質変更時 要届出区域*	R6. 9. 17	三方上中郡若狭町北前川39号宮之下4番1、4番7、4番8の一部、5番1、5番2、5番3の一部、6番1、6番2、6番3の一部、7番、8番、9番の一部、13番1、14番1、8番地先水路、14番1地先水路、8番地先里道、14番1地先里道	3914.31	第4条	砒素及びその化合物
形質変更時 要届出区域*	R6. 11. 26	三方上中郡若狭町北前川39号11番、12番、11番地先水路、12番地先水路、11番地先里道、12番地先里道、北前川60号1番1、1番1地先水路、1番1地先里道	1,732	第4条	砒素及びその化合物
形質変更時 要届出区域*	R6. 12. 24	越前市塚町4字庄内29番1、29番2、29番3、30番2	4044.4	第4条	砒素及びその化合物
形質変更時 要届出区域*	R7. 7. 15	三方上中郡若狭町北前川60号4番1の一部、5番	625	第14条	砒素及びその化合物

(注) * : 自然由来特例区域

(資料 : 環境政策課)

表 4-9-1 観測井における地下水位の経年変化

(単位：管頭下m)

観測井	水位	S54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	H1	2	3	4	5	6
木田 (28m井)	最高	15.74	13.85	14.02	13.65	13.14	13.78	13.54	13.19	12.33	12.51	11.74	11.86	10.23	10.74	10.55	10.15
	最低	21.00	23.30	25.06	20.42	21.39	24.67	23.42	24.68	20.08	19.02	17.14	20.02	20.27	17.10	16.95	19.67
	変動差	5.26	9.45	11.04	6.77	8.25	10.89	9.88	11.49	7.75	6.51	5.40	8.16	10.04	6.36	6.40	9.52
	年平均	17.81	16.82	17.80	16.36	16.52	17.05	17.25	16.82	15.28	14.82	14.24	14.78	14.34	13.88	12.97	13.49
木田 (130m井)	最高	15.00	13.10	13.80	12.75	12.20	13.35	12.70	12.26	11.50	11.62	10.99	11.18	9.78	10.26	9.74	9.62
	最低	26.20	31.45	35.60	27.00	26.80	33.00	28.70	33.42	25.26	23.60	20.36	28.74	27.10	20.54	21.08	24.50
	変動差	11.20	18.35	21.80	14.25	14.60	19.65	16.00	21.16	13.76	11.98	9.37	17.56	17.32	10.28	11.34	14.88
	年平均	19.72	18.88	19.75	17.97	17.95	18.76	18.33	18.03	16.63	15.91	15.35	15.75	15.52	14.90	13.86	14.38
下荒井 (51m井)	最高	12.09	10.19	10.31	8.80	8.93	8.71	9.07	8.30	7.32	7.20	6.49	5.72	4.76	5.16	5.12	4.84
	最低	17.80	23.19	26.38	18.80	18.30	23.88	20.36	23.09	17.30	14.90	11.95	15.97	15.96	10.56	11.76	13.56
	変動差	5.71	13.00	16.07	10.00	9.37	15.17	11.29	14.79	9.98	7.70	5.46	10.25	11.20	5.40	6.64	8.72
	年平均	14.55	13.54	13.91	11.72	11.29	11.88	11.87	11.47	9.39	8.86	8.26	7.84	7.41	7.40	6.86	7.24

(単位：管頭下m)

観測井	水位	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22
木田 (28m井)	最高	8.86	9.79	9.40	9.04	8.56	8.28	8.08	9.68	9.56	8.20	8.16	7.00	6.50	6.23	5.23	5.34
	最低	20.02	20.27	16.77	17.70	17.24	16.48	20.34	16.36	17.88	20.28	22.38	19.69	11.15	15.47	13.77	16.10
	変動差	11.16	10.48	7.37	8.66	8.68	8.20	12.26	6.68	8.32	12.08	14.22	12.69	4.65	9.24	8.54	10.76
	年平均	12.42	12.91	12.16	11.04	11.21	10.69	11.78	11.67	11.32	10.92	10.85	9.10	7.73	7.91	6.80	7.32
木田 (130m井)	最高	8.32	9.22	8.80	8.32	7.84	8.00	7.68	7.28	7.36	6.56	7.34	6.70	6.46	6.36	5.50	5.50
	最低	24.90	27.12	20.86	22.20	22.40	21.92	28.32	16.88	22.00	23.68	25.38	24.42	15.92	21.38	18.86	22.26
	変動差	16.58	17.90	12.06	13.88	14.56	13.92	20.64	9.60	14.64	17.12	18.04	17.72	9.46	15.02	13.36	16.76
	年平均	13.20	13.77	12.97	11.62	11.93	11.24	10.77	10.18	9.85	9.95	10.89	9.84	8.46	8.75	7.41	8.32
下荒井 (51m井)	最高	4.04	3.60	4.28	3.84	3.44	3.12	2.84	2.48	2.64	2.16	2.28	3.08	2.68	2.44	2.08	2.02
	最低	16.34	15.92	10.60	11.40	12.00	10.64	13.28	10.96	10.20	12.64	13.08	12.72	6.24	9.48	7.76	9.50
	変動差	12.30	12.32	6.32	7.56	8.56	7.52	10.44	8.48	7.56	10.48	10.80	9.64	3.56	7.04	5.68	7.48
	年平均	6.52	6.79	6.35	5.46	5.41	4.49	4.09	3.85	3.88	3.61	4.67	4.59	3.57	3.52	2.88	3.06

(単位：管頭下m)

観測井	水位	23	24	25	26	27	28	29	30	R1	2	3	4	5	6
木田 (28m井)	最高	5.44	5.69	5.51	5.35	5.07	4.42	4.31	4.09	3.77	3.20	3.73	3.98	3.78	3.22
	最低	21.48	18.02	13.41	15.57	15.69	15.20	15.40	23.02	8.83	9.41	17.67	16.36	17.59	10.86
	変動差	16.04	12.33	7.90	10.22	10.62	10.78	11.09	18.93	5.06	6.21	13.94	12.38	13.81	7.64
	年平均	7.95	7.73	7.24	7.06	6.74	6.25	6.37	7.30	4.78	4.15	5.90	6.24	5.92	4.07
木田 (130m井)	最高	5.58	5.46	5.84	5.62	5.32	4.70	4.80	4.12	3.56	2.96	1.77	3.03	1.74	1.41
	最低	29.64	23.98	19.96	20.40	20.70	21.84	20.96	31.42	14.42	13.52	22.10	19.92	25.41	14.82
	変動差	24.06	18.52	14.12	14.78	15.38	17.14	16.16	27.30	10.86	10.56	20.33	16.89	23.67	13.41
	年平均	8.37	8.44	8.02	7.77	7.57	7.59	7.59	8.49	5.10	4.88	6.33	5.70	6.87	4.03
下荒井 (51m井)	最高	2.29	2.02	1.72	1.75	1.50	1.33	1.13	1.16	1.15	0.93	0.76	1.00	1.50	2.77
	最低	12.76	10.70	7.20	8.19	9.23	8.71	9.42	14.01	5.27	5.23	10.49	8.45	10.70	5.25
	変動差	10.47	8.68	5.48	6.44	7.73	7.38	8.29	12.85	4.12	4.30	9.73	7.45	9.20	2.48
	年平均	3.66	3.19	2.75	2.64	2.57	2.29	2.23	2.92	1.69	1.75	1.85	2.45	3.28	3.00

(資料：環境政策課)

表 4-9-2 観測井における経年沈下量

(単位: mm)

観測井	収縮量	S54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	H1	2	3	4	5	6
木田 (28m井)	年総量	1.46	2.10	1.70	0.86	1.06	5.19	1.48	1.19	1.69	0.38	0.31	1.13	0.93	0.78	-0.19	1.27
	累積	6.80	8.90	10.60	11.46	12.52	17.71	19.19	20.38	22.07	22.45	22.76	23.89	24.82	25.60	25.41	26.68
木田 (130m井)	年総量	-4.04	13.11	-1.43	-0.39	4.07	18.97	-2.48	-5.12	1.17	1.86	2.07	0.29	3.58	0.23	-2.24	0.89
	累積	11.99	25.10	23.67	23.28	27.35	46.32	43.84	38.72	39.89	41.75	43.82	44.11	47.69	47.92	45.68	46.57
下荒井 (51m井)	年総量	1.23	6.65	3.70	2.91	2.66	11.93	0.12	2.05	2.22	0.56	0.12	0.84	3.67	2.40	-0.60	3.28
	累積	36.03	42.68	46.38	49.29	51.95	63.88	64.00	66.05	68.27	68.83	68.95	69.79	73.46	75.86	75.26	78.54

(単位: mm)

観測井	収縮量	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22
木田 (28m井)	年総量	0.47	0.41	0.25	-0.16	0.88	-0.12	0.60	0.18	0.38	-0.56	3.88	-2.22	-0.33	0.79	0.54	0.33
	累積	27.15	27.56	27.81	27.65	28.53	30.92	31.52	31.70	32.08	31.52	35.40	33.18	32.85	33.64	34.18	34.51
木田 (130m井)	年総量	1.87	-0.80	-1.36	-2.88	6.12	-4.76	-0.64	1.27	-1.31	-1.08	24.96	-20.38	-1.59	-1.21	3.91	3.83
	累積	48.44	47.64	46.28	43.40	49.52	50.64	50.00	51.27	49.96	48.88	73.84	53.46	51.87	50.66	54.57	58.40
下荒井 (51m井)	年総量	4.16	-1.08	0.56	-0.36	2.32	-0.20	0.64	2.88	1.08	-0.72	9.88	-5.24	-0.88	0.60	1.84	1.04
	累積	82.70	81.62	82.18	81.82	84.14	93.96	94.60	97.48	98.56	97.84	107.72	102.48	101.60	102.20	104.04	105.08

(単位: mm)

観測井	収縮量	23	24	25	26	27	28	29	30	R1	2	3	4	5	6
木田 (28m井)	年総量	1.03	0.13	0.03	1.55	-0.82	0.74	0.50	1.02	-0.31	0.62	0.90	0.30	0.32	-0.66
	累積	35.54	35.67	35.70	37.25	36.43	37.17	37.67	38.69	38.38	39.00	39.90	40.20	40.52	39.86
木田 (130m井)	年総量	-4.33	-0.30	-0.02	8.39	-11.20	1.41	3.45	-0.29	-4.83	5.24	8.16	-3.84	-2.70	-6.14
	累積	54.07	53.77	53.75	62.14	50.94	52.35	55.80	55.51	50.68	55.92	64.08	60.24	57.54	51.40
下荒井 (51m井)	年総量	1.51	0.49	-0.14	3.79	-2.94	1.74	0.88	2.65	-1.16	2.44	2.60	-0.84	-0.58	-2.12
	累積	106.59	107.08	106.94	110.73	107.79	109.53	110.41	113.06	111.90	114.34	116.94	116.10	115.52	113.40

備考 年総量は1月～12月までの観測の結果である。

(資料: 環境政策課)

(注) 年総量の-は隆起

表4-10-1 福井平野における水準測量結果

水準点番号	水準点所在地	変 動 量														年 間 変 動	累 積 (S50~H28)	対 象 地 域	測 定 機 関
		S51	S52	S53	S54	S54~S56	S56~S60	S60~S63	S63~H4	H4~H8	H8~H12	H12~H16	H16~H20	H20~H24	H24~H28				
1 (1) 一級水準測量路線(旧国道8号線(基15から910-1))																			
基 15	あわら市熊坂	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	国	
008-390	笹岡	1.7	0.2	0.0	1.4	▲0.7												(2.6)	
008-391	笹岡	1.0	3.0	▲1.6	2.4	▲0.8	34.3					1.3	1.5	3.9	0.8	0.2	45.8	〃	
893	笹岡	▲0.7	1.0	▲2.7	1.4	▲1.1	2.9	2.5	▲0.3	▲0.6	▲0.1	▲0.1	1.9	▲0.2	▲0.1	3.9	〃	〃	
008-392	前谷	▲1.3	5.5	▲3.6	0.4	▲0.1	4.7	3.3	0.2	▲0.9	0.8	▲0.5	2.2	▲0.6	▲0.2	10.1	〃	〃	
894	中川	▲2.9	4.1	▲2.7	▲1.2	1.2	0.5	2.8	▲0.8	▲2.1	0.5	▲0.5	1.4	▲1.4	▲0.4	▲1.1	〃	〃	
895	瓜生	▲2.2	6.3	▲2.0	▲9.2	11.8	▲0.6	4.4	1.0	1.4	11.1	3.6	▲1.2	▲3.2	▲0.8	21.2	〃	〃	
008-395	坂井市坪江				事故		再設	3.8	亡失								(3.8)	〃	
008-396	長畝	▲0.2	7.8	▲1.5	▲4.9	5.2			亡失								(6.4)	〃	
896	長畝	0.8	7.7	▲3.1	▲6.8	0.2	5.8	5.0	1.9	▲1.9	▲0.2	3.0	2.3	▲0.8	▲0.2	13.9	〃	〃	
008-398	谷町1丁目	▲1.8	5.7	▲0.9	▲7.1	1.0	7.4	4.0	3.3	▲2.3	0.6	1.3	2.5	▲1.1	▲0.3	12.6	〃	〃	
950257A														設置				〃	
897	谷町3丁目	▲1.3	5.1	▲0.4	▲7.6	0.5	▲0.1	5.7	3.9	3.5	▲2.1	▲0.3	1.2	2.0	▲1.5	▲0.4	8.6	〃	
008-399	共栄	設置	6.2	▲0.3	▲6.7	2.6	3.5	6.9	4.0	3.3	3.0	0.8	2.0	2.8	▲0.9	▲0.2	27.2	〃	
008-400	吉政	▲0.7	7.2	▲2.1	▲7.8	1.4	2.4	4.3	1.9	2.5	▲5.0	亡失					(4.1)	〃	
898	高柳	0.0	8.1	▲1.4	▲6.9	3.5	9.6	6.3	4.0	3.6	▲0.8	0.1	1.8	2.6	▲1.5	▲0.4	29.0	〃	
008-401	北横地	▲1.2	9.0	▲1.3	▲6.4	1.7	3.6	5.9	3.6	2.8	▲1.5	1.5	2.8	1.0	▲1.3	▲0.3	19.2	〃	
899	寄安	0.1	11.2	▲4.4	▲5.6	2.0	2.6	4.7	2.5	1.5	▲2.3	0.5	2.1	▲1.3	▲2.5	▲0.6	11.1	〃	
900	福井市下森田核町	2.8	12.1	▲4.2	▲5.5	2.5	8.2	5.6	10.0	5.0	▲0.7	0.6	5.0	1.1	▲0.9	▲0.2	41.6	〃	
901	高木北1丁目	0.3	9.2	▲1.4	▲5.3	4.3	9.5	5.3	4.6	4.1	1.9	▲0.9	5.4	▲0.1	1.6	0.4	38.5	〃	
902	文京1丁目	▲3.1	11.3	▲3.3	▲6.4	6.4	15.1	4.2	3.3	2.1	▲1.5	▲3.2	4.3	0.1	0.1	0.0	29.4	〃	
交5258	松本2丁目	▲3.4	11.3	▲1.4	▲4.0	5.0	13.0	4.1	3.9	6.7	▲2.3	▲3.6	6.0	▲1.3	▲0.6	▲0.2	33.4	〃	
903	大手3丁目	▲3.8	15.2	6.0	0.0	18.8	16.8	4.4	11.0	7.8	0.0	▲4.0	7.6	▲3.0	▲0.8	▲0.2	76.0	〃	
008-410	大手3丁目	▲4.4	11.0	▲0.7	▲0.2	14.8	17.0	5.1	19.6	亡失							(62.2)	〃	
008-411	毛矢1丁目	▲3.8	6.9	▲2.4	▲3.0	2.8	12.9	亡失									(13.4)	〇	
904	西木田1丁目	▲3.7	11.2	1.9	▲1.7	4.6	19.8	5.7	10.4	0.7	▲3.5	▲9.5	8.1	▲2.7	▲1.9	▲0.5	39.4	〇	
008-412	みのり1丁目	▲0.3	4.4	▲0.3	4.6	▲0.4	14.1	4.2	4.0	亡失							(30.3)	〇	
125	みのり1丁目																	6.5	〇
905	花堂北2丁目	▲2.6	▲1.6	▲4.0	0.7	▲6.9	3.5	1.6	0.2	0.4	▲1.2	▲1.2	0.3	0.2	▲1.0	▲0.3	▲11.6	〇	
008-413	花堂中1丁目	▲1.2	12.7	1.7	▲2.2	1.7	12.8	事故	—	1.5	0.6	▲1.2	8.4	3.3	1.4	0.4	39.5	〇	
906	下荒井町	6.4	23.6	8.4	▲1.8	2.6	14.5	2.2	3.6	3.0	▲2.3	▲2.0	1.1	1.3	2.0	0.5	62.6	〇	
008-415	今市町	9.2	26.1	10.1	事故	再設	27.7	8.3	再設			▲1.2	0.6	1.8	12.4	3.1	82.6	〃	
008-416	今市町	▲4.8	8.4	1.5	▲6.5	▲2.6	7.5	亡失									(3.5)	〃	
907	今市町	▲7.0	3.4	0.8	▲5.0	▲1.5	8.2	3.2	3.5	0.3	▲2.3	0.9	1.2	▲2.1	2.4	0.6	6.0	〃	
008-417	真木町	設置	11.6	3.3	▲0.7	1.9	8.8	9.4	13.7	▲1.3	▲0.6	▲0.8	亡失				(45.3)	〃	
008-418	浅水二丁目	4.7	15.6	5.1	6.3	13.2	16.7	16.8	17.4	4.3	5.7	1.6	4.3	▲0.5	▲3.1	▲0.8	108.1	〃	
908	下江尻町	▲9.0	1.2	▲0.8	1.5	1.2	▲1.7	6.1	4.2	▲3.8	▲1.5	▲1.5	▲1.7	▲2.8	▲3.9	▲1.0	▲12.5	〃	
909	鯖江市神明町	▲3.1	▲1.2	0.2	2.1	▲1.5	2.1	3.9	4.7	▲2.0	▲1.5	▲1.2	▲1.6	▲1.6	▲0.7	▲0.2	▲1.4	〃	
960579A																		設置	
910	水落町	▲5.3	▲2.3	▲1.4	2.4	▲1.3	1.4	0.7	3.1	▲1.1	▲0.8	0.8	▲3.4	▲2.1	▲0.4	▲0.1	▲9.7	〃	
38	上河端町	▲2.1	0.0	▲0.1	1.8	1.0	1.7	0.9	9.0			2.0	▲4.0	▲2.1	▲0.1	▲0.0	8.0	〃	
910-1 仮不動点	新町	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	▲2.4	0.0	0.0	0.0	▲2.4	〃	〃	
1 (2) 一級水準測量路線(九頭竜川左岸通り(附21から15))																			
付21 仮不動点	坂井市梶	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	国	
44012-006	安島	▲0.1	▲0.6	0.2	1.3	8.9	1.0	再設	0.3	▲0.2	1.7	▲0.3	1.0	0.6	0.5	0.1	14.3	〃	
44012-004	安島	1.4	▲2.3	0.0	1.2	3.1	▲1.5	▲0.8	1.1	▲1.1	事故	▲0.4	2.0	0.0	0.6	0.2	(3.3)	〃	
44012-002	米ヶ脇	事故	2.4	▲1.0	3.4	3.9	67.3	3.4	1.5	3.8	1.6						(91.0)	〃	
44012-002														再設	1.6	0.4	1.6	〃	
44012-000	元新	5.0	▲0.3	▲0.1	4.9	7.5	7.6	5.8	3.8	7	亡失	2.4	1.0	0.1	2.1	0.5	46.8	〃	
3244	新保	1.9	3.4	▲6.3	3.7	1.2	▲0.9	2.8	▲1.9	2.1	1.8	0.2	2.8	▲2.2	1.7	0.4	10.3	〃	
3245	下野	20.6	34.6	16.0	22.4	27.6	52.0	30.2	24.5	24.6	16.1	14.7	19.1	6.0	64.6	16.2	373.0	〃	
41	下野	設置	2.0	18.2	19.0	29.4	13.0	5.5	7.3	4.7	▲1.2	6.8	▲5.2	3.2	0.8	102.7	〃		
3246	福井市砂子田町	13.8	29.7	3.6	15.0	15.3	28.5	18.7	10.8	16.8	9.8	6.5	13.1	0.2	亡失	(181.8)	〃		
42	昭和新町	設置	▲10.0	7.5	2.6	8.0	7.2	▲2.4	5.7	1.0	▲1.8	5.7	▲7.1	3.0	0.8	19.4	〃		
43	三宅町	設置	▲16.0	1.1	▲1.5	0.7	4.0	▲2.8	4.6	0.0	▲0.2	5.4	▲6.9	4.3	1.1	▲7.3	〃		
3247	布施田町	1.9	21.9	▲1.2	3.3	7.6	21.2	11.0	3.9	11.1	3.7	6.2	11.4	▲3.9	6.8	1.7	104.9	〃	
3248	江上町	▲2.2	9.7	▲5.1	▲3.2	2.1	2.2	7.3	2.8	5.7	7.4	4.1	9.3	▲2.2	6.7	1.7	44.6	〃	
3249	田ノ谷町	0.7	10.8	1.8	▲1.9	4.0	17.4	7.5	3.8	9.8	4.8	1.7	11.6	▲1.1	5.1	1.3	76.0	〃	
3250	地藏堂町	▲0.6	12.1	1.4	▲1.2	9.7	17.4	9.8	18.6	10.1	4.6	4.5	亡失				(86.4)	〃	
3250														再設	1.8	3.2	0.8	5.0	
3251	文京6丁目	▲0.6	15.3	0.5	▲3.3	7.5	15.9	再設	6.2	4.1	▲0.7	▲4.7	4.5	▲1.1	▲0.1	▲0.0	43.5	〃	
15	乾徳2丁目	▲4.4	17.6	8.3	0.4	13.2	69.7	36.7	32.7	19.7	12.7	14.1	21.4	4.7	4.5	1.1	251.3	〃	
2 (1) 福井平野北部(坂井郡).....三国町梶からあわら市矢地(44012-008から44032-002)																			
44012-008	坂井市梶	3	0	▲1	1	0	3	2	再設	2	▲2	1	1	▲2	1	0.3	9.0	県	
44012-010	平山	3	0	0	1	1	6	0	▲1	1	▲2	2	1	▲2	3	0.8	13.0	〃	
44012-012	加戸	6	7	3	▲2	3	23	6	▲1	1	1	3	2	3	4	1.0	59.0	〃	
44012-014	あわら市田中々	6	8	4	0	7	22	6	4	再設	4	3	4	2	3	0.8	73.0	〃	
44013-000	国影	3	9	8				13	▲5	3	1	1	5	0	3	0.8	41.0	〃	
44013-002	あわら市坂の下	4	8	1				再設	▲1	2	2	2	0	2	2	0.5	9.0	〃	
44032-000	菅野	▲4	4	▲6				5	再設	▲3	2	2	▲6	▲1	0	0.0	▲7.0	〃	
44032-002	矢地	▲1	6	▲4				10	6	0	6	2	3	1	0.3	31.0	〃		
2 (2																			

(単位: mm、▲: 隆起)

水準点番号	水準点所在地	変 動 量														年間変動	累 積 (S50~H28)	対 象 地 域	測 定 機 関	
		S51	S52	S53	S54	S54~S56	S56~S60	S60~S63	S63~H4	H4~H8	H8~H12	H12~H16	H16~H20	H20~H24	H24~H28					
2 (3) 福井平野北部(坂井部).....坂井町官領～春江町江留上(7から11)																				
8	坂井市布施田新	4	21	0	▲3	5	14	6	2	4	▲2	0	7	▲7	3	0.8	54.0	県		
9	高江	0	17	▲3	▲4	5	4	5	1	6	▲2	0	4	▲5	2	0.5	30.0	〃		
10	西太郎丸	2	17	▲5	▲1	7	7	6	4	9	再設	1	6	▲10	0	0.0	43.0	〃		
11	江留上	4	11	▲7	▲3	5	3	8	2	5	▲2	0	11	▲2	1	0.3	36.0	〃		
3 福井市南部地域(対象地域)																				
008-411	福井市毛矢1丁目	▲3.8	6.9	▲2.4	▲3.0	2.8	12.9	亡失									(13.4)	〇	国	
904	西木田1丁目	▲3.7	11.2	▲1.7	▲1.7	4.6	19.8	5.7	10.4								39.4	〇	〃	
26	春日3丁目	▲6	9	1	▲4	3	18	5	8	8	▲4	▲3	5	7	7	1.8	54	〇	市	
101	月見4丁目						設置	16	16	10	13	4	10	3	2	0.5	74	〇	〃	
008-412	みのり1丁目	▲0.3	4.4	▲0.3	4.6	▲0.4	14.1	4.2	4.0	亡失							(30.3)	〇	国	
125	みのり1丁目							設置		▲1	2	3	2	0.5	0.1	6.5	〇	国・市		
26-1	木田1丁目	設置	13	1	▲2	2	22	2	7	0	▲8	▲6	6	7	0	0.0	44	〇	市	
26-2	木田1丁目	設置	12	1	▲2	1	24	2	7	1	▲9	▲6	5	▲1	0	0.0	35	〇	〃	
27	下馬町	▲5	6	▲3	▲2	▲2	17	▲1	10	8	0	▲7	5	▲2	0	0.0	24	〇	〃	
905	花堂北2丁目	▲2.6	▲1.6	▲4.0	0.7	▲6.9	3.5	1.6	0.2	0.4	▲1.2	▲1.2	0.3	0.2	▲1.0	▲0.3	▲11.6	〇	国	
30	羽水1丁目	▲6	5	▲5	▲1	6	11	再設	14	8	▲1	0	9	0	2	0.5	42	〇	市	
008-413	花堂中1丁目	▲1.2	12.7	1.7	▲2.2	1.7	12.8	事故	再設	1.5	0.6	▲1.2	8.4	3.3	1.4	0.4	39.5	〇	国	
107	下六条町						設置	19	20	12	6	▲2	9	1	4	1.0	69	〇	市	
28	小稲津町	▲5	2	▲1	0	▲3	11	0	0	5	▲1	▲3	2	▲1	0	0.0	6	〇	〃	
103	江守中町						設置	5	10	0	3	▲4	2	1	2	0.5	19	〇	〃	
104	西谷2丁目						設置	7	14	2	5	▲2	6	5	1	0.3	38	〇	〃	
105	大島町						設置	5	7	1	0	▲1	4	0	0	0.0	16	〇	〃	
110	江端町						設置	11	7	▲2	1	4	1	▲1	▲0.3	21	〇	〃		
31	大町	▲2	8	1	▲2	1	13	2	6	3	1	▲2	3	0	▲1	▲0.3	31	〇	〃	
32	下六条町	▲5	7	3	▲2	▲1	15	5	10	12	4	3	6	6	2	0.5	65	〇	〃	
40	下荒井町	設置	31	11	▲3	6	22	6	7	6	1	0	5	5	6	1.5	87	〇	〃	
906	下荒井町	6.4	23.6	8.4	▲1.8	2.6	14.5	2.2	3.6	3.0	▲2.3	▲2.0	1.1	1.3	2.0	0.5	62.6	〇	国	
4 (1) 対象地域を除く福井市.....北西部																				
113	福井市灯明寺2丁目	▲2			▲1	1		11	12	10	5	▲5	▲1					(42)	〇	市
14	新田塚町		10	2	▲1								設置	▲2	▲2	▲0.5	▲4	〇	〃	
118	八ツ島町								設置	15	0	0	7	0	0	0.0	22	〇	〃	
100-1	文京3丁目						設置	0	6	6	2	▲5	5	▲1	▲1	▲0.3	12	〇	〃	
100-2	文京3丁目						設置	1	6	6	3	▲3	5	▲2	▲1	▲0.3	15	〇	〃	
15-1	乾徳2丁目						設置	14	13	3	▲2	10	▲2	4	1.0	40	〇	〃		
108	菅谷2丁目						設置	11	12	7	5	10	1	1	0.3	47	〇	〃		
119	学園1丁目						設置	14	6	▲1	10	2	4	1.0	35	〇	〃			
16	光陽4丁目	5	22	8	0	19	再設	14	10	11	3	1	6	3	3	0.8	105	〇	〃	
109	照手2丁目						設置	11	8	2	▲5	8	▲1	1	0.3	24	〇	〃		
117	順化2丁目						設置	5	0	▲3	8	▲1	0	0.0	9	〇	〃			
4 (2) 対象地域を除く福井市.....北東部																				
20	福井市高木町	2	6	▲2	▲4	2	再設	10	6	13	▲3	1	6	0	1	0.3	38	〇	市	
21	大和田町	10	8	▲1	0	1	11	3	2	5	▲5	3	4	0	1	0.3	42	〇	〃	
22	北野上町	5	0	▲4	▲2	▲6	9	▲1	2	3	▲8	5	3	▲1	0	0.0	5	〇	〃	
114	高柳町								設置	10	4	8	亡失				(22)	〇	〃	
115	大和田町								設置	9	2	1	6	▲2	1	0.3	17	〇	〃	
116	開発4丁目								設置	8	0	0	6	▲1	0	0.0	13	〇	〃	
111	四ッ井2丁目								設置	3	▲6	0	亡失				(▲1)	〇	〃	
5257	新保1丁目	2	7	▲4	0	▲7	13	0	3	1	▲1	0	5	▲2	0	0.0	17	〇	〃	
5256	上中町	0	3	▲4	▲3	▲2	6	▲2	3	2	▲9	3	3	▲2	0	0.0	▲2	〇	〃	
3259	原目町	▲1	3	▲3	▲1	▲2	12	▲5	3	3	▲5	1	4	▲3	0	0.0	6	〇	〃	
福井原標	大手3丁目						再設	9	6	4	▲2	▲2	8	▲2	0	0.0	21	〇	〃	
23	御幸2丁目	▲4	12	8	▲6	5	19	4	6	4	▲4	3	5	25	0	0.0	77	〇	〃	
106	成和2丁目						設置	5	8	6	▲2	▲1	5	▲1	1	0.3	21	〇	〃	
120	間壁2丁目								設置	7	▲5	▲2	6	▲4	▲1	▲0.3	1	〇	〃	
3260	河水町	▲5	3	▲4	0	▲2	11	▲1	2	5	▲7	▲1	5	▲3	▲2	0.5	1	〇	〃	
24	和田東町	▲6	8	▲1	▲5	▲2	20	1	再設	1	▲3	▲1	4	▲1	0	0.0	15	〇	〃	
25	曾万布町	▲9	3	▲7	3	▲8	13	再設	3	0	▲3	▲4	3	▲2	▲1	▲0.3	▲9	〇	〃	
3261	荒木町	▲8	▲1	▲5	1	▲6	5	▲3	1	2	▲4	▲2	3	▲3	▲2	▲0.5	▲22	〇	〃	
29	稲津町	▲5	0	▲1	3	▲5	6	1	2	5	▲4	▲1	4	▲2	▲2	▲0.5	1	〇	〃	
4 (3) 対象地域を除く福井市.....南西部																				
112	福井市加茂河原2丁目							設置	5	3	▲3	▲3	4	0	▲1	▲0.3	5	〇	市	
19	足羽2丁目	0	16	7	4	▲4	27	2	6	2	4	▲13	6	▲2	4	1.0	59	〇	〃	
44	足羽1丁目												設置					〇	〃	
102	岩杉町						設置	10	14	7	2	1	8	4	2	0.5	48	〇	〃	
17	福新町	2	15	0	▲4	4	16	10	10	4	1	0	8	3	1	0.3	70	〇	〃	
18	種池町	▲1	6	2	▲2	7	6	6	11	5	4	1	29	8	2	0.5	84	〇	〃	
121	合谷町								設置	3	3	1	3	1	1	0.3	12	〇	〃	
122	南居町								設置	30	21	10	8	5	4	1.0	78	〇	〃	
123	三尾野町								設置	12	15	4	8	5	4	1.0	48	〇	〃	
124	中野町								設置	4	3	0	4	▲1	2	0.5	12	〇	〃	
4 (4) 対象地域を除く福井市.....南東部																				
33	福井市下細江町	▲8	1	▲2	1	▲6	3	1	3	8	▲3	▲1	1	▲1	▲2	▲0.5	▲5	〇	市	
34	稲津町	▲6	2	▲4	2	▲4	10	8	再設	17	▲1	▲1	4	▲2	0	0.0	25	〇	〃	
35	新開町	▲5	8	4	事故	6	12	0	4	3	▲2	▲2	2	0	8	2.0	38	〇	〃	
36	上河北町	▲5	3	▲1	▲4	▲4	4	0	2	3	▲3	▲3	2	▲1	▲1	▲0.3	▲8	〇	〃	
37	上細江町	▲5	2	▲1	▲1	▲5	3	0	4	4	▲1	▲3	2	▲2	0	0.0	▲3	〇	〃	
3272	半田町	1	9	5	▲4	6	8	3	5	▲1	事故	10	9	▲1	11	2.8	61	〇	〃	
3271	太田町	▲2	0	▲1	▲3	▲4	5	0	3	▲2	▲1	▲1	1	▲2	▲1	▲0.3	▲8	〇	〃	
3270	徳光町	▲5	0	▲1	▲2	▲5	8	0	2	1	1	1	2	▲1	1	0.3	2	〇	〃	

注: 1) 累積の()は最終測定年までの累積である。

2) 年間変動はH24~H28の変動量の年平均値である。

3) 水準点125はH24年度までは市が測量を行い、H28年度は国が測量を行った。

(資料: 環境政策課)

5 化学物質関係資料

表 5-1 ダイオキシン類に係る環境基準

媒体	基準値	適用範囲	達成期間
大気	0.6pg-TEQ/m ³ 以下	工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域または場所については適用しない。	<ul style="list-style-type: none"> 環境基準が達成されていない地域または水域にあっては、可及的速やかに達成されるよう努めること。 環境基準が達成されている地域または水域にあっては、その維持に努めること。 土壌の汚染に係る環境基準が早期に達成されることが見込まれない場合にあっては、必要な措置を講じ、土壌汚染に起因する環境影響を防止すること。
水質 (水底の底質を除く。)	1 pg-TEQ/L 以下	公共用水域および地下水について適用する。	
水底の底質	150pg-TEQ/g 以下	公共用水域の水底の底質について適用する。	
土壌	1,000pg-TEQ/g 以下	廃棄物の埋立地その他の場所であって、外部から適切に区別されている施設に係る土壌については適用しない。	

- (備考) 1 基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算した値とする。
 2 大気および水質の基準値は、年間平均値とする。
 3 土壌にあっては、環境基準が達成されている場合であって、土壌中のダイオキシン類の量が 250pg-TEQ/g 以上の場合には、必要な調査を実施することとする。

表 5-2 ダイオキシン類対策特別措置法に定める大気基準適用施設

1	鉄鋼業焼結施設	焼結鉢（鉄鉄の製造の用に供するものに限る。）の製造の用に供する焼結炉であって、原料の処理能力が 1 時間当たり 1 t 以上のもの
2	製鋼用電気炉	製鋼の用に供する電気炉（鋳鋼または鍛鋼の製造の用に供するものを除く。）であって、変圧器の定格容量が 1,000kVA 以上のもの
3	亜鉛回収施設	亜鉛の回収（原料として製鋼用電気炉の集じん灰を使用するものに限る。）の用に供する焙焼炉、焼結炉、溶鉢炉、溶解炉および乾燥炉であって、原料の処理能力が 1 時間当たり 0.5 t 以上のもの
4	アルミニウム合金製造施設	アルミニウム合金の製造（原料としてアルミニウムくず（同一事業所内の圧延工程において生じたものを除く。）を使用するものに限る。）の用に供する焙焼炉、溶解炉および乾燥炉であって、焙焼炉および乾燥炉にあっては原料の処理能力が 1 時間当たり 0.5 t 以上のもの、溶解炉にあっては容量が 1 t 以上のもの
5	廃棄物焼却炉	火床面積（二以上の廃棄物焼却炉が一体として機能する場合にあっては、その火床面積の合計。）が 0.5 m ² 以上または焼却能力（二以上の廃棄物焼却炉が一体として機能する場合にあっては、その焼却能力の合計。）が 1 時間当たり 50kg 以上のもの

表 5-3 ダイオキシン類対策特別措置法に基づく大気排出基準

(単位: ng-TEQ/m³N)

特定施設の種類		新設 施設基準	既設施設基準 (平成 12 年 1 月 14 日以前に設置のもの)
鉄鋼業焼結施設		0.1	1
製鋼用電気炉		0.5	5
亜鉛回収施設		1	10
アルミニウム合金製造施設		1	5
廃棄物焼却炉	焼却能力 4 t/時以上	0.1	1
	2~4t/時	1	5
	2 t/時未満	5	10

- (備考) 既設施設のうち、平成 9 年 12 月 2 日以降に設置の工事に着手した廃棄物焼却炉（火格子面積 2 m² 以上または焼却能力 200kg/h 以上）および製鋼用電気炉については、新設基準が適用される。

表 5-4 ダイオキシン類対策特別措置法に定める水質基準適用施設と水質排出基準

		特定施設の種類	排出基準
1	パルプ等製造業の漂白施設	硫酸塩パルプ（クラフトパルプ）または亜硫酸パルプ（サルファイトパルプ）の製造の用に供する塩素または塩素化合物による漂白施設	10pg-TEQ/L
2	カーバイド法アセチレン製造業の洗浄施設	カーバイド法アセチレンの製造の用に供するアセチレン洗浄施設	
3	硫酸カリウム製造業の廃ガス洗浄施設	硫酸カリウムの製造の用に供する施設のうち、廃ガス洗浄施設	
4	アルミナ繊維製造業の廃ガス洗浄施設	アルミナ繊維の製造の用に供する施設のうち、廃ガス洗浄施設	
5	担体付き触媒製造業の廃ガス洗浄施設	担体付き触媒（塩素または塩素化合物を使用するものに限る。）の製造の用に供する焼成炉から発生するガスを処理する施設のうち、廃ガス洗浄施設	
6	塩化ビニルモノマー製造業の洗浄施設	塩化ビニルモノマー製造の用に供する二塩化エチレン洗浄施設	
7	カプロラクタム製造業の硫酸濃縮施設等	カプロラクタムの製造（塩化ニトロシルを使用するものに限る。）の用に供する施設のうち、硫酸濃縮施設、シクロヘキサン分離施設、廃ガス洗浄施設	
8	クロロベンゼン製造業の水洗施設等	クロロベンゼンまたはジクロロベンゼンの製造の用に供する施設のうち、水洗施設、廃ガス洗浄施設	
9	フタル酸水素ナトリウム製造業のろ過施設等	4-クロロフタル酸水素ナトリウムの製造の用に供する施設のうち、ろ過施設、乾燥施設、廃ガス洗浄施設	
10	ナフトキノン製造業のろ過施設等	2,3-ジクロロ-1,4-ナフトキノンの製造の用に供する施設のうち、ろ過施設、廃ガス洗浄施設	
11	ジオキサジンバイオレット製造業の誘導体分離施設等	ジオキサジンバイオレットの製造の用に供する施設のうち、ニトロ化誘導体分離施設および還元誘導体分離施設、ニトロ化誘導体洗浄施設および還元誘導体洗浄施設、ジオキサジンバイオレット洗浄施設、熱風乾燥施設	
12	アルミニウム・同合金製造業の廃ガス処理施設等	アルミニウムまたはその合金の製造の用に供する焙焼炉、溶解炉または乾燥炉から発生するガスを処理する施設のうち、廃ガス洗浄施設、湿式集じん施設	
13	亜鉛回収業の精製施設等	亜鉛の回収（原料として製鋼用電気炉の集じん灰を使用するものに限る。）の用に供する施設のうち、精製施設、廃ガス洗浄施設、湿式集じん施設	
14	担体付き触媒の金属回収に係るろ過施設等	担体付き触媒（使用済みのものに限る。）からの金属の回収（ソーダ灰を添加して焙焼炉で処理する場合およびアルカリにより抽出する場合であって、かつ、焙焼炉で処理しない場合を除く。）の用に供する施設のうち、ろ過施設、精製施設、廃ガス洗浄施設	
15	廃棄物焼却炉の廃ガス処理施設等	大気基準適用特定施設である廃棄物焼却炉から発生するガスを処理する施設のうち、廃ガス洗浄施設、湿式集じん施設、および当該廃棄物焼却炉において発生する灰の貯留施設で汚水または廃液を排出するもの	
16	廃PCB等処理施設	廃棄物処理法により規定されている、廃PCB等またはPCB処理物の分解施設およびPCB汚染物またはPCB処理物の洗浄施設および分離施設	
17	フロン類の破壊に係るプラズマ反応施設等	フロン類の破壊の用に供する施設のうち、プラズマ反応施設、廃ガス洗浄施設、湿式集じん施設	
18	下水道終末処理施設	上記の1～17, 19に掲げる施設に係る汚水または廃液を含む下水を処理する施設	
19	工場・事業場からの排水処理施設	上記の1～17に掲げる施設を設置する工場・事業場から排出される水（上記の1～14に掲げる施設からの汚水または廃液を含むもの）に限り、公共用水域に排出されるものを除く。）を処理する施設	

表5-5-1 特定施設届出状況（ダイオキシン類対策特別措置法・大気基準適用施設）

（令和7年3月31日現在）

施設種類	4 項		5 項		合 計	
	アルミニウム合金製造用 焙焼炉・溶解炉・乾燥炉		廃棄物焼却炉		工場数	施設数
市町名	工場数	施設数	工場数	施設数		
福井市	1	3	13	18	14	21
敦賀市			6	8	6	8
大野市			2	3	2	3
勝山市			1	2	1	2
鯖江市			5	7	5	7
あわら市			5	7	5	7
越前市			5	5	5	5
坂井市	1	12	4	4	5	16
永平寺町			1	1	1	1
南越前町			1	2	1	2
高浜町			3	4	3	4
若狭町			4	4	4	4
合 計	2	15	50	65	52	80

（資料：環境政策課）

表5-5-2 特定施設届出状況（ダイオキシン類対策特別措置法・水質基準適用施設）

（令和7年3月31日現在）

施設種類	12 項	15 項	18 項	合 計
	アルミニウム・同合金製 造業の廃ガス処理施設等	廃棄物焼却炉の廃ガス処 理施設等	下水道終末処理施設	
市町名	工場数	工場数	工場数	工場数
福井市		3		3
あわら市		1		1
坂井市	1	1	1	3
南越前町		1		1
高浜町		1		1
合 計	1	7	1	9

（資料：環境政策課）

表5-6 ダイオキシン類測定結果(令和6年度)

1 大気

No	区分	測定地点名	採取日	ダイオキシン類濃度 (pg-TEQ/m ³)	対象施設等
1	一般地域	福井市豊島 (大気汚染常時監視測定局 福井局)	令和6年5月16日 ~ 5月23日	0.020	定点(豊島東公園内)
			令和6年8月22日 ~ 8月29日	0.025	
			令和6年11月7日 ~ 11月14日	0.020	
			令和7年2月7日 ~ 2月14日	0.018	
			年 平 均 値	0.021	
2	一般地域	坂井市坂井町 (大気汚染常時監視測定局 坂井局)	令和6年5月24日 ~ 5月31日	0.015	定点(坂井中学校敷地内)
			令和6年8月1日 ~ 8月8日	0.015	
			令和6年11月20日 ~ 11月27日	0.0083	
			令和7年2月3日 ~ 2月10日	0.0044	
			年 平 均 値	0.011	
3	一般地域	大野市水落町 (大気汚染常時監視測定局 大野局)	令和6年5月24日 ~ 5月31日	0.0025	定点(大野市交通公園敷地内)
			令和6年8月1日 ~ 8月8日	0.011	
			令和6年11月20日 ~ 11月27日	0.0034	
			令和7年2月3日 ~ 2月10日	0.0053	
			年 平 均 値	0.0056	
4	廃棄物焼却施設周辺地域	福井市石橋町 (大気汚染常時監視測定局 石橋局)	令和6年5月16日 ~ 5月23日	0.014	TPF工場(福井市)
			令和6年8月22日 ~ 8月29日	0.0041	
			令和6年11月7日 ~ 11月14日	0.0061	
			令和7年2月7日 ~ 2月14日	0.017	
			年 平 均 値	0.010	
5	廃棄物焼却施設周辺地域	坂井市丸岡町乗兼 (のうねの郷第二コミュニティセンター)	令和6年5月24日 ~ 5月31日	0.0026	(有)吉本重建丸岡焼却場
			令和6年8月1日 ~ 8月8日	0.0052	
			令和6年11月20日 ~ 11月27日	0.0072	
			令和7年2月3日 ~ 2月10日	0.0023	
			年 平 均 値	0.0043	
6	廃棄物焼却施設周辺地域	鯖江市杉本町 (立待小学校)	令和6年5月24日 ~ 5月31日	0.0069	鯖江クリーンセンター
			令和6年8月1日 ~ 8月8日	0.0055	
			令和6年11月20日 ~ 11月27日	0.011	
			令和7年2月3日 ~ 2月10日	0.0038	
			年 平 均 値	0.0068	
7	廃棄物焼却施設周辺地域	敦賀市榑川 (敦賀市総合運動公園)	令和6年5月24日 ~ 5月31日	0.014	敦賀市清掃センター
			令和6年8月1日 ~ 8月8日	0.0070	
			令和6年11月20日 ~ 11月27日	0.0023	
			令和7年2月3日 ~ 2月10日	0.0014	
			年 平 均 値	0.0062	
平 均 値			一 般 地 域	0.012	
			廃棄物焼却施設周辺地域	0.0068	
			全 地 域	0.0092	
環 境 基 準				0.6	

(資料：環境政策課)

2 水質・底質

No	区分	水域名	測定地点名	採取日	ダイオキシン類濃度	
					水質 (pg-TEQ/L)	底質 (pg-TEQ/g)
1	河川	九頭竜川	九頭竜ダム湖*	令和6年9月25日	0.067	-
2			荒鹿橋	令和6年10月22日	0.040	0.090
3			中角橋*	令和6年5月22日	0.27	0.22
4		日野川	清水山橋	令和6年11月14日	0.064	1.1
5		足羽川	水越橋	令和6年11月13日	0.075	0.38
6		竹田川	栄橋	令和6年10月22日	0.086	4.6
7		真名川	真名川ダム湖*	令和6年9月25日	0.067	-
8			土布子橋	令和6年10月22日	0.062	0.16
9		清滝川	新在家橋	令和6年10月22日	0.051	0.12
10		大納川	末端	令和6年10月22日	0.038	0.088
11		八ヶ川	高江橋	令和6年11月13日	0.22	1.5
12		馬渡川	末端	令和6年11月13日	0.14	0.59
13		荒川	水門	令和6年11月13日	0.069	0.77
14		天王川	末端	令和6年11月14日	0.059	0.96
15		狐川	狐橋	令和6年11月13日	0.14	0.95
16		底喰川	西野橋	令和6年11月13日	0.073	3.8
17		江端川	江守橋	令和6年11月14日	0.13	0.58
18		笙の川	三島橋	令和6年10月2日	0.12	0.18
19		二夜の川	末端	令和6年10月2日	0.30	2.7
20		北川	高塚橋*	令和6年5月22日	0.20	0.25
21	湖沼	三方五湖	三方湖東部	令和6年11月6日	0.18	3.5
22			久々子湖南部	令和6年11月6日	0.087	27
平均値		河川			0.11	1.1
		湖沼			0.13	15
		全体			0.12	2.5
環境基準					1	150

* : 国土交通省調査実施

(資料: 環境政策課)

3 地下水質

No	採取地点	採取日	ダイオキシン類濃度(pg-TEQ/L)	備 考
1	福井市滝波町	令和6年7月16日	0.026	北陸環境サービス(安定型最終処分場)
2	あわら市矢地	令和6年8月7日	0.039	福井坂井地区広域市町村圏事務組合清掃センター灰埋立地
3	勝山市平泉寺町岩ヶ野	令和6年8月26日	0.038	エコバレー(大野・勝山地区広域行政事務組合最終処分場)
4	敦賀市檜曲	令和6年8月20日	0.038	キンキクリーンセンター(株)(安定・管理型最終処分場)
5	敦賀市櫛川	令和6年8月20日	0.037	(株)森口産業(安定型最終処分場)
6	おおい町名田庄虫鹿野	令和6年8月28日	0.038	旧おおい町名田庄環境クリーンセンター
7	高浜町下	令和6年8月28日	0.037	高浜町不燃物処分地、英建工業(株)(安定型最終処分場)
平均値			0.036	/
環境基準			1	

(資料:環境政策課)

4 土壌

No.	区分	採取地点	採取日	ダイオキシン類濃度 (pg-TEQ/g)	備考
1	発生源	春日神社(福井市石橋町)	令和6年7月16日	2.7	TPF 周辺
2-1		春日神社(あわら市権世58-89)	令和6年7月26日	7.3	(株)吉勝重建金津焼却場 周辺
2-2	神明神社(あわら市権世市野々22-15)	3.5			
3-1	辺状	ゲートボール場(越前市大塩町20-9)	令和6年7月29日	1.5	(株)北陸油化
3-2		北東部広場(越前市春日野町18-5)		9.9	
4-1	調査	小浜小学校跡地(小浜市小浜男山)	令和6年7月22日	6.5	小浜市クリーンセンター 周辺
4-2		野代グラウンド(小浜市野代)		0.83	
平均値				4.6	
環境基準				1000	

(資料:環境政策課)

表5-7 P R T R制度に基づく届出集計結果（令和5年度排出量・移動量実績）

市町	届出 事業所数	排出量 (kg/年)					移動量 (kg/年)			排出・移動 量合計 (kg/年)
		大気	水域	土壌	埋立	小計	下水道	廃棄物	小計	
福井市	86	214,834	27,082	0	0	241,917	6,203	1,042,902	1,049,105	1,291,022
敦賀市	21	5,027	3,410	0	0	8,436	0	60,917	60,917	69,354
小浜市	11	9,275	150	0	0	9,425	0	308,050	308,050	317,475
大野市	9	2,265	7,675	0	0	9,941	0	7,510	7,510	17,451
勝山市	10	3,014	3,867	0	0	6,881	0	14,320	14,320	21,201
鯖江市	30	183,986	3,914	0	0	187,900	15,192	133,627	148,819	336,719
あわら市	13	19,351	50	0	0	19,401	2	48,635	48,636	68,037
越前市	40	818,316	7,009	0	0	825,326	0	547,290	547,290	1,372,615
坂井市	46	336,464	20,724	0	0	357,188	18,980	2,737,694	2,756,674	3,113,862
永平寺町	3	372	0	0	0	372	0	0	0	372
池田町	2	0	51	0	0	51	0	1,100	1,100	1,151
南越前町	6	268	68	0	0	336	0	0	0	336
越前町	9	11,230	772	0	0	12,002	0	261	261	12,263
美浜町	3	6,647	143	0	0	6,790	0	1,200	1,200	7,990
高浜町	5	2,795	738	0	0	3,533	0	4,138	4,138	7,671
おおい町	5	6,733	85	0	0	6,818	0	20	20	6,838
若狭町	11	7,341	52	0	0	7,393	0	2,116,680	2,116,680	2,124,073
合計	310	1,627,918	75,791	0	0	1,703,709	40,377	7,024,344	7,064,720	8,768,429

6 騒音・振動・悪臭関係資料

表6-1-1 一般地域に係る騒音の環境基準（等価騒音レベル）

地域の類型	時間の区分		当該地域
	昼間	夜間	
AA	50デシベル以下	40デシベル以下	療養施設、社会福祉施設等が集合して設置される地域など特に静穏を要する地域
A	55デシベル以下	45デシベル以下	専ら住居の用に供される地域
B	55デシベル以下	45デシベル以下	主として住居の用に供される地域
C	60デシベル以下	50デシベル以下	相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域

- (注) 1 地域類型の区分は、おおむね次のとおりである。
 A：都市計画法に基づく第一種、第二種低層住居専用地域、田園住居地域および第一種、第二種中高層住居専用地域
 B：都市計画法に基づく第一種、第二種住居地域および準住居地域
 C：都市計画法に基づく近隣商業地域、商業地域、準工業地域および工業地域
 2 時間の区分は、昼間とは午前6時から午後10時まで、夜間とは午後10時から翌日の午前6時までをいう。

表6-1-2 道路に面する地域に係る騒音の環境基準（等価騒音レベル）

地域の区分	時間の区分	
	昼間	夜間
A地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域	60デシベル以下	55デシベル以下
B地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域およびC地域のうち車線を有する道路に面する地域	65デシベル以下	60デシベル以下

- (注) 1 AA地域およびA地域の1車線道路に面する地域については、本来道路騒音による影響を受けるべきではないとの考えから、一般地域に係る環境基準値がそのまま適用される。
 2 時間の区分は、一般地域に係る環境基準と同様である。

幹線交通を担う道路に近接する空間に係る特例（等価騒音レベル）

昼間	夜間
70デシベル以下	65デシベル以下

- (注) 1 個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準（昼間：45デシベル以下、夜間：40デシベル以下）によることができる。
 2 幹線交通を担う道路とは、高速自動車国道、一般国道、県道および4車線以上の市町村道をいう。
 3 近接する空間とは、道路端からの距離が、2車線以下の道路にあっては15メートル、2車線を超える道路にあっては20メートルまでをいう。
 4 時間の区分は、一般地域に係る環境基準と同様である。

表 6-1-3 新幹線鉄道騒音に係る環境基準

地域の類型	基準値	当該地域
I	70 デシベル 以下	新幹線鉄道の軌道中心線から両側300メートル以内の区域(以下「沿線区域」という。)のうち、都市計画法(昭和43年法律第100号)第8条第1項第1号の規定に基づく用途地域(以下「用途地域」という。)の定めのある地域については、第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、田園住居地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域および準住居地域、用途地域の定めのない地域については、主として住居の用に供される地域
II	75 デシベル 以下	沿線区域のうち、用途地域の定めのある地域については、近隣商業地域、商業地域、準工業地域および工業地域、用途地域の定めのない地域については、主として商工業の用に供される地域

- (注) 沿線区域のうち、次の区域については該当区域から除くものとする。
- (1) トンネル区間(ただし、トンネルの出入口からトンネル中央方向150メートルの区間は除く。)
 - (2) 河川区域
 - (3) 用途地域の定めのない地域のうち、山林、原野、農用地等新幹線鉄道騒音から通常の生活を保全する必要のない地域

表 6-2 騒音規制法に定める自動車騒音の要請限度（等価騒音レベル）

区 域 の 区 分	時 間 の 区 分	
	昼 間	夜 間
a 区域及び b 区域のうち 1 車線を有する道路に面する区域	6 5 デシベル	5 5 デシベル
a 区域のうち 2 車線以上の道路に面する区域	7 0 デシベル	6 5 デシベル
b 区域のうち 2 車線以上の道路に面する区域及び c 区域のうち車線を有する道路に面する区域	7 5 デシベル	7 0 デシベル

(注) (区域の区分) a : おおむね都市計画法に基づく第一種、第二種低層住居専用地域および第一種、第二種中高層住居専用地域
 b : おおむね都市計画法に基づく第一種、第二種住居地域および準住居地域
 c : おおむね都市計画法に基づく近隣商業地域、商業地域、準工業地域および工業地域
 (時間の区分) 一般地域に係る環境基準と同様

幹線交通を担う道路に近接する空間に係る特例（等価騒音レベル）

昼 間	夜 間
7 5 デシベル以下	7 0 デシベル以下

表 6-3 騒音規制法に定める特定工場等から発生する騒音の規制基準

区 域 の 区 分	時 間 の 区 分			
	朝	昼 間	夕	夜 間
第 1 種 区 域	4 5 デシベル	5 0 デシベル	4 0 デシベル	4 0 デシベル
第 2 種 区 域	5 0 デシベル	6 0 デシベル	5 0 デシベル	4 5 デシベル
第 3 種 区 域	6 0 デシベル	6 5 デシベル	6 0 デシベル	5 5 デシベル
第 4 種 区 域	6 5 デシベル	7 0 デシベル	6 5 デシベル	6 0 デシベル

(注) (区域の区分) 第 1 種区域：良好な住居の環境を保全するため、特に静穏の保全を必要とする区域。
 (おおむね都市計画法に基づく第一種低層住居専用地域および第二種低層住居専用地域。)
 第 2 種区域：住居の用に供されているため、静穏の保持を必要とする区域。(おおむね都市計画法に基づく第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域および準住居地域。)
 第 3 種区域：住居の用にあわせて、商業、工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を保全するため、騒音の発生を防止する必要がある区域。(おおむね都市計画法に基づく近隣商業地域、商業地域および準工業地域)
 第 4 種区域：主として工業等の用に供されている地域であって、その区域内の住民の生活環境を悪化させないため、著しい騒音の発生を防止する必要がある区域。(おおむね都市計画法に基づく工業地域。)
 (時間の区分) 朝：午前 6 時から午前 8 時まで、昼間：午前 8 時から午後 7 時まで
 夕：午後 7 時から午後 10 時まで、夜間：午後 10 時から翌日の午前 6 時まで
 (そ の 他) 第 2 種区域、第 3 種区域および第 4 種区域内に所在する学校・保育所・病院・患者の収容施設を有する診療所・図書館・特別養護老人ホームの敷地の周囲おおむね 50 メートル以内の区域の規制基準は、当該区域の区分に応じて定める値から 5 デシベルを減じた値とする。

表6-4 騒音規制法に定める特定建設作業に伴って発生する騒音の規制基準

特定建設 作業種類	種類に対する規制基準					備考
	騒音の 大きさ	夜間または 深夜作業 の禁止	1日の 作業時間 の制限	作業時間 の制限	日曜日、 その他の 休日の 作業禁止	
① くい打機、くい抜機またはくい打くい抜機を使用する作業	85 デシベル	第1号区域 午後7時 から翌日の 午前7時 まで 第2号区域 午後10時 から翌日の 午前6時 まで	第1号区域 1日につき 10時間 第2号区域 1日につき 14時間	同一場所 において 連続 6日 の間	日曜日、 その他 の 休 日	もんけん、圧入式くい打くい抜機またはくい打機をアースオーガーと併用する作業を除く。
② びょう打機を使用する作業						作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業に係る二地点間の最大距離が50mを超えない作業に限る。
③ さく岩機を使用する作業						電動機以外の原動機を用いるものであって、その定格出力が15kW以上のものに限る。(さく岩機の動力として使用する作業を除く。)
④ 空気圧縮機を使用する作業						混練機の混練量がコンクリートプラントは、0.45m ³ 以上、アスファルトプラントは、200kg以上のものに限る。(モルタル製造のためにコンクリートプラントを設けて行う作業を除く。)
⑤ コンクリートプラントまたはアスファルトプラントを設けて行う作業						原動機の定格出力が80kW以上のものに限る。
⑥ バックホウを使用する作業						原動機の定格出力が70kW以上のものに限る。
⑦ トラクターショベルを使用する作業						原動機の定格出力が40kW以上のものに限る。
⑧ ブルドーザーを使用する作業						

(注) (区域の区分) 第1号区域：騒音規制法に基づく規制地域の区分の第1種区域、第2種区域および第3種区域の全区ならびに第4種区域で(ア)学校、(イ)保育所、(ウ)病院・患者を収容する施設を有する診療所、(エ)図書館、(オ)特別養護老人ホームの敷地の周囲おおむね80m以内の区域。
第2号区域：騒音規制法に基づく規制地域の区分の第4種区域のうち、第1号区域を除く区域。

(その他) 1 基準値は、特定建設作業の場所の敷地境界線での値である。
2 6から8の作業にあつては、一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除く。

表 6-5 福井県公害防止条例に定める特定工場に係る騒音の規制基準

区域の区分	時 間 の 区 分			
	朝	昼 間	夕	夜 間
第 1 種 区 域	4 5 デシベル	5 0 デシベル	4 0 デシベル	4 0 デシベル
第 2 種 区 域	5 0 デシベル	6 0 デシベル	5 0 デシベル	4 5 デシベル
第 3 種 区 域	6 0 デシベル	6 5 デシベル	6 0 デシベル	5 5 デシベル
第 4 種 区 域	6 5 デシベル	7 0 デシベル	6 5 デシベル	6 0 デシベル
第 5 種 区 域	7 0 デシベル	7 5 デシベル	7 0 デシベル	6 5 デシベル
そ の 他 の 区 域	5 5 デシベル	6 0 デシベル	5 5 デシベル	5 5 デシベル

- (注) (区域の区分) 第1種区域： 都市計画法に基づく第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域または田園住居地域。
 第2種区域： 都市計画法に基づく第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域または準住居地域。
 第3種区域： 都市計画法に基づく近隣商業地域、商業地域または準工業地域。
 第4種区域： 都市計画法に基づく工業地域。
 第5種区域： 都市計画法に基づく工業専用地域。
 その他の区域： 上記に掲げる区域以外の区域。
- (時間の区分) 朝：午前6時から午前8時まで、昼間：午前8時から午後7時まで
 夕：午後7時から午後10時まで、夜間：午後10時から翌日の午前6時まで
- (そ の 他) 第2種区域、第3種区域および第4種区域内に所在する学校・保育所・病院・患者の収容施設を有する診療所・図書館・特別養護老人ホーム・幼保連携型認定こども園の敷地の周囲おおむね50メートル以内の区域の規制基準は、当該区域の区分に応じて定める値から5デシベルを減じた値とする。

表 6-6 福井県公害防止条例に定める深夜における騒音の規制基準

区域の区分	時 間 の 区 分	
	午後11時から翌日午前0時まで	午前0時から午前5時まで
第 1 種 区 域 お よ び 第 2 種 区 域	5 0 デシベル	4 5 デシベル
第 3 種 区 域	6 0 デシベル	5 5 デシベル
第 4 種 区 域、第 5 種 区 域 お よ び そ の 他 の 区 域	5 5 デシベル	5 0 デシベル

- (注) 1 規制の対象は、「飲食店営業（風俗営業法で規制されているものおよび祭礼その他地域の慣習となっている行事における営業を除く。）」、「ボーリング場営業」、「カラオケボックス営業」および「車両洗浄装置を使用または使用させる営業」。
- 2 区域の区分は、特定工場に係る騒音の基準に同じ。

表 6-7 振動規制法に定める道路交通振動の要請限度

区域の区分	時間の区分	
	昼間	夜間
第 1 種 区域	65 デシベル	60 デシベル
第 2 種 区域	70 デシベル	65 デシベル

(注) (区域の区分) 第1種区域：騒音規制法に基づく規制地域の区分の第1種区域および第2種区域
 第2種区域：騒音規制法に基づく規制地域の区分の第3種区域および第4種区域
 (時間の区分) 昼間：午前6時から午後10時まで、夜間：午後10時から翌日の午前6時まで
 (その他) 学校・病院等、特に静穏を必要とする施設の周辺の道路における限度は当該値から5デシベル減じた値とする。

表 6-8 振動規制法に定める特定工場等から発生する振動の規制基準

区域の区分	時間の区分	
	昼間：午前6時から午後10時まで	夜間：午後10時から翌朝6時まで
第 1 種 区域	60 デシベル	55 デシベル
第 2 種 区域	65 デシベル	60 デシベル

(注) 区域の区分および時間の区分は、道路交通振動の要請限度に同じ。

表 6-9 振動規制法に定める特定建設作業に伴って発生する振動の規制基準

特定建設 作業種類	種類に対する規制基準					備考		
	振動の 大きさ	夜間または 深夜作業 の禁止	1日の 作業時間 の制限	作業時間 の制限	日曜日、 その他の 休日の 作業禁止			
① くい打機、 くい抜機ま たはくい打 くい抜機を 使用する作 業	75 デシベル	第1号区域 午後7時 から翌日の 午前7時 まで	第1号区域 1日につき 10時間	同一場所 において 連続 6日間	日曜日、 その他の 休日	もんけん、圧入式くい 打機、油圧式くい抜 機、圧入式くい打 くい抜機を除く。		
② 鋼球を使用 して建築物 その他の工 作物を破壊 する作業								
③ 舗装版破碎 機を使用す る作業						第2号区域 午後10時 から翌日の 午前6時 まで	第2号区域 1日につき 14時間	作業地点が連続的に移 動する作業にあつて は、1日における当該 作業に係る二地点間の 最大距離が50mを超え ない作業に限る。
④ ブレーカー を使用する 作業								

(注) (区域の区分) 第1号区域：騒音規制法に基づく規制地域の区分の第1種区域、第2種区域および第3種区域の全区ならびに第4種区域で(ア)学校、(イ)保育所、(ウ)病院・患者を収容する施設を有する診療所、(エ)図書館、(オ)特別養護老人ホームの敷地の周囲おおむね80m以内の区域。
第2号区域：騒音規制法に基づく規制地域の区分の第4種区域のうち、第1号区域を除く区域。
(その他) 基準値は、特定建設作業の場所の敷地境界線での値である。

表6-10 自動車交通騒音測定結果（令和6年度）

No.	調査路線名	評価区間	騒音測定地点	測定開始日	騒音測定結果 Leq(dB)		車線 数	評価 区間 距離 (km)	住居戸数 (戸)	環境基準達成戸数(戸)				環境基準達成率(%)				実施機関
					昼(8B)	夜(8B)				昼間・夜間 とも	昼間のみ 達成	夜間のみ 達成	昼夜とも 非達成	昼間に ついて	夜間に ついて	昼間に ついて	夜間に ついて	
1	北陸自動車道	あわら市 熊坂～生ノ谷	あわら市 下金屋	R6.6.6	71	68	4	3.5	32	31	31	0	0	0	100	96.9	96.9	あわら市
2	北陸自動車道	永平寺町 松岡頭家～松岡末政	永平寺町 松岡兼定島	R6.10.28	64	61	4	1.9	290	243	243	0	0	0	89.0	83.8	83.8	福井県
3	一般国道8号	福井市 和田2丁目～大土呂町	福井市 下殿2丁目	R6.10.17	70	68	4	5.2	254	234	234	0	0	0	92.1	92.1	92.1	福井市
4	一般国道8号	鯖江市 鳥羽町～御幸町	鯖江市 御幸町1丁目	R6.9.18	73	69	4	1.6	151	142	142	0	0	0	94.0	94.0	94.0	鯖江市
5	一般国道8号	鯖江市 定次町～五郎末町	鯖江市 定次町	R6.9.18	72	67	4	1.0	94	87	87	0	0	0	92.6	92.6	92.6	鯖江市
6	一般国道27号	湯岡～岡津	湯岡～岡津	R6.11.19	69	64	2	8.8	205	205	205	0	0	0	100	100	100	小浜市
7	一般国道27号	小浜市 岡津～福川	小浜市 伏原(No.6準用)	R6.11.19	69	64	2	1.7	6	6	6	0	0	0	100	100	100	小浜市
8	一般国道27号	美浜町 佐橋～河原市	美浜町 佐橋	R6.10.28	69	65	2	1.2	43	43	43	0	0	0	100	100	100	福井県
9	一般国道158号	大野市 御嶽～篠原町	大野市 篠原	R6.9.3	63	54	4	3.3	111	111	111	0	0	0	100	100	100	大野市
10	一般国道305号	坂井市 三國町東部～三國町新保	坂井市 三國町中央2丁目	R6.10.9	65	56	2	2.7	138	138	138	0	0	0	100	100	100	坂井市
11	一般国道416号	福井市 高屋町～大宮6丁目	福井市 大宮6丁目(No.23準用)	R6.10.17	68	61	4	4.9	22	22	22	0	0	0	100	100	100	福井市
12	一般国道416号	福井市 大宮6丁目～ハツ島町	福井市 大宮6丁目	R6.10.17	66	60	4	0.8	121	121	121	0	0	0	100	100	100	福井市
13	一般国道417号	鯖江市 三六町～北野町	鯖江市 北野町	R6.9.18	68	61	2	2.8	216	216	216	0	0	0	100	100	100	鯖江市
14	主要地方道6号 福井四ヶ浦線	明里町～若杉1丁目	福井市 文京6丁目(No.23準用)	R6.10.17	68	61	4	1.1	253	253	253	0	0	0	100	100	100	福井市
15	福井朝日武生線	福井朝日武生線	福井市 中央1丁目～西木田1丁目	R6.10.17	70	64	6	1.0	304	304	304	0	0	0	100	100	100	福井市
16	一般県道142号 松島岩巻線	敦賀市 本橋～岩巻町	敦賀市 本橋	R6.9.24	66	57	4	1.3	58	58	58	0	0	0	100	100	100	敦賀市
17	一般県道142号 松島岩巻線	敦賀市 松原町～本橋	敦賀市 本橋(No.16準用)	R6.9.24	66	57	2	0.9	242	242	242	0	0	0	100	100	100	敦賀市
18	一般県道190号 小浜原武生線	日原美～元町	敦賀市 中央2丁目	R6.7.11	65	59	2	1.1	165	165	165	0	0	0	100	100	100	越前市
19	一般県道229号 福井鯖江線	福井市 みのり1丁目～みのり2丁目	福井市 花紫中2丁目(No.20準用)	R6.10.17	70	64	3	0.5	359	359	359	0	0	0	100	100	100	福井市
20	一般県道229号 福井鯖江線	福井市 花紫中2丁目～花紫南2丁目	福井市 花紫中2丁目	R6.10.17	70	64	3	1.5	125	125	125	0	0	0	100	100	100	福井市
21	一般県道229号 福井鯖江線	福井市 花紫南2丁目～今市町	福井市 江端町	R6.10.17	70	63	4	1.5	104	104	104	0	0	0	100	100	100	福井市
22	一般県道261号 滝波長山線	勝山市 滝波町2丁目～長山町2丁目	勝山市 郡町3丁目	R6.10.28	66	57	4	1.4	115	115	115	0	0	0	100	100	100	勝山市
23	都市計画道 福井川西線	福井市 規之町1丁目～明里町	福井市 文京6丁目	R6.10.17	68	61	4	2.0	548	547	547	0	0.2	0	99.8	100	100	福井市
24	都市計画道 松岡菅谷線	福井市 松本3丁目～花月4丁目	福井市 至永3丁目	R6.10.17	64	58	4	1.8	746	746	746	0	0	0	100	100	100	福井市
									53.5	4,617	4,618	0.7%	0.0%	1.1%	98.2%	98.2%	(資料:環境政策課)	

備考 No. 7, 11, 14, 15, 17, 19は、同一路線の他区間での測定結果を準用することにより評価している。

表6-1-1 新幹線鉄道騒音・振動測定結果（令和6年度）

No	測定場所	上下の別	地域類型	測定結果[25m] (dB)		平均列車速度 (km/h)	
				騒音評価値	振動評価値	騒音	振動
1	あわら市高塚付近	下	Ⅱ	73	48	236	241
2	あわら市旭付近	下	Ⅰ	70	45	228	249
3	坂井市坂井町長屋付近	下	Ⅰ	70	51	228	232
4	坂井市丸岡町舟寄付近	下	Ⅰ	71	48	240	240
5	坂井市丸岡町長崎付近	上	Ⅰ	72	49	240	227
6	坂井市丸岡町北横地付近	下	Ⅰ	71	46	234	252
7	坂井市春江中筋付近	下	Ⅰ	71	51	240	239
8	坂井市春江町寄安付近	上	Ⅰ	72	46	234	227
9	福井市上野本町3丁目付近	上	Ⅱ	70	48	235	221
10	福井市寺前町付近	下	Ⅱ	71	50	211	214
11	福井市高柳2丁目付近	上	Ⅱ	72	53	213	215
12	福井市開発4丁目付近	下	Ⅱ	72	54	155	153
13	福井市松本1丁目付近	上	Ⅰ	69	44	113	114
14	福井市宝永1丁目付近	上	Ⅰ	65	45	113	114
15	福井市豊島1丁目付近	下	Ⅱ	70	42	84	84
16	福井市春日1丁目付近	下	Ⅰ	67	39	88	86
17	福井市花堂東1丁目付近	下	Ⅱ	72	47	163	160
18	福井市大町付近	下	Ⅰ	70	44	195	199
19	福井市下河北町付近	下	Ⅰ	71	54	228	227
20	福井市太田町付近	上	Ⅰ	73	50	241	240
21	福井市二上町付近	下	Ⅰ	73	49	225	225
22	鯖江市吉谷町付近	下	Ⅰ	72	48	253	251
23	鯖江市中野町付近	下	Ⅰ	72	49	252	223
24	鯖江市中野町付近	下	Ⅰ	74	46	244	241
25	鯖江市下新庄町付近	上	Ⅰ	71	44	239	244
26	越前市中新庄町付近	上	Ⅰ	70	48	232	220
27	越前市三ツ屋町付近	下	Ⅰ	72	44	233	226
28	越前市北町付近	下	Ⅰ	68	46	233	225
29	越前市庄町付近	上	Ⅰ	71	38	248	245
30	越前市平林町付近	下	Ⅰ	73	43	249	244
31	越前市中平吹町付近	下	Ⅰ	72	44	249	251
32	南越前町脇本付近	上	Ⅰ	68	41	239	239
33	敦賀市大蔵付近	下	Ⅰ	61	36	106	96
34	敦賀市国広町付近	上	Ⅰ	72	43	73	72

注) 環境基準(騒音)Ⅰ類型:70dB以下、Ⅱ類型:75dB以下
指針値(振動)70dB以下

表6-1-2 騒音に係る特定工場等美数および特定施設総数

(令和7年3月31日現在)

施設種類 市町名	1 項		2 項		3 項		4 項		5 項		7 項		8 項		9 項		10 項		11 項		合計	
	工場数	施設数	工場数	施設数	工場数	施設数	工場数	施設数	工場数	施設数	工場数	施設数	工場数	施設数	工場数	施設数	工場数	施設数	工場数	施設数	工場数	施設数
福井市	75	174	214	1,234	5	17	227	5,738	4	5	74	180	1	1	90	326	10	101	2	7	702	7,783
敦賀市	24	89	41	157	0	0	1	50	2	5	15	37	1	1	14	67	1	48	0	0	99	454
小浜市	2	40	11	49	0	0	0	0	0	0	3	13	0	0	7	17	1	7	1	1	25	127
大野市	1	1	3	28	0	0	10	897	0	0	26	39	0	0	5	24	0	0	0	0	45	989
勝山市	0	32	21	126	4	20	85	4,622	0	0	6	30	0	0	0	0	4	16	2	5	122	4,851
鯖江市	22	158	39	198	1	4	145	7,346	5	8	10	23	0	0	8	30	5	10	1	5	236	7,782
あわら市	4	52	13	92	2	2	33	1,035	0	0	3	6	1	1	2	7	0	0	0	0	58	1,196
越前市	78	654	55	1,666	3	13	116	3,560	6	8	38	109	24	41	20	128	7	38	0	0	347	6,217
坂井市	5	20	12	26	0	0	438	6,526	2	2	12	40	0	0	6	16	1	22	0	0	476	6,652
永平寺町	2	7	7	52	0	0	46	1,452	0	0	2	5	0	0	4	12	0	0	0	0	61	1,528
美浜町	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	3	10	0	0	0	0	0	0	0	0	4	11
高浜町	1	3	11	48	2	2	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	15	54
合計	214	1,230	428	3,677	17	58	1,101	31,226	20	29	192	492	27	44	156	627	29	242	6	18	2,190	37,643

(注) 工場数欄において、1つの工場については、主要な特定施設の項1か所のみ計上した。

(資料：環境政策課)

表6-1-3 騒音に係る特定建設作業届出状況

(令和6年度)

施設種類 市町名	1 項		3 項		4 項		6 項		7 項		合計	
	届出数	作業数	届出数	作業数	届出数	作業数	届出数	作業数	届出数	作業数	届出数	作業数
福井市	11	46	4	9	4	9	0	0	0	0	70	70
敦賀市	2	20	5	10	5	10	1	1	1	1	38	38
小浜市	1	1	0	2	0	2	0	0	0	0	4	4
大野市	0	1	0	1	0	1	0	0	0	0	2	2
勝山市	0	0	0	2	0	2	0	0	0	0	2	2
鯖江市	1	7	0	5	0	5	0	0	0	0	13	13
あわら市	0	0	0	1	0	1	0	0	0	0	1	1
越前市	2	13	2	1	2	1	0	0	0	0	18	18
坂井市	2	6	0	5	0	5	0	0	0	0	13	13
高浜町	0	0	0	1	0	1	0	0	0	0	1	1
合計	19	94	11	37	11	37	1	1	1	1	162	162

表6-1-4 振動に係る特定工場等実数および特定施設総数

(令和7年3月31日現在)

施設種類	特定施設										合 計		
	1 項	2 項	3 項	4 項	5 項	6 項	7 項	8 項	9 項	10 項			
金属加工機械		圧縮機	土石用破砕機・ふるい等	織 機	コンクリートブ ロックマシン等	木材加工機械	印刷機械	ゴム紙等用 のロール機	合成樹脂用 射出成形機	鋳造型機			
工場数	104	630	14	87	2,164	7	76	0	1	118	2	2	3,116
市町名	53	158	3	14	87	2,164	7	27	0	9	2	2	3,116
福井市	18	24	0	1	48	3	3	6	0	1	0	0	55
敦賀市	2	7	0	0	0	1	1	1	0	1	0	0	12
小浜市	0	1	0	10	897	2	2	3	0	0	1	1	17
大野市	1	7	3	66	4,298	0	0	0	0	4	0	1	81
勝山市	26	23	2	57	2,606	0	0	5	13	3	1	5	117
鯖江市	1	7	0	10	315	0	0	2	7	0	0	0	20
あわら市	66	49	4	95	2,952	4	4	12	28	4	1	13	235
越前市	2	8	0	248	4,539	0	1	1	4	1	0	0	261
坂井市	0	3	0	51	1,274	0	0	4	11	0	0	0	58
永平寺町	0	0	0	0	0	0	3	0	0	0	0	0	3
美浜町	1	5	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	7
高浜町	170	292	13	625	19,093	20	61	187	19	23	4	66	22,226
合 計	1,060	1,431	83	19,093	2	29	187	1	19	23	4	66	1,211

(注) 工場数欄において、1つの工場については、主要な特定施設の項1か所のみ計上した。

(資料：環境政策課)

表6-1-5 振動に係る市町別特定建設作業届出状況

(令和6年度)

作業種類	市町名										合 計
	福井市	敦賀市	小浜市	大野市	勝山市	鯖江市	あわら市	越前市	坂井市		
1 項	11	2	1	0	0	2	0	4	1	21	
3 項	0	0	0	0	0	0	0	0	4	4	
4 項	45	14	3	1	2	7	1	13	6	92	
合 計	56	16	4	1	2	9	1	17	11	117	

(資料：環境政策課)

表6-16 悪臭防止法に基づく規制基準

悪臭物質の種類	規制基準	
	A区域	B区域
アンモニア	1 ppm	2 ppm
メチルメルカプタン	0.002 ppm	0.004 ppm
硫化水素	0.02 ppm	0.06 ppm
硫化メチル	0.01 ppm	0.05 ppm
二硫化メチル	0.009 ppm	0.03 ppm
トリメチルアミン	0.005 ppm	0.02 ppm
アセトアルデヒド	0.05 ppm	0.1 ppm
プロピオンアルデヒド	0.05 ppm	0.1 ppm
ノルマルブチルアルデヒド	0.009 ppm	0.03 ppm
イソブチルアルデヒド	0.02 ppm	0.07 ppm
ノルマルパレルアルデヒド	0.009 ppm	0.02 ppm
イソパレルアルデヒド	0.003 ppm	0.006 ppm
イソブタノール	0.9 ppm	4 ppm
酢酸エチル	3 ppm	7 ppm
メチルイソブチルケトン	1 ppm	3 ppm
トルエン	10 ppm	30 ppm
スチレン	0.4 ppm	0.8 ppm
キシレン	1 ppm	2 ppm
プロピオン酸	0.03 ppm	0.07 ppm
ノルマル酪酸	0.001 ppm	0.002 ppm
ノルマル吉草酸	0.0009 ppm	0.002 ppm
イソ吉草酸	0.001 ppm	0.004 ppm

(注) A区域：都市計画法に基づく用途地域のうち、おおむね第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域および商業地域ならびにこれらの地域に準ずると考えられる地域。

B区域：都市計画法に基づく用途地域のうち、おおむね準工業地域および工業地域ならびにこれらの地域に準ずると考えられる地域。

表6-17 福井県公害防止条例に定める特定施設に係る悪臭の規制基準

規制基準	臭気指数 18
------	---------

(注) 「臭気指数」とは、人間の嗅覚で臭気を感じることができなくなるまで気体の希釈をした場合に、次の式において算定される値

$$Y = 10 \cdot \log X$$

Y：臭気指数

X：人間の嗅覚で臭気を感じることができなくなるまで気体の希釈をしたときのその希釈の倍数

表 6 - 1 8 福井県公害防止条例に定める悪臭に係る特定施設

No.	特 定 施 設 の 種 類
1	牛、豚（生後2月未満のものを除く。）または鶏（生後30日未満のものを除く。）の飼養場（牛にあつては10頭以上、豚にあつては50頭（繁殖豚にあつては5頭）以上、鶏にあつては1,000羽以上の飼養の用に供するものに限る。）において用いる施設であつて、次のいずれかに該当するもの ① 飼養施設 ② 飼料調理施設（加熱して調理するものに限る。） ③ ふん尿処理施設
2	けいふんの乾燥または焼却を行う工場において用いる施設であつて、次のいずれかに該当するもの ① 乾燥施設 ② 焼却施設
3	死亡獣畜取扱場において用いる施設であつて、次のいずれかに該当するもの ① 解体室 ② 汚物処理施設 ③ 焼却炉
4	化製場（魚介類または鳥類の肉、皮、骨、臓器等を原料とする飼料等の製造の工場を含む。）において用いる施設であつて次のいずれかに該当するもの ① 原料処理施設（原料貯蔵室および化製室を含む。） ② 煮熟施設 ③ 圧搾施設 ④ 汚物処理施設 ⑤ 乾燥施設

表 6 - 1 9 悪臭に係る特定施設届出状況（福井県公害防止条例）
（令和7年3月31日現在）

施設種類	1 項		2 項		合 計	
	動物の飼養の用に供するもの		けいふんの乾燥または焼却を行う工場において用いるもの			
市町名	工場数	施設数	工場数	施設数	実工場数	施設数
福井市	11	44	0	0	11	44
敦賀市	10	17	0	0	10	17
大野市	4	11	0	0	4	11
勝山市	4	16	0	0	4	16
あわら市	4	12	1	2	4	14
越前市	7	19	1	1	8	20
坂井市	20	95	0	0	20	95
池田町	3	10	0	0	3	10
南越前町	0	0	1	1	1	1
越前町	1	1	0	0	1	1
美浜町	4	5	0	0	4	5
おおい町	1	3	0	0	1	3
若狭町	5	10	0	0	5	10
合 計	74	243	3	4	76	247

（資料：環境政策課）

7 公害苦情関係資料

表7-1 公害の種類別・発生源別苦情件数（令和6年度）

公害の種類 発生源		典型7公害						典型7公害 小計	典型7公害 以外	計	
		大気汚染	水質汚濁	土壌汚染	騒音	振動	地盤沈下				悪臭
会社・事業所	農業・林業	12	1	0	1	0	0	2	16	3	19
	漁業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	鉱業、採石業、砂利採取業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	建設業	15	7	0	24	4	0	0	50	9	59
	製造業	20	14	0	12	1	0	9	56	2	58
	電気・ガス・熱供給・水道業	1	3	1	1	0	0	1	7	3	10
	情報通信業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	運輸業、郵便業	3	2	0	6	1	0	0	12	0	12
	卸売業、小売業	1	1	0	0	0	0	0	2	2	4
	金融業、保険業	0	0	0	1	0	0	0	1	0	1
	不動産業、物品賃貸業	0	0	0	2	0	0	0	2	0	2
	学術研究、専門・技術サービス業	1	0	0	0	0	0	0	1	0	1
	宿泊業、飲食サービス業	0	2	0	6	0	0	2	10	0	10
	生活関連サービス業・娯楽業	0	3	0	2	0	0	1	6	0	6
	教育、学習支援事業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	医療、福祉	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	複合サービス事業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	サービス業(他に分類されないもの)	4	7	0	5	0	0	1	17	1	18
	公務(他に分類されないもの)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	分類不能の産業	3	1	0	2	1	0	2	9	2	11
会社・事業所 小計	60	41	1	62	7	0	18	189	22	211	
個人	122	5	0	9	1	0	17	154	57	211	
その他	3	5	0	4	0	0	0	12	12	24	
不明	18	27	0	2	0	0	9	56	51	107	
計	203	78	1	77	8	0	44	411	142	553	

(資料：環境政策課)

表 7-2 市町別公害苦情件数（令和 6 年度）

種 類 市町名	大 気 汚 染	水 質 汚 濁	土 壌 汚 染	騒 音	振 動	地 盤 沈 下	悪 臭	以 典 型 7 公 害 外 害	計
福 井 市	74	21	0	22	4	0	8	53	182
敦 賀 市	13	5	1	12	1	0	10	2	44
小 浜 市	0	0	0	4	0	0	12	6	22
大 野 市	1	0	0	2	0	0	1	5	9
勝 山 市	5	4	0	3	0	0	0	16	28
鯖 江 市	17	6	0	9	3	0	4	22	61
あ わ ら 市	2	8	0	10	0	0	3	0	23
越 前 市	22	6	0	4	0	0	3	0	35
坂 井 市	23	2	0	8	0	0	3	9	45
永 平 寺 町	27	4	0	1	0	0	0	24	56
池 田 町	0	0	0	0	0	0	0	0	0
南 越 前 町	0	0	0	0	0	0	0	0	0
越 前 町	0	0	0	0	0	0	0	0	0
美 浜 町	0	0	0	0	0	0	0	0	0
高 浜 町	0	0	0	0	0	0	0	0	0
お お い 町	0	0	0	0	0	0	0	0	0
若 狭 町	0	1	0	1	0	0	0	0	2
市 町 村 計	184	57	1	76	8	0	44	137	507
県	19	21	0	1	0	0	0	5	46
総 計	203	78	1	77	8	0	44	142	553

（資料：環境政策課）

表 7 - 3 公害紛争処理件数（令和 6 年度）

受付件数				終結件数				年度末 継続件数
あつせん	調停	仲裁	合計	あつせん	調停	仲裁	合計	
0	0	0	0	0	0	0	0	0

（資料：環境政策課）

表 7 - 4 公害事犯の検挙件数（令和 6 年度）

法令	件数
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	51
合計	51

（資料：環境政策課）

8 環境影響評価関係資料

表8-1 福井県環境影響評価条例の対象事業

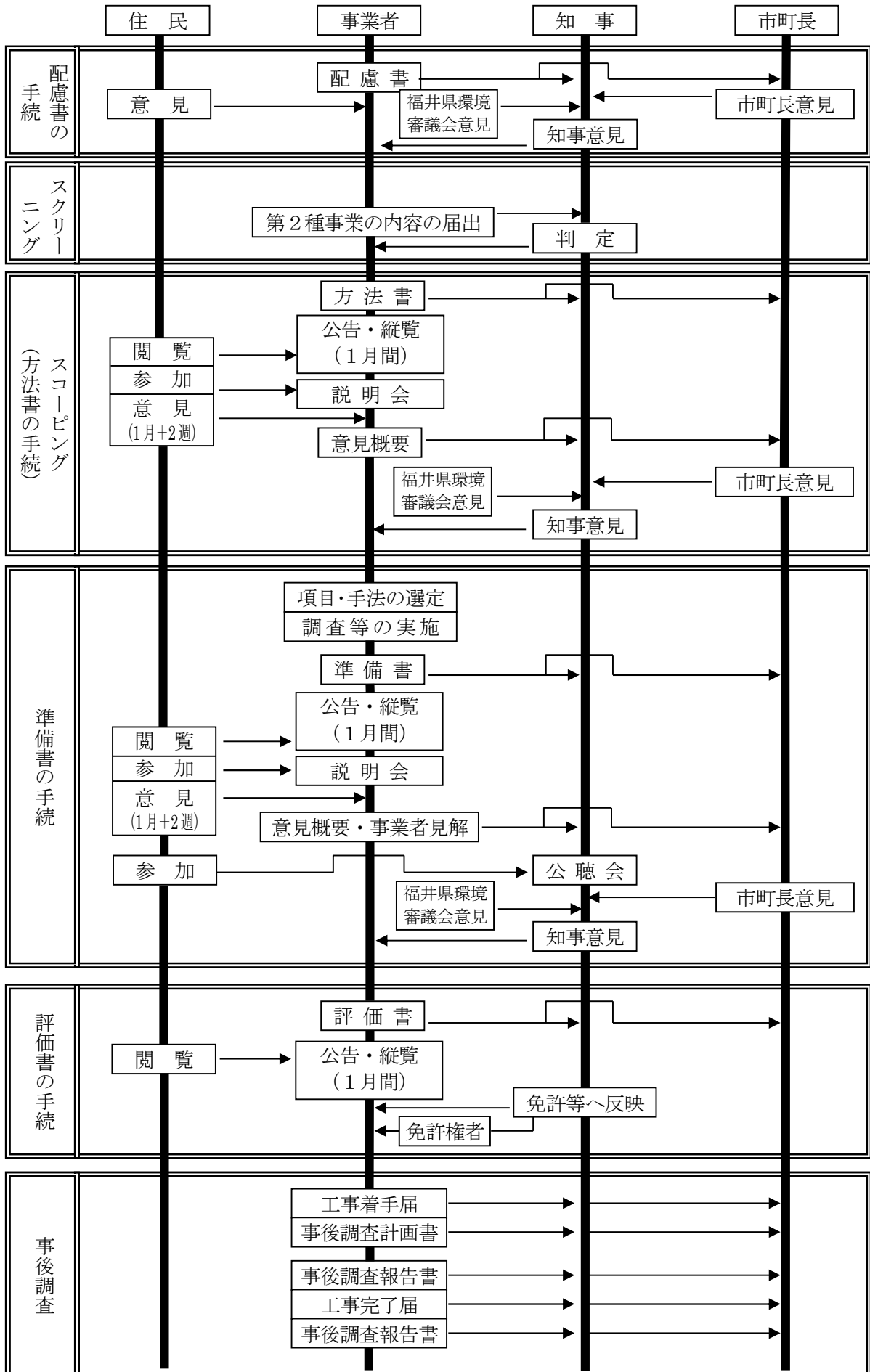
事業の種類	福井県環境影響評価条例	
	第1種事業(注1)の要件	第2種事業(注2)の要件
1 道路の建設		
高速自動車国道	全て	—————
一般国道・縣市町村道	4車線以上かつ長さ10km以上	4車線以上かつ長さ7.5km以上10km未満
林道	幅員6.5m以上かつ長さ20km以上	幅員6.5m以上かつ長さ10km以上20km未満
2 河川		
ダム・堰	湛水面積 100ha以上	湛水面積 75ha以上 100ha未満
放水路・湖沼開発	改変面積 100ha以上	改変面積 75ha以上 100ha未満
3 鉄道の建設		
新幹線鉄道	全て	—————
普通鉄道・軌道	長さ 10km以上	長さ 7.5km以上 10km未満
4 飛行場	滑走路長 2,000m以上	滑走路長 1,500m以上 2,000m未満
5 発電所		
水力発電所	出力 3万kW以上	出力 2.25万kW以上 3万kW未満
火力発電所	出力 15万kW以上	出力 11.25万kW以上 15万kW未満
地熱発電所	出力 1万kW以上	出力 0.75万kW以上 1万kW未満
原子力発電所	全て	—————
風力発電所	出力 1万kW以上	出力 0.75万kW以上 1万kW未満
6 廃棄物処理施設		
廃棄物最終処分場	面積 30ha以上	面積 25ha以上 30ha未満
廃棄物焼却施設	処理能力 100t/日以上	処理能力 75t/日以上 100t/日未満
し尿処理施設	処理能力 100kL/日以上	処理能力 75kL/日以上 100kL/日未満
7 公有水面埋立・干拓	面積 50ha超	面積 40ha以上 50ha以下
8 土地区画整理事業	面積 100ha以上	面積 75ha以上 100ha未満
9 住宅用地造成	面積 100ha以上	面積 75ha以上 100ha未満
10 工業用地造成	面積 50ha以上	面積 40ha以上 50ha未満
11 流通業務用地造成	面積 100ha以上	面積 75ha以上 100ha未満
12 農用地の造成	面積 500ha以上	面積 400ha以上 500ha未満
13 工場等の建設	燃料使用量 10kL/時以上 排水量 1万m ³ /日以上	燃料使用量 7.5kL/時以上 10kL/時未満 排水量 7,500m ³ /日以上 1万m ³ /日未満
14 レクリエーション施設の建設		
ゴルフ場・スキー場	面積 50ha以上	面積 40ha以上 50ha未満
運動・レジャー施設	面積 50ha以上	面積 40ha以上 50ha未満
15 自然公園事業	面積 50ha以上	面積 40ha以上 50ha未満
16 土石採取	面積 30ha以上	面積 25ha以上 30ha未満

(注1) 「第1種事業」：必ず環境影響評価を実施しなければならない一定規模以上の事業

(注2) 「第2種事業」：第1種事業に準ずる規模で、環境影響評価の実施の必要性を個別に判断する事業

(資料：環境政策課)

図8-2 福井県環境影響評価条例の手の続の流れ



9 その他資料

表9-1 福井県環境アドバイザー名簿

令和7年7月3日現在

分	野	氏 名	公 職 等
自然環境	野生動植物の観察、里山里海湖の保全	榎本 博之	環境省第5次レッドリスト作成のための福井県調査員（ラン科植物担当）、農業専門技術員（花き）
	野生動植物の観察、里山里海湖の保全	鈴川 文夫	日本野鳥の会 福井県、福井県ナチュラリストリーダー、自然観察指導員
	野生動植物の観察	小林 しのぶ	福井自然観察指導員、きのこアドバイザー
	野生動植物の観察	三原 学	鳥類標識調査（バンダー）ライセンス
	野鳥の観察、里山里海湖の保全	高橋 繁応	日本鳥類保護連盟会員、福井県コウノトリ定着推進委員、年縞博物館ナビゲーター、自然観察指導員
	福井の山と自然	増永 迪男	山岳エッセイスト
	鳥獣、水生昆虫、森林	山崎 秀雄	環境省環境カウンセラー
	野生動植物の観察、里山里海湖の保全・再生・利用、希少種保全、外来種の駆除、山野草摘み、アーシング	宇野 いく子	野菜ソムリエ、福井県観光アカデミー、農遊コンシェルジュ、気功療法士インストラクター、福井県認定観光ガイド
エコライフ	お片付け術、ごみ問題、3R	大塚 澄枝	福井市環境アドバイザー、鯖江市環境まちづくり委員、整理収納アドバイザー、整理収納教育士
	エコクッキング	清水 瑠美子	福井県栄養士会 名誉会長
	生ごみ堆肥化	藤田 久子	鯖江生ごみリサイクル市民ネットワーク事務局長
	地球温暖化、ごみ問題、3R	横田 ゆかり	福井県地球温暖化防止活動推進員（アースサポーター）、福井市環境アドバイザー、はかり売り gramme 代表、(一社)ゼロ・ウェイスト・ジャパン ごみゼロゲーム公認ファシリテーター、リフィルジャパン福井事務局
	地球温暖化、自然エネルギー、省エネなど	増田 頼保	福井小水力利用推進協議会会長、NPO法人森のエネルギーフォーラム副理事長、福井県アースサポーター
	地球温暖化、再生可能エネルギー、自然エネルギー、河川環境等の保全、公共交通、グリーンインフラなど	脇本 幹雄	福井小水力利用者推進協議会事務局長、ふくい路面電車とまちづくりの会幹事、ふくい技術士交流会理事、ふくい里川研究会・ふくいの道研究会世話人
	ダンボールコンポスト	宮田 宏美	福井市環境アドバイザー、NPO法人循環生活研究所認定ダンボールコンポストアドバイザー
	環境家計簿	宮本 京子	家の光協会 専門講師
	省エネルギー、自然エネルギー	由田 昭治	福井市環境アドバイザー、環境カウンセラー、1級建築士
環境汚染	国際環境問題	井上 義一	スマートエネルギー福井会 会長
	環境衛生工学、水環境学	奥村 充司	福井工業高等専門学校准教授
	環境問題一般、リスクマネジメント	坪内 彰	福井大学医学部非常勤講師、福井市環境アドバイザー
環境教育	水環境（ビオトープ）	井上 哲夫	1級ビオトープ施工管理士
		冨田 照代	日本ビオトープ管理士会福井県支部所属（2級ビオトープ計画管理士）
		森田 ともえ	（有）下西農園 所属（2級ビオトープ計画・施工管理士）
		山下 征夫	1級建築士、防災士、ホテルの生態と生育環境、ビオトープ製造経験談
	自然観察・自然体験	浅野 晴也	あわらの自然を愛する会会員、森林インストラクター
		井草 貴男	自然観察指導員、プロジェクトワイルドエデュケーター
		井上 美代子	自然観察指導員、八幡山ウォッチングクラブ、豊地区まちづくり活動
		遠藤 典子	NEAL自然体験活動インストラクター、ネイチャーゲームリーダー
		大石橋 節子	自然観察指導員、森林インストラクター、ネイチャーゲームインストラクター
		大西 五十二	日本野鳥の会 福井県、自然観察指導員、あわら市エコ市民会議、北潟湖自然再生協議会委員
		川上 一馬	自然観察指導員

分	野	氏 名	公 職 等
環境教育	自然観察・自然体験	河田 勝治	北潟の森協議会 会長
		神田 美樹	ネイチャーゲームリーダー
		組頭 五十夫	自然観察指導員、日本野鳥の会 福井県 副会長
		黒田 美早	ネイチャーゲームリーダー
		河野 きえ子	日本野鳥の会 福井県、吉川小学校講師
		小嶋 明男	環境省自然公園指導員、日本野鳥の会 福井県 代表
		近藤 邦憲	あわら市生涯学習地区推進員、あわらの自然を愛する会会員
		斎藤 寿子	自然観察指導員
		酒井 敬治	日本野鳥の会 福井県 理事（会代表）、福井県鳥獣保護員
		坂本 均	ノーム自然環境教育事務所 代表
		櫻井 知栄子	自然観察指導員
		須本 一郎	日本野鳥の会 福井県
		高津 琴博	田んぼの学校越前大野学校長、真名川水辺の楽校ビオフレンズ 会長
		武田 真澄美	日本野鳥の会 福井県 理事
		多田 雅充	自然観察指導員
		田中 喜美枝	自然観察指導員
		田中 謙次	環境文化研究所CRO、日野川流域交流会監事
		谷 美沙希	ネイチャーゲームリーダー、RACインストラクター、プロジェクトWE Tエデュケーター
		田淵 千鶴子	自然観察指導員、ネイチャーゲームリーダー
		玉木 のり子	ネイチャーゲームリーダー
		辻 義次	日本野鳥の会 福井県 理事
		日野岡 金治	県フォレストサポーターの会 副会長、NPO法人月尾くらし工房 理事長
		藤野 勇馬	自然観察指導員
		藤本 尚子	日本野鳥の会 福井県 理事（副代表・丹南ブロック長）
		古橋 照夫	あわらの自然を愛する会会員、元北潟公民館長
		梶田 靖憲	自然観察指導員、畜産環境アドバイザー
		松村 俊幸	日本野鳥の会 福井県
		三田村 佳政	元越前市農政課里地山保全再生推進員、合同会社ローカルSDクリエーションCEO
		村上 重明	県アースサポーター、越前市循環社会推進員
		森 和恵	ネイチャーゲームリーダー、福井市環境アドバイザー
		山岸 登美子	自然観察指導員、シェアリングネイチャーゲームリーダー、天文指導員、ジオパークガイド
		山下 美佐子	日本野鳥の会 福井県
自然観察・自然体験	自然観察・自然体験	山田 儀一	自然観察指導員、田んぼの学校指導員
		矢村 健一	自然観察指導員、森林インストラクター、2級ビオトープ計画管理士
		横山 大八	日本野鳥の会 福井県、日本鳥学会
		吉田 一郎	自然観察指導員、日本野鳥の会

分	野	氏 名	公 職 等
環境教育		吉田 真美子	自然観察指導員、ネイチャーゲームインストラクター
		吉田 麻里子	野鳥の会福井県、緑と花の文化士1級
		若杖 三恵	日本シェアリングネイチャー協会指導員、プロジェクトワイルドエデュケーター
	水辺の生き物観察会、昆虫の観察会	浅利 裕太	自然観察指導員、2級ビオトープ施工管理士
	SDGsと環境・省エネ、川や田んぼの観察会	浅利 裕美	福井県地球温暖化防止活動推進センター事務局長、2級ビオトープ施工管理士、2級こども環境管理士、自然再生士補
	昆虫採集、自然観察・自然体験	伊藤 勝幸	福井市自然史博物館非常勤職員、環境プランナーベーシック、自然体験活動指導者、自然観察指導員、グリーンツーリズムインストラクター
	野生動植物の観察、希少種保全や外来種の駆除など	八木 健爾	1級ビオトープ施工管理士、自然観察指導員
	水環境（自然観察）	山本 久大	大野地球科学研究会、NPO-OASIS協会 講師・指導員
	ホテルの再生活動と環境保全	草桶 秀夫	特定非営利活動法人日本ホテル再生ねっと 理事長、北陸新幹線中池見湿地調査フォローアップ委員会委員（鉄道・運輸機構）
	ふるさとでの自然、コウノトリ、外来種問題、ホテルの不思議	野村 みゆき	越前市エコビレッジ交流センター 主任、越前市食と農の創造審議委員
	昆虫（トンボ）・希少種昆虫等・外来生物駆除	福田 健	北潟湖自然再生協議会員、環境省希少野生動植物種保存推進員、日本昆虫学会員、日本応用動物昆虫学会員、日本トンボ学会員
	福井の植物、みのまわりの植物（外来種）、スイセンの秘密、変形菌など	松本 淳	越前町職員（プラントピア園長）
	ナチュラルクラフト	笹木 智恵子	自然観察指導員、NPO法人ウエットランド中池見 理事長
	3R推進・海洋プラごみ問題	高島 直子	自然観察指導員、漂着物学会会員
	地球温暖化・3R推進	畑中 雅博	エコネットさばえ事務局、NPO法人エコプラザさばえ事務局
	エコライフ・自然エネルギー	藤原 一功	県アースサポーター、県フォレストサポーターの会
	自然体験・地球温暖化・自然エネルギー	坂本 道子	ノーム自然環境教育事務所、福井県地球温暖化防止活動推進員（アースサポーター）、RAC（川に学ぶ体験活動）リーダー
	地球温暖化・フードマイレージ	鈴木 早苗	土曜塾塾長、NPO法人さばえNPOサポート理事、県アースサポーター
	地球温暖化・気候変動教育プログラム	水上 聡子	福井県地球温暖化防止活動推進員（アースサポーター）、PLT（Project Learning Tree）ファシリテーター
	里山里海湖の保全・再生・活用、地球温暖化、水・大気環境など	佐藤 修	木育インストラクター、木と山の応援隊
地球温暖化、省エネ、フードマイレージ	大橋 春美	福井県地球温暖化防止活動推進員（アースサポーター）、PLT（Project Learning Tree）ファシリテーター、プロジェクトワイルド・エデュケーター	
海の野生動植物の観察、里山里海湖の保全・再生・活用、エシカル消費など	前田 和代	一般社団法人うみから理事、合同会社NaviPen代表、アンダーウォーターインタープリター（海の自然観察指導）スノーケリングインストラクター、潜水士、ファシリテーター	
地域活動	地域の環境づくり	立野 久夫	神山壮年有志グループ代表
	省エネ事業活動	高井 健史	福井県民生活協同組合 組織ネットワーク支援部課長
		吉川 守秋	環境省環境カウンセラー、NPO法人エコプランふくい理事（事務局長）
その他		楳原 秀典	エコネットさばえ事務局、NPO法人エコプラザさばえ事務局、カードゲーム「2030SDGs」ファシリテーター
		木下 和彦	ファシリテーター
		田畑 勲	環境保全実践活動

計95名

※EMS・・・環境マネジメントシステム

表9-2 公害防止協定等の締結状況

(令和7年12月1日現在)

No	企業・工場名	製造品等	締結年月日	立地場所
1	北陸電力(株)福井火力発電所	電 力	S51. 1. 23 基本協定 S51. 1. 23 細目協定	テクノポート福井
2	(株)UACJ 板事業本部福井製造所	アルミ圧延製品	S51. 1. 23 基本協定 R7. 4. 30 細目協定改正 H30. 9. 11 覚 書	テクノポート福井
3	宇野酸素(株)グループ	液体酸素、液体窒素	H17. 7. 11	テクノポート福井
4	(財)福井県産業廃棄物処理公社	廃棄物の中間処理および埋立処分	H6. 7. 18 全部改正	テクノポート福井
5	福井石油備蓄(株)石油備蓄基地	石 油 備 蓄	S58. 3. 10	テクノポート福井
6	丸杉福井鋼材(株)三国工場	鉄 鋼 材 加 工 品	S58. 4. 20	テクノポート福井
7	(株)KANZACC 福井工場	電気メッキ線・被覆電線	S58. 6. 27	テクノポート福井
8	小野薬品工業(株)福井研究所	医薬品の安全性試験 研究および合成研究	H5. 4. 1 全部改正	テクノポート福井
9	福井山田化学工業(株)	感圧、感熱色素およびその中間体 光ディスク用色素・医薬中間体	S59. 4. 26	テクノポート福井
10	新中村化学工業(株)福井工場	アクリル酸エステル・メタクリル酸エステル	S60. 8. 29	テクノポート福井
11	(株)マスタースチール	鉄屑・鋼材加工品・銅再生品	S61. 2. 10	テクノポート福井
12	(株)大阪合金工業所 福井工場	りん銅地金・非鉄中間合金	S62. 4. 24	テクノポート福井
13	北陸電力(株)敦賀火力発電所	電 力	S62. 10. 15 基本協定 H22. 10. 4 細目協定全部改正	敦 賀 市
14	(株)田中化学研究所 福井工場	無機金属塩類等	S63. 3. 16	テクノポート福井
15	三星化学工業(株)福井工場	染料・有機顔料・農薬の中間物	S63. 3. 16	テクノポート福井
16	淀化学(株)福井三国工場	医薬品の中間物等	S63. 3. 30	テクノポート福井
17	大研化学工業(株)福井工場	導電性銀ペースト・パラジウム粉 および電子部品材料等	H23. 7. 12 全部改正	テクノポート福井
18	日本真空包装機械(株)福井工場	塩ビケース・成型品	S63. 11. 17	テクノポート福井
19	日本純良薬品(株)福井事業所	染料、医薬品等の中間体	R元. 8. 5 全部改正	テクノポート福井
20	太 陽 鋳 工 (株)	モリブデン化合物・希土類化合物	H19. 10. 10 全部改正	テクノポート福井
21	福井太陽テント(株)	帆 布 製 品	S63. 12. 15	テクノポート福井
22	三和化工(株)福井工場	ポリエチレン発泡体	H5. 12. 24 全部改正	テクノポート福井
23	(株)淀川製鋼所 福井工場	家 庭 日 用 品	H元. 3. 29	テクノポート福井
24	光生アルミニウム工業(株)福井工場	アルミホイール・その他自動車部品	H元. 6. 8	テクノポート福井
25	イワタニ理化(株)	台所洗剤・シャンプー	H元. 6. 8	テクノポート福井
26	セーレン(株)TPF事業所	ハイファッション高級デザイン製品	H元. 11. 18	テクノポート福井
27	セーレン電子(株)TPF工場	高 性 能 繊 維 機 械	H元. 11. 18	テクノポート福井
28	旭化学工業(株)福井工場	医薬品、染料等の中間物	H2. 3. 30	テクノポート福井
29	三星化学研究所(株)福井工場	医薬品、染料等の中間物	H2. 3. 30	テクノポート福井
30	シプロ化成(株)	紫外線吸収剤・酸化防止剤	H12. 12. 18 全部改正	テクノポート福井
31	五二化学工業(株)福井工場	染料中間物・農薬中間物	H2. 6. 14	テクノポート福井
32	大道製薬(株)福井工場	無機燐化合物	H2. 9. 12	テクノポート福井
33	福井キャノンマテリアル(株)	複写機用現像液・OPC感光体材料等	H2. 12. 27	テクノポート福井
34	スガイ化学工業(株)福井工場	染料中間物・農薬中間物等	H2. 12. 27	テクノポート福井
35	大同化成工業(株)福井製造所	合 成 樹 脂 溶 液	H2. 12. 27	テクノポート福井
36	(株)成和化成 福井工場	化 粧 品 原 料	H3. 9. 17	テクノポート福井
37	敦賀セメント(株)三国PC工場	コンクリート二次製品	H3. 9. 17	テクノポート福井
38	互応化学工業(株)福井工場	合成樹脂溶液・繊維用油剤	H3. 11. 16	テクノポート福井

No	企業・工場名	製造品等	締結年月日	立地場所
39	桜川ポンプ製作所(株)福井工場	水中ポンプ等	H4.3.30	テクノポート福井
40	テクノポート福井浄化センター	排水処理	H4.3.31	テクノポート福井
41	大八化学工業(株)福井工場	難燃性可塑剤等	H4.6.29	テクノポート福井
42	ペトロケミカルス(株)福井工場	エポキシ樹脂床剤	H4.9.17	テクノポート福井
43	根岸運送(株)福井工場	硫酸・水酸化ナトリウム	H4.10.16	テクノポート福井
44	カルゴンカーボンジャパン(株)福井工場	再生活性炭	H5.1.12	テクノポート福井
45	(株)文京精練	ニット生地染色整理	H21.5.14 承継	テクノポート福井
46	三菱電線工業(株)福井工場	高周波ケーブル・LED製品	H6.1.10	テクノポート福井
47	大阪塗料工業(株)福井工場	塗料製品	H7.2.22	テクノポート福井
48	吉岡幸(株)テクノ三国事業所	鋼材製品	H7.7.24	テクノポート福井
49	(株)三景 T P F 事業所	衣料用テープ・染色整理	H23.12.12 全部改正	テクノポート福井
50	ダイトーケミックス(株)福井工場	感光性材料等	H8.12.13	テクノポート福井
51	サンヨーファイン(株)福井工場	医薬品粗原料	H9.1.13	テクノポート福井
52	中央合成化学(株)福井工場	合成染料	H9.3.13	テクノポート福井
53	塩野フィネス(株)福井事業所	医薬品等	H9.3.13	テクノポート福井
54	(株)三 国	鋼材加工品	H11.2.12	テクノポート福井
55	(株)比良セラミックス 福井工場	セラミックスボール	H11.2.12	テクノポート福井
56	古河物流(株)木材加工センター	木材加工	H14.10.30	テクノポート福井
57	大東化成工業(株)福井工場	化粧品原料	H15.7.16	テクノポート福井
58	日本エコカ工業(株)	自動車部品	H15.10.24	テクノポート福井
59	第一稀元素化学工業(株)福井工場	ジルコニウム化合物	H18.2.24	テクノポート福井
60	ファーストウッド(株)	木造住宅用構造材	H18.6.9	テクノポート福井
61	信越化学工業(株)福井工場	レア・アース	H19.8.10	テクノポート福井
62	山崎金属産業(株)福井工場	非鉄金属	H20.3.27	テクノポート福井
63	安積濾紙(株)福井工場	濾紙	H23.9.29	テクノポート福井
64	小西化学工業(株)福井工場	エポキシ樹脂	H24.11.21	テクノポート福井
65	山南合成化学(株)福井工場	アクリル樹脂	H26.9.9	テクノポート福井
66	福井環境プラスチック(株)	樹脂パレット	H26.9.9	テクノポート福井
67	根上工業(株)福井工場	紫外線硬化樹脂	H26.11.13	テクノポート福井
68	長瀬フィルター(株)福井工場	ポリマーフィルター組立・洗浄	H27.3.31	テクノポート福井
69	(株)大阪合金工業所 坂井工場	りん銅合金	H27.3.31	テクノポート福井
70	エム・ネットワーク(株)	硫 酸	R3.5.31	テクノポート福井
71	(株)ジャパンパワーボトラーズ	P E T 樹脂ペレット	R4.3.28	テクノポート福井
72	淀化学(株) 福井三国事業所	医薬品中間物等	R5.3.16	テクノポート福井

(資料：環境政策課)

表9-3 市町における公害防止協定等の締結状況

(令和7年3月31日現在)

市町名	当事者		市町長		区長等		計	市町名	当事者		市町長		区長等		計
	種別		協定	覚書	協定	覚書			種別		協定	覚書	協定	覚書	
福井市			30	2	4	0	36	越前市			59	5	0	0	64
敦賀市			5	0	0	0	5	坂井市			149	5	14	2	170
小浜市			1	0	9	1	11	南越前町			1	0	0	0	1
大野市			13	1	3	0	17	越前町			7	2	6	0	15
勝山市			8	2	0	1	11	美浜町			3	0	0	0	3
鯖江市			21	0	0	0	21	若狭町			20	0	4	0	24
あわら市			44	1	4	3	52	合計			361	18	44	7	430

表9-4 市町公害防止融資(助成)制度

(令和7年3月31日現在)

市町名	制度の名称	融資助成の別	融資等 限度額	融資等 期間	6年度 実績
大野市	経営向上支援資金 (労働環境改善・環境設備整備資金)	融資	20,000千円	10年以内	4件
勝山市	勝山市公害防止施設等整備資金融資要綱	融資	10,000千円	5年以内 7年以内	0件

表9-6 緑化に関する行事の実施状況（令和6年度）

1 令和6年度 主な緑化行事

主 体	行 事 名	期 間	場 所 等
福 井 県	緑と花の相談	常駐（休館日除く）	県総合グリーンセンター
	緑の教室	通年（年9回）	〃
(公社)福井県緑化推進委員会	緑の募金運動	春 3/22～ 5/31 秋 9/ 1～10/31	県内一円で募金活動実施
	緑化意識高揚運動 ポスター募集	7～8月	児童・生徒を対象に緑化に対する意識の高揚を図るため緑化運動ポスターコンクールを実施
福 井 県 緑と花の県民運動推進委員会	第14回みどりと花の県民運動大会	6/1、2	県総合グリーンセンター ・参加者 約18,000人

2 令和6年度 森林体験学習

地区名	場 所	回 数	体 験 内 容	参 加 者
福 井	鷹巣小学校 他	13回	木工体験、キノコ栽培体験 等	304人
坂 井	三国コミュニティセンター 他	30回	木工体験、キノコ栽培体験 等	1,110人
奥 越	有終西小学校 他	29回	木工体験、キノコ栽培体験 等	883人
丹 南	越前市安養寺町 他	34回	木工体験、キノコ栽培体験 等	1,168人
嶺 南	うみんぴあ大飯 他	33回	木工体験、キノコ栽培体験 等	1,338人

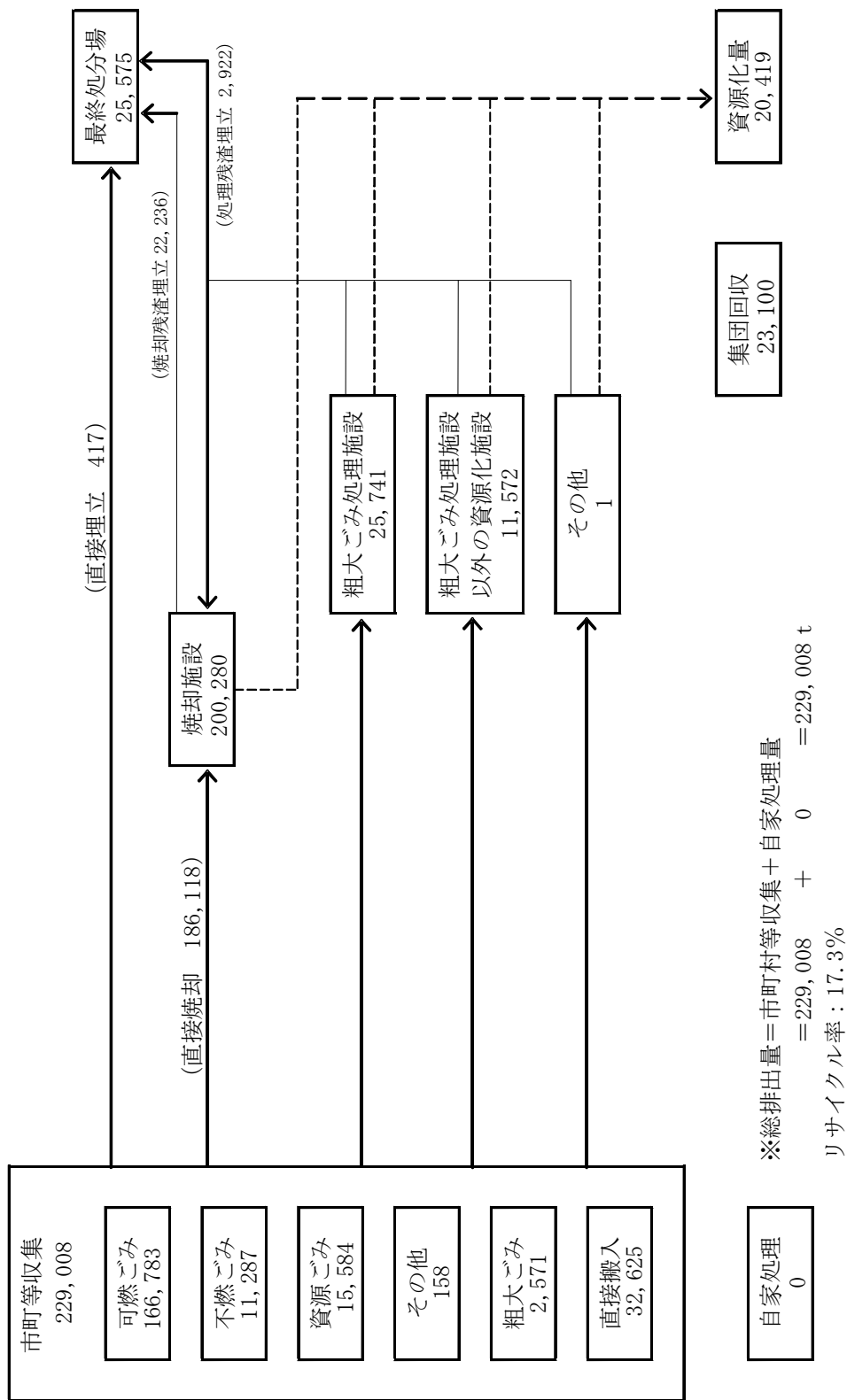
3 令和6年度 漁民の森づくり活動

市町名	団 体 名	活 動 場 所	面積 (ha)
小浜市	小浜市豊かな海の森を育てる会	小浜市豊かな海の森(学園町)	0.4

(資料:森づくり課)

図9-7 ごみ処理の状況（令和5年度）

（単位：t／年）



（資料：循環社会推進課）

表9-8 年度別ごみ処理状況

(単位：人、t)

区 分		年 度											
		H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5	
県 内 総 人 口		808,996	804,229	800,410	795,403	791,505	786,909	780,905	775,840	768,976	761,667	753,460	
計 画 処 理 区 域 内 人 口		808,996	804,229	800,410	795,403	791,505	786,909	780,905	775,840	768,976	761,667	753,460	
内 訳	計 画 収 集 人 口	808,996	804,229	800,410	795,403	791,505	786,909	780,905	775,840	768,976	761,667	753,460	
	自 家 処 理 人 口	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	衛 生 処 理 率 (%)	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	
計 画 処 理 区 域 外 人 口		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
原 単 位	一 人 一 日 平 均 排 出 量 (g)	906	894	891	887	889	903	912	901	888	878	830	
	一 人 一 日 焼 却 対 象 量 (g)	722	717	710	717	719	726	733	719	719	709	675	
計 画 収 集 量 (A)		230,407	225,534	224,479	220,750	218,621	217,350	218,846	214,204	210,201	205,708	196,383	
種 類 別 収 集 量 内 訳	一 般 ご み	可 燃 物	190,985	187,808	187,177	186,321	185,270	183,472	184,616	179,435	177,303	173,259	166,783
		不 燃 物	15,278	14,658	15,114	14,525	14,328	14,813	14,766	14,938	13,244	12,381	11,287
		合 計	206,263	202,466	202,291	200,846	199,598	198,285	199,382	194,373	190,547	185,640	178,070
	粗 大 ご み そ の 他	2,216	2,281	2,231	2,151	2,055	2,118	2,472	2,626	2,908	3,346	2,729	
	資 源 ご み	21,928	20,787	19,957	17,753	16,968	16,947	16,992	17,205	16,746	16,722	15,584	
収 集 形 態 別 収 集 量 内 訳	直 営	一 般 ご み (可 燃)	14,300	13,907	13,618	13,494	13,403	13,099	13,314	13,309	13,039	12,782	11,592
		一 般 ご み (不 燃)	35	30	32	31	35	32	35	40	35	31	0
		粗 大 ご み そ の 他	360	180	170	143	189	232	284	338	323	320	285
		資 源 ご み	346	300	436	286	270	261	279	292	279	321	236
		合 計	15,041	14,417	14,256	13,954	13,897	13,624	13,912	13,979	13,676	13,454	12,113
	委 託	一 般 ご み (可 燃)	128,112	125,875	125,243	123,811	123,565	122,011	123,682	123,534	121,810	118,265	113,758
		一 般 ご み (不 燃)	12,578	11,841	12,216	11,700	11,457	12,104	12,055	12,446	11,282	10,654	9,776
		粗 大 ご み そ の 他	1,703	1,896	1,866	1,779	1,632	1,644	1,637	1,687	1,951	1,883	1,758
		資 源 ご み	20,813	19,777	18,830	16,869	16,128	16,129	16,137	16,455	15,997	15,904	14,848
		合 計	163,206	159,389	158,155	154,159	152,782	151,888	153,511	154,122	151,040	146,706	140,140
	許 可	一 般 ご み (可 燃)	48,573	48,026	48,316	49,016	48,302	48,362	47,620	42,592	42,454	42,212	41,433
		一 般 ご み (不 燃)	2,665	2,787	2,866	2,794	2,836	2,677	2,676	2,452	1,927	1,696	1,511
		粗 大 ご み そ の 他	153	205	195	229	234	242	551	601	634	1,143	686
		資 源 ご み	769	710	691	598	570	557	576	458	470	497	500
		合 計	52,160	51,728	52,068	52,637	51,942	51,838	51,423	46,103	45,485	45,548	44,130
直 接 搬 入 ご み 量 (B)		37,051	36,951	36,658	36,775	38,209	41,948	41,876	41,074	38,944	38,423	32,625	
計 画 収 集 量 (A) + (B)		267,458	262,485	261,137	257,525	256,830	259,298	260,722	255,278	249,145	244,131	229,008	
処 理 量 内 訳	直 接 焼 却	213,059	210,494	207,903	208,206	207,779	208,525	208,903	203,553	201,394	197,197	186,118	
	直 接 埋 立	1,006	1,051	1,044	713	613	914	1,030	1,069	931	871	417	
	そ の 他	54,499	51,840	52,610	48,195	48,515	49,246	49,872	51,103	47,211	46,126	42,583	
	(そ の 他 の うち 資 源 化 量)	30,525	29,111	28,232	25,500	24,509	25,143	24,504	25,427	23,994	22,340	5,269	
自 家 処 理 量		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
ご み の 総 排 出 量		267,458	262,485	261,137	257,525	256,830	259,298	260,722	255,278	249,145	244,131	229,008	

(資料：循環社会推進課)

表9-9 福井県庁グリーン購入調達実績(令和6年度)

1 物品・サービス

分野	重点品目	適合物品量	／	調達総量	単位	調達率
1 紙類	コピー用紙(A4換算)	82,013,031	／	82,013,031	枚	100.0%
	その他の用紙	146,948	／	162,075	枚	87.0%
	衛生用紙(トイレトペーパー等)	89,239	／	89,959	個	100.0%
2 文具類	筆記具	23,230	／	23,280	点	99.7%
	印章・スタンプ台	1,285	／	1,358	点	94.3%
	修正用品	2,210	／	2,210	点	100.0%
	テープ類	5,703	／	5,715	点	99.5%
	ファイル類	53,656	／	54,246	点	99.9%
	紙製品	25,692	／	25,693	点	99.8%
	のり	2,880	／	2,880	点	100.0%
	その他	8,912	／	8,992	点	96.6%
3 オフィス家具類	いす	796	／	825	脚	99.9%
	机	282	／	284	台	100.0%
	その他	413	／	443	点	99.3%
4 画像機器等	コピー機等	33	／	33	台	93.4%
	カートリッジ	6,883	／	7,040	点	99.6%
	その他の機器	18	／	22	点	100.0%
5 電子計算機等	電子計算機	2,482	／	2,482	台	100.0%
	記録用メディア	10,247	／	16,268	枚	78.1%
	その他の機器	1,970	／	2,023	点	99.3%
6 オフィス機器等	シュレッダー	10	／	11	台	94.4%
	電池	30,777	／	30,831	個	99.8%
	その他の機器	216	／	217	点	94.8%
7 移動電話等	携帯電話等	18	／	18	台	100.0%
8 家電製品	冷蔵庫・テレビ等	31	／	31	台	100.0%
9 エアコンディショナー等	エアコン・ストーブ等	23	／	23	台	100.0%
10 温水器等	ガス温水機等	0	／	0	台	100.0%
11 照明	蛍光灯照明器具等	0	／	0	点	—
	LED照明器具等	198	／	198	点	97.1%
12 自動車等	公用車	15	／	15	台	80.0%
	公用車用タイヤ	468	／	468	本	100.0%
	その他の機器	31	／	31	点	100.0%
13 消火器	消火器	267	／	270	本	99.8%
14 制服・作業服等	作業服・帽子	1,802	／	1,802	点	93.9%
15 インテリア・寝装寝具	カーテン・布団等	86	／	98	点	95.5%
16 作業手袋	作業手袋	3,836	／	7,056	双	93.1%
17 その他繊維製品	ブルーシート等	259	／	259	点	91.4%
18 設備	太陽光発電設備	0	／	0	kW	—
19 災害備蓄用品	災害用備蓄用品	5,580	／	5,580	点	100.0%
20 公共工事	「2 公共工事」参照					99.6%
21 役務	印刷	232	／	232	件	100.0%
	庁舎管理、清掃契約等	622	／	681	件	91.4%
22 ごみ袋等	プラスチック製ごみ袋	51,293	／	81,114	袋	74.4%

2 公共工事

分野	重点品目		適合物品量	調達総量	単位	調達率
	品目分類	品目名				
資材	盛土材等	建設汚泥から再生した処理土	13,914	13,914	m3	100.0%
		建設発生土またはその改良土	14,429,733	14,429,733	m3	100.0%
		土工用水砕スラグ	0	0	m3	—
		銅スラグを用いたケーソン中詰め材	0	0	m3	—
		フェロニッケルスラグを用いたケーソン中詰め材	1,349	1,349	m3	100.0%
	地盤改良材	地盤改良用製銅スラグ	0	0	m3	—
		高炉スラグ骨材	42	42	m3	100.0%
	コンクリート用スラグ骨材	フェロニッケルスラグ骨材	0	0	m3	—
		銅スラグ骨材	0	0	m3	—
		電気炉酸化スラグ骨材	62	62	m3	100.0%
		再生加熱アスファルト混合物	34,584	34,584	t	100.0%
	アスファルト混合物	ワックス添加アスファルト混合物	3,714	3,714	m2	100.0%
		鉄鋼スラグ混入アスファルト混合物	0	0	t	—
		中温化アスファルト混合物	0	0	t	—
		鉄鋼スラグ混入路盤材	2,158	2,158	m3	100.0%
	路盤材	再生骨材等	2,425,921	2,426,213	m3	100.0%
		小径丸太材	1,306	1,306	m3	100.0%
	混合セメントおよびコンクリート	高炉セメント	21,224	21,236	t	99.9%
		フライアッシュセメント	380	380	t	100.0%
		生コンクリートおよび吹付けコンクリート（高炉）	728,365	728,366	m3	100.0%
		生コンクリートおよび吹付けコンクリート（フライアッシュ）	3,730	3,730	m3	100.0%
		セメント	3	3	個	100.0%
	コンクリートおよびコンクリート製品	透水性コンクリート	0	0	m3	100.0%
	コンクリート製品	再生材料を用いたコンクリート二次製品（インターロッキングブロックを含む。）	270,375	270,376	t	100.0%
	鉄鋼スラグ水和固化体	鉄鋼スラグブロック	0	0	kg	—
	塗料	下塗用塗料（重防食）	3	3	kg	100.0%
		低揮発性有機溶剤型の路面標示用水性塗料	0	0	m2	—
		高日射反射率塗料	0	0	m2	—
	防水	高日射反射率防水	225	225	m2	100.0%
	舗装材	再生材料を用いた舗装用ブロック（焼成）	0	0	m2	—
		再生材料を用いた舗装用ブロック類（プレキャスト無筋コンクリート製品）	0	0	m2	—
	土木用シート	再生材料を用いた土木用シート等（吸出防止材、植生・防草シート）	530,738	533,116	m2	99.6%
	園芸資材	剪定枝葉たい肥	535	535	kg	100.0%
		パークたい肥	21,180	21,180	kg	100.0%
		下水汚泥を使用した汚泥発酵肥料（下水汚泥コンポスト）	84	84	kg	100.0%
	道路照明	LED道路照明	18	18	個	100.0%
	中央分離帯ブロック	再生プラスチック製中央分離帯ブロック	0	0	個	—
	タイル	セラミックタイル	160	160	m2	100.0%
	建具	断熱サッシ・ドア	96	96	工事数	100.0%
	製材等	製材	2,477	2,512	m2	98.6%
		集成材（直交集成板を含む）、合板、単板積層材	172	172	m3	100.0%
	フローリング	フローリング	4,674	4,674	m2	100.0%
	再生木質ボード	パーティクルボード	2	2	m2	100.0%
		繊維板	326	326	m2	100.0%
		木質系セメント板	596	596	m2	100.0%
	木材・プラスチック再生複合材製品	木材・プラスチック再生複合材製品	105	105	m2	100.0%
	ビニル系床材	ビニル系床材	4,365	4,365	m2	100.0%
	断熱材	断熱材	13	13	工事数	100.0%
	照明機器	照明制御システム	3	3	工事数	100.0%
	変圧器	変圧器	10	10	台	100.0%
吸収冷温水機		1	1	台	100.0%	
氷蓄熱式空調機器		80	80	台	100.0%	
ガスエンジンヒートポンプ式空調和機		0	0	台	—	
送風機		20	20	台	100.0%	
ポンプ		26	26	台	100.0%	
配管材	排水・通気用再生硬質ポリ塩化ビニル管	8,216	9,905	m	82.9%	
衛生器具	自動水栓	11	11	工事数	100.0%	
	自動洗浄装置およびその組み込み小便器	11	13	工事数	84.6%	
	大便器	35	36	工事数	97.2%	
	コンクリート用型枠	再生材料を使用した型枠	501	501	m2	100.0%
建設機械	合板型枠	612,646	612,646	m2	100.0%	
	排出ガス対策型建設機械	11,823	11,823	台	100.0%	
工法	建設発生土有効利用工法	低騒音型建設機械	11,299	11,299	台	100.0%
	建設汚泥再生処理工法	低品質土有効利用工法	1	1	工事数	100.0%
	コンクリート塊再生処理工法	建設汚泥再生処理工法	2	2	工事数	100.0%
	舗装（表層）	コンクリート塊再生処理工法	2	2	工事数	100.0%
	舗装（路盤）	路上表層再生工法	261	261	m2	100.0%
	法面緑化工法	路上再生路盤工法	91	91	m2	100.0%
	山留め工法	建設発生木材（伐根材、伐採材、枝葉等または建設発生土を活用した法面緑化工法等（現場内利用工事）	0	0	m2	—
	目的物	木材チップを活用した植生基材吹付工法等（工事間流用・購入工事）	7,713	7,713	m2	100.0%
目的物	舗装	泥土低減型ソイルセメント柱列壁工法	0	0	工事数	—
	舗装	排水性舗装	0	0	m2	—
	屋上緑化	透水性舗装	2,218	2,218	m2	100.0%
	屋上緑化	0	0	m2	—	

